

関係法令集（平成31年3月時点）

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：令和元年7月5日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：令和2年3月18日）：□□□□枠内 発電所アセス省令（最終改正：令和2年3月18日）：□□□□枠内</p>
<p>目次 頁</p> <p>第一章 総則（第一条－第三条）……………1</p> <p>第二章 方法書の作成前の手続</p> <p> 第一節 配慮書（第三条の二－第三条の十）……………9</p> <p> 第二節 第二種事業に係る判定（第四条）……………18</p> <p>第三章 方法書（第五条－第十条）……………28</p> <p>第四章 環境影響評価の実施等（第十一条－第十三条）……………33</p> <p>第五章 準備書（第十四条－第二十条）……………100</p> <p>第六章 評価書……………104</p> <p> 第一節 評価書の作成等（第二十一条－第二十四条）……………104</p> <p> 第二節 評価書の補正等（第二十五条－第二十七条）……………109</p> <p>第七章 対象事業の内容の修正等（第二十八条－第三十条）……………111</p> <p>第八章 評価書の公告及び縦覧後の手続（第三十一条－第三十八条の五）……………113</p> <p>第九章 環境影響評価その他の手続の特例等……………省略</p> <p> 第一節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例 （第三十八条の六－第四十六条）</p> <p> 第二節 港湾計画に係る環境影響評価その他の手続 （第四十七条・第四十八条）</p> <p>第十章 雑則（第四十九条－第六十二条）……………123</p> <p>附則……………省略</p> <p>第一章 総則 （目的）</p> <p>第一条 この法律は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価について国等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「環境影響評価」とは、事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。</p> <p>2 この法律において「<u>第一種事業</u>」とは、次に掲げる要件を満たしている事業であって、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして<u>政令で定めるものをいう</u>。</p> <p>一 次に掲げる事業の種類の内いずれかに該当する一の事業であること。</p> <p>イ 高速自動車国道、一般国道その他の道路法（昭和27年法律第180号）第二条第1項に規定する道路その他の道路の新設及び改築の事業</p> <p>ロ 河川法（昭和39年法律第167号）第三条第1項に規定する河川に関するダムの新築、堰の新築及び改築の事業（以下この号において「ダム新築等事業」という。）並びに同法第八条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの</p>	<p>⇒（第一種事業）</p> <p>第一条 環境影響評価法（以下「法」という。）第二条第2項の政令で定める事業は、<u>別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる要件に該当する一の事業とする</u>。ただし、当該事業が同表の一の項から五の項まで又は八の項から十三の項までの第二欄に掲げる要件の内いずれかに該当し、かつ、公有水面の埋立て又は干拓（同表の七の項の第二欄に掲げる要件に該当するもの及び同表の七の項の第三欄に掲げる要件に該当することを理由として法第四条第3項第一号の措置がとられたものに限る。以下「対象公有水面埋立て等」という。）を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。</p> <p>⇒①の別表第一へ（p4-8を参照のこと）</p>	

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：令和元年7月5日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：令和2年3月18日）：□□□□枠内 発電所アセス省令（最終改正：令和2年3月18日）：□□□□枠内</p>
<p>ハ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）による軌道の建設及び改良の事業</p> <p>ニ 空港法（昭和31年法律第80号）第二条に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業</p> <p>ホ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第三十八条に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事の事業</p> <p>ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第八条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場及び同法第十五条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場の設置並びにその構造及び規模の変更の事業</p> <p>ト 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）による公有水面の埋立て及び干拓その他の水面の埋立て及び干拓の事業</p> <p>チ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第二条第1項に規定する土地区画整理事業</p> <p>リ 新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）第二条第1項に規定する新住宅市街地開発事業</p> <p>ヌ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和33年法律第98号）第二条第5項に規定する工業団地造成事業及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）第二条第4項に規定する工業団地造成事業</p> <p>ル 新都市基盤整備法（昭和47年法律第86号）第二条第1項に規定する新都市基盤整備事業</p> <p>ヲ 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第二条第2項に規定する流通業務団地造成事業</p> <p>ワ イからヲまでに掲げるもののほか、一の事業に係る環境影響を受ける地域の範囲が広く、その一の事業に係る環境影響評価を行う必要の程度がこれらに準ずるものとして政令で定める事業の種類</p> <p>二 次のいずれかに該当する事業であること。</p> <p>イ 法律の規定であって政令で定めるものにより、その実施に際し、免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意又は届出（当該届出に係る法律において、当該届出に関し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができることが規定されているものに限る。ホにおいて同じ。）が必要とされる事業（ホに掲げるものを除く。）</p> <p>ロ 国の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第二条第1項第一号の補助金、同項第二号の負担金及び同項第四号の政令で定める給付金のうち政令で定めるものをいう。以下同じ。）の交付の対象となる事業（イに掲げるものを除く。）</p> <p>ハ 特別の法律により設立された法人（国が出資しているものに限る。）がその業務として行う事業（イ及びロに掲げるものを除く。）</p> <p>ニ 国が行う事業（イ及びホに掲げるものを除く。）</p> <p>ホ 国が行う事業のうち、法律の規定であって政令で定めるものにより、その実施に際し、免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意又は届出が必要とされる事業</p> <p>3 この法律において「第二種事業」とは、前項各号に掲げる要件を満たしている事業であって、第一種事業に準ずる規模（その規模に係る数値の第一種事業の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値以上であるものに限る。）を有するもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定（以下単に</p>	<p>⇒（法第二条第2項第一号ワの政令で定める事業の種類）</p> <p>第二条 法第二条第2項第一号ワの政令で定める事業の種類は、宅地の造成の事業（造成後の宅地又は当該宅地の造成と併せて整備されるべき施設が不特定かつ多数の者に供給されるものに限るものとし、同号チからヲまでに掲げるものに該当するものを除く。）とする。</p> <p>⇒（免許等に係る法律の規定）</p> <p>第三条 法第二条第2項第二号イの法律の規定であって政令で定めるものは、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類（第二欄及び第三欄に掲げる事業の種類の詳細を含む。）ごとにそれぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。</p> <p>⇒①の別表第一へ（p4-8を参照のこと）</p> <p>⇒（法第二条第2項第二号ロの政令で定める給付金）</p> <p>第四条 法第二条第2項第二号ロに規定する給付金のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第百五条の三第2項に規定する交付金</p> <p>二 社会資本整備総合交付金</p> <p>⇒（法第二条第2項第二号ホの法律の規定であって政令で定めるもの）</p> <p>第五条 法第二条第2項第二号ホの法律の規定であって政令で定めるものは、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第四十二条第1項（土地改良法（昭和24年法律第195号）第二条第2項第四号の事業に適用される場合に限る。）の規定とする。</p> <p>⇒（第二種事業の規模に係る数値の比）</p> <p>第六条 法第二条第3項の政令で定める数値は、0.75とする。</p>	

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：令和元年7月5日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：令和2年3月18日）：□□□□枠内 発電所アセス省令（最終改正：令和2年3月18日）：□□□□枠内</p>
<p>「判定」という。)を第四条第1項各号に定める者が同条の規定により行う必要があるものとして<u>政令で定めるもの</u>をいう。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>電気事業法 (事業用電気工作物に係る環境影響評価) 第四十六条の二 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて環境影響評価法(平成9年法律第81号)第二条第2項に規定する第一種事業又は同条第3項に規定する第二種事業に該当するものに係る同条第1項に規定する環境影響評価(以下「環境影響評価」という。)その他の手続については、同法及びこの節の定めるところによる。</p> </div> <p>4 この法律において「対象事業」とは、第一種事業又は第四条第3項第一号(第三十九条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の措置がとられた第二種事業(第四条第4項(第三十九条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))及び第二十九条第2項(第四十条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)において準用する第四条第3項第二号の措置がとられたものを除く。)をいう。</p> <p>5 この法律(この章を除く。)において「事業者」とは、対象事業を実施しようとする者(国が行う対象事業にあつては当該対象事業の実施を担当する行政機関(地方支分部局を含む。))の長、委託に係る対象事業にあつてはその委託をしようとする者)をいう。</p> <p>(国等の責務) 第三条 国、地方公共団体、事業者及び国民は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、この法律の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。</p>	<p>⇒(第二種事業) 第七条 法第二条第3項の政令で定める事業は、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が同表の一の項から五の項まで又は八の項から十三の項までの第三欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、対象公有水面埋立て等を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。 ⇒①の別表第一へ(p4-8を参照のこと)</p>	

① 別表第一（環境影響評価法施行令第一条、第三条、第七条関係）

事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	法律の規定
一 法第二条第2項第一号イに掲げる事業の種類	イ 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第四条第1項の高速自動車国道の新設の事業		事業を実施しようとする者（以下「事業主体」という。）が国土交通大臣以外の者である場合につき、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第三条第1項又は第6項
	ロ 高速自動車国道法第四条第1項の高速自動車国道の改築の事業であって、車線（道路構造令（昭和45年政令第320号）第二条第七号の登坂車線、同条第八号の屈折車線及び同条第九号の変速車線を除く。以下同じ。）の数の増加を伴うもの（車線の数の増加に係る部分の長さが1km以上であるものに限る。）		
	ハ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第十二条第1項第四号に規定する首都高速道路若しくは阪神高速道路又は道路整備特別措置法第十二条第1項に規定する指定都市高速道路（以下「首都高速道路等」という。）の新設の事業（車線の数が4以上である道路を設けるものに限る。）		
	ニ 首都高速道路等の改築の事業であって、車線の数の増加を伴うもの（改築後の車線の数が4以上であり、かつ、車線の数の増加に係る部分の長さが1km以上であるものに限る。）		
	ホ 道路法（昭和27年法律第180号）第五条第1項に規定する道路（首都高速道路等であるものを除く。以下「一般国道」という。）の新設の事業（車線の数が4以上であり、かつ、長さが10km以上である道路を設けるものに限る。）	一般国道の新設の事業（車線の数が4以上であり、かつ、長さが7.5km以上10km未満である道路を設けるものに限る。）	事業主体が国土交通大臣以外の者である場合につき、道路法第七十四条第2項又は道路整備特別措置法第三条第1項若しくは第6項若しくは第十条第1項若しくは第4項
	ヘ 一般国道の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ又は新たに道路を設けるもの（車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が4以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が4以上であるものに限る。）の長さの合計が10km以上であるものに限る。）	一般国道の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ又は新たに道路を設けるもの（車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が4以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が4以上であるものに限る。）の長さの合計が7.5km以上10km未満に限る。）	
	ト 森林法（昭和26年法律第249号）第九十三条に規定する林道の開設又は拡張の事業であって、森林法施行令（昭和26年政令第276号）別表第三林道の開設に要する費用の項第六号並びに同表林道の拡張に要する費用の項第一号（2）及び同項第二号（3）に規定する林道に係るもの（幅員が6.5m以上であり、かつ、長さが20km以上である林道を設けるものに限る。）	森林法第九十三条に規定する林道の開設又は拡張の事業であって、森林法施行令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号並びに同表林道の拡張に要する費用の項第一号（2）及び同項第二号（3）に規定する林道に係るもの（幅員が6.5m以上であり、かつ、長さが15km以上20km未満である林道を設けるものに限る。）	
二 法第二条第2項第一号ロに掲げる事業の種類	イ 河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第二条第二号のサーチャージ水位（サーチャージ水位がないダムにあっては、同条第一号の常時満水位）における貯水池の区域（以下「貯水区域」という。）の面積（以下「貯水面積」という。）が100ha以上であるダムの新築（五の項において「大規模ダム新築」という。）の事業（当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの（当該水力発電所の出力が2.25万kW以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。以下「第一種ダム新築事業」という。）であって、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川法（昭和39年法律第167号）第八条に規定する河川工事（以下単に「河川工事」という。）として行うもの	貯水面積が75ha以上100ha未満であるダムの新築の事業（当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの（当該水力発電所の出力が2.25万kW以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。以下「第二種ダム新築事業」という。）であって、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの	都道府県知事又は指定都市の長が一般河川について事業を実施する場合につき、河川法第七十九条第1項（河川法施行令（昭和40年政令第14号）第四十五条第二号に係る場合に限る。）

ロ	第一種ダム新築事業であって、当該ダムを用いて水道法（昭和32年法律第177号）第三条第2項の水道事業（以下単に「水道事業」という。）又は同条第4項の水道用水供給事業（以下単に「水道用水供給事業」という。）を営み、又は営もうとする者が行うもの	第二種ダム新築事業であって、当該ダムを用いて水道事業又は水道用水供給事業を営み、又は営もうとする者が行うもの	水道法第六条第1項、第十条第1項、第二十六条又は第三十条第1項
ハ	第一種ダム新築事業であって、当該ダムを用いて工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第二条第4項の工業用水道事業（以下単に「工業用水道事業」という。）を営み、又は営もうとする者が行うもの（地方公共団体が法第二条第2項第二号ロの国の補助金等の交付を受けないで行うものを除く。）	第二種ダム新築事業であって、当該ダムを用いて工業用水道事業を営み、又は営もうとする者が行うもの（地方公共団体が法第二条第2項第二号ロの国の補助金等の交付を受けないで行うものを除く。）	事業主体が地方公共団体以外の者である場合につき、工業用水道事業法第三条第2項又は第六条第2項
ニ	第一種ダム新築事業であって、土地改良法第二条第2項の土地改良事業（以下単に「土地改良事業」という。）として行うもの	第二種ダム新築事業であって、土地改良事業として行うもの	事業主体が国又は都道府県以外の者である場合につき、土地改良法第五条第1項、第四十八条第1項、第九十五条第1項又は第九十五条の二第1項
ホ	第一種ダム新築事業であって、独立行政法人水資源機構が行うもの	第二種ダム新築事業であって、独立行政法人水資源機構が行うもの	独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第十三条第1項
ヘ	計画湛水位（堰の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰によってたたることとした流水の最高の水位で堰の直上流部におけるものをいう。）における湛水区域（以下単に「湛水区域」という。）の面積（以下「湛水面積」という。）が100ha以上である堰の新築（五の項において「大規模堰新築」という。）の事業（当該堰が水力発電所の設備となる場合にあっては当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの（当該水力発電所の出力が2.25万kW以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。以下「第一種堰新築事業」という。）であって、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの	湛水面積が75ha以上100ha未満である堰の新築の事業（当該堰が水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの（当該水力発電所の出力が2.25万kW以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。以下「第二種堰新築事業」という。）であって、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの	
ト	改築後の湛水面積が100ha以上であり、かつ、湛水面積が50ha以上増加することとなる堰の改築（五の項において「大規模堰改築」という。）の事業（当該改築後の堰が水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの（当該水力発電所の出力が2.25万kW以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。以下「第一種堰改築事業」という。）であって、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの	改築後の湛水面積が75ha以上であり、かつ、湛水面積が37.5ha以上増加することとなる堰の改築の事業（第一種堰改築事業に該当しないものに限るものとし、当該改築後の堰が水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの（当該水力発電所の出力が2.25万kW以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。以下「第二種堰改築事業」という。）であって、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの	
チ	第一種堰新築事業であって、当該堰を用いて水道事業又は水道用水供給事業を営み、又は営もうとする者が行うもの	第二種堰新築事業であって、当該堰を用いて水道事業又は水道用水供給事業を営み、又は営もうとする者が行うもの	水道法第六条第1項、第十条第1項、第二十六条又は第三十条第1項
リ	第一種堰改築事業であって、当該堰を用いて水道事業又は水道用水供給事業を営み、又は営もうとする者が行うもの	第二種堰改築事業であって、当該堰を用いて水道事業又は水道用水供給事業を営み、又は営もうとする者が行うもの	
ヌ	第一種堰新築事業であって、当該堰を用いて工業用水道事業を営み、又は営もうとする者が行うもの（地方公共団体が法第二条第2項第二号ロの国の補助金等の交付を受けないで行うものを除く。）	第二種堰新築事業であって、当該堰を用いて工業用水道事業を営み、又は営もうとする者が行うもの（地方公共団体が法第二条第2項第二号ロの国の補助金等の交付を受けないで行うものを除く。）	事業主体が地方公共団体以外の者である場合につき、工業用水道事業法第三条第2項又は第六条第2項
ル	第一種堰改築事業であって、当該堰を用いて工業用水道事業を営み、又は営もうとする者が行うもの（地方公共団体が法第二条第2項第二号ロの国の補助金等の交付を受けないで行うものを除く。）	第二種堰改築事業であって、当該堰を用いて工業用水道事業を営み、又は営もうとする者が行うもの（地方公共団体が法第二条第2項第二号ロの国の補助金等の交付を受けないで行うものを除く。）	
ヲ	第一種堰新築事業であって、土地改良事業として行うもの	第二種堰新築事業であって、土地改良事業として行うもの	事業主体が国又は都道府県以外の者である場合につき、土地改良法第五条第1項、第四十八条第1項、第九十五条第1項又は第九十五条の二第1項
ヅ	第一種堰改築事業であって、土地改良事業として行うもの	第二種堰改築事業であって、土地改良事業として行うもの	
カ	第一種堰新築事業であって、独立行政法人水資源機構が行うもの	第二種堰新築事業であって、独立行政法人水資源機構が行うもの	独立行政法人水資源機構法第十三条第1項
コ	第一種堰改築事業であって、独立行政法人水資源機構が行うもの	第二種堰改築事業であって、独立行政法人水資源機構が行うもの	

	<p>タ 施設が設置される土地の面積及び施設の操作により露出することとなる水底の最大の水平投影面積の合計以下「湖沼開発面積」という。)が100ha以上である湖沼水位調節施設の新築の事業であって、国土交通大臣、都道府県知事、指定都市の長又は独立行政法人水資源機構が河川工事として行うもの</p> <p>レ 100ha以上の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業であって、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの</p>	<p>湖沼開発面積が75ha以上100ha未満である湖沼水位調節施設の新築の事業であって、国土交通大臣、都道府県知事又は独立行政法人水資源機構が河川工事として行うもの</p> <p>75ha以上100ha未満の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業であって、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの</p>	<p>独立行政法人水資源機構が事業を実施する場合につき、独立行政法人水資源機構法第十三条第1項</p>
三 法第二条第2項第一号ハに掲げる事業の種類	<p>イ 全国新幹線鉄道整備法(昭和45年法律第71号)第四条第1項に規定する建設線の建設(既設の同法附則第6項第一号の新幹線鉄道規格新線(以下単に「新幹線鉄道規格新線」という。)の区間について行うものを除く。)の事業</p> <p>ロ 全国新幹線鉄道整備法第二条の新幹線鉄道に係る鉄道施設の改良(本線路の増設(一の停車場に係るものを除く。)又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。)に限る。以下「鉄道施設の改良」という。)の事業</p> <p>ハ 新幹線鉄道規格新線の建設の事業</p> <p>ニ 新幹線鉄道規格新線に係る鉄道施設の改良の事業</p> <p>ホ 鉄道事業法による鉄道(懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道並びに新幹線鉄道及び新幹線鉄道規格新線を除く。以下「普通鉄道」という。)の建設(全国新幹線鉄道整備法附則第6項第二号の新幹線鉄道直通線の建設を除く。)の事業(長さが10km以上である鉄道を設けるものに限る。)</p> <p>ヘ 普通鉄道に係る鉄道施設の改良の事業(改良に係る部分の長さが10km以上であるものに限る。)</p> <p>ト 軌道法(大正10年法律第76号)による新設軌道(普通鉄道の構造と同様の構造を有するものに限る。以下単に「新設軌道」という。)の建設の事業(長さが10km以上である軌道を設けるものに限る。)</p> <p>チ 新設軌道に係る線路の改良(本線路の増設(一の停車場に係るものを除く。)又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。)に限る。この項のチの第三欄において「線路の改良」という。)の事業(改良に係る部分の長さが10km以上であるものに限る。)</p>	<p>全国新幹線鉄道整備法第九條第1項</p> <p>鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第十二條第1項又は同條第4項において準用する同法第九條第1項</p> <p>全国新幹線鉄道整備法附則第11項</p> <p>鉄道事業法第十二條第1項又は同條第4項において準用する同法第九條第1項</p> <p>普通鉄道の建設(全国新幹線鉄道整備法附則第6項第二号の新幹線鉄道直通線の建設を除く。)の事業(長さが7.5km以上10km未満である鉄道を設けるものに限る。)</p> <p>普通鉄道に係る鉄道施設の改良の事業(改良に係る部分の長さが7.5km以上10km未満であるものに限る。)</p> <p>新設軌道の建設の事業(長さが7.5km以上10km未満である軌道を設けるものに限る。)</p> <p>新設軌道に係る線路の改良の事業(改良に係る部分の長さが7.5km以上10km未満であるものに限る。)</p>	<p>鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第十二條第1項又は同條第4項において準用する同法第九條第1項</p> <p>鉄道事業法第八條第1項又は第九條第1項</p> <p>鉄道事業法第十二條第1項又は同條第4項において準用する同法第九條第1項</p> <p>軌道法第五條第1項又は第三十三條(軌道法施行令(昭和28年政令第258号)第六條第1項に係る場合に限る。)</p> <p>軌道法第三十三條(軌道法施行令第六條第1項に係る場合に限る。)</p>
四 法第二条第2項第一号ニに掲げる事業の種類	<p>イ 飛行場及びその施設の設置の事業(長さが2,500m以上である滑走路を設けるものに限る。)</p> <p>ロ 滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業(新設する滑走路の長さが2,500m以上であるものに限る。)</p> <p>ハ 滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業(延長後の滑走路の長さが2,500m以上であり、かつ、滑走路を500m以上延長するものに限る。)</p>	<p>飛行場及びその施設の設置の事業(長さが1,875m以上2,500m未満である滑走路を設けるものに限るものとし、この項のイの第二欄に掲げる要件に該当するものを除く。)</p> <p>滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業(新設する滑走路の長さが1,875m以上2,500m未満であるものに限るものとし、この項のロの第二欄に掲げる要件に該当するものを除く。)</p> <p>滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業(延長後の滑走路の長さが1,875m以上であり、かつ、滑走路を375m以上延長するものに限るものとし、この項のハの第二欄に掲げる要件に該当するものを除く。)</p>	<p>事業主体が国以外の者である場合につき、航空法(昭和27年法律第231号)第三十八條第1項</p> <p>事業主体が国以外の者である場合につき、航空法第四十三條第1項</p>
五 法第二条第2項第一号ホに掲げる事業の種類	<p>イ 出力が3万kW以上である水力発電所の設置の工事業(当該水力発電所の設備にダム又は堰が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者(その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。)</p>	<p>出力が2.25万kW以上3万kW未満である水力発電所の設置の工事業(この項のロの第二欄に掲げる要件に該当しないものに限るものとし、当該水力発電所の設備にダム又は堰が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者(その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。)</p>	<p>電気事業法第四十七條第1項若しくは第2項又は第四十八條第1項⇒【補足】該当箇所はp120を参照のこと</p>

	ロ 出力が2.25万kW以上3万kW未満である水力発電所の設置の工事業(当該水力発電所の設置の工事が大規模ダム新築又は大規模堰新築若しくは大規模堰改築(以下「大規模ダムの新築等」という。)を伴い、かつ、大規模ダム新築等を行おうとする者(その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるものに限る。)		
	ハ 出力が3万kW以上である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事業(当該水力発電所の変更の工事がダムの新築又は堰の新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者(その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。)	出力が2.25万kW以上3万kW未満である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事業(この項のニの第二欄に掲げる要件に該当しないものに限るものとし、当該水力発電所の変更の工事がダムの新築又は堰の新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者(その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。)	
	ニ 出力が2.25万kW以上3万kW未満である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事業(当該水力発電所の変更の工事が大規模ダム新築等を伴い、かつ、大規模ダム新築等を行おうとする者(その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるものに限る。)		
	ホ 出力が15万kW以上である火力発電所(地熱を利用するものを除く。)の設置の工事業	出力が11.25万kW以上15万kW未満である火力発電所(地熱を利用するものを除く。)の設置の工事業	
	ヘ 出力が15万kW以上である発電設備の新設を伴う火力発電所(地熱を利用するものを除く。)の変更の工事業	出力が11.25万kW以上15万kW未満である発電設備の新設を伴う火力発電所(地熱を利用するものを除く。)の変更の工事業	
	ト 出力が1万kW以上である火力発電所(地熱を利用するものに限る。)の設置の工事業	出力が0.75万kW以上1万kW未満である火力発電所(地熱を利用するものに限る。)の設置の工事業	
	チ 出力が1万kW以上である発電設備の新設を伴う火力発電所(地熱を利用するものに限る。)の変更の工事業	出力が0.75万kW以上1万kW未満である発電設備の新設を伴う火力発電所(地熱を利用するものに限る。)の変更の工事業	
	リ 原子力発電所の設置の工事業		
	ヌ 発電設備の新設を伴う原子力発電所の変更の工事業		
	ル 出力が1万kW以上である風力発電所の設置の工事業	出力が0.75万kW以上1万kW未満である風力発電所の設置の工事業	
	ロ 出力が1万kW以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事業	出力が0.75万kW以上1万kW未満である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事業	
六 法第二条第2項第一号へに掲げる事業の種類	イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第八条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下「一般廃棄物最終処分場」という。)又は同法第十五条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場(以下「産業廃棄物最終処分場」という。)の設置の事業(埋立処分の用に供される場所(以下「埋立処分場所」という。)の面積が30ha以上であるものに限る。)	一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の設置の事業(埋立処分場所の面積が25ha以上30ha未満であるものに限る。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第1項、第九条の三第1項又は第十五条第1項
	ロ 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業(埋立処分場所の面積が30ha以上増加するものに限る。)	一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業(埋立処分場所の面積が25ha以上30ha未満増加するものに限る。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第1項、第九条の三第8項又は第十五条の二の六第1項
七 法第二条第2項第一号トに掲げる事業の種類	公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業(埋立て又は干拓に係る区域(以下「埋立干拓区域」という。)の面積が50haを超えるものに限る。)	公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業(埋立干拓区域の面積が40ha以上50ha以下であるものに限る。)	事業主体が土地改良事業を行う農林水産大臣以外の者である場合につき、公有水面埋立法第二条第1項又は第四十二条第1項
八 法第二条第2項第一号チに掲げる事業の種類	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第二条第1項に規定する土地区画整理事業である事業(都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により都市計画に定められ、かつ、施行区域の面積が100ha以上であるものに限る。)	土地区画整理法第二条第1項に規定する土地区画整理事業である事業(都市計画法の規定により都市計画に定められ、かつ、施行区域の面積が75ha以上100ha未満であるものに限る。)	事業主体が国土交通大臣以外の者である場合につき、土地区画整理法第四条第1項、第十条第1項、第十四条第1項若しくは第3項、第三十九条第1項、第五十一条の二第1項、第五十一条の十第1項、第五十二条第1項、第五十五条第12項、第七十一条の二第1項又は第七十一条の三第14項

九 法第二条第2項第一号 リに掲げる事業の種類	新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）第二条第1項に規定する新住宅市街地開発事業である事業（施行区域の面積が100ha以上であるものに限る。）	新住宅市街地開発法第二条第1項に規定する新住宅市街地開発事業である事業（施行区域の面積が75ha以上100ha未満であるものに限る。）	都市計画法第五十九条第1項から第4項まで又は第六十三条第1項
十 法第二条第2項第一号 ヌに掲げる事業の種類	イ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和33年法律第98号）第二条第5項に規定する工業団地造成事業である事業（施行区域の面積が100ha以上であるものに限る。）	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第5項に規定する工業団地造成事業である事業（施行区域の面積が75ha以上100ha未満であるものに限る。）	都市計画法第五十九条第1項から第3項まで又は第六十三条第1項
	ロ 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和39年法律第145号）第二条第4項に規定する工業団地造成事業である事業（施行区域の面積が100ha以上であるものに限る。）	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第4項に規定する工業団地造成事業である事業（施行区域の面積が75ha以上100ha未満であるものに限る。）	
十一 法第二条第2項第一号 ルに掲げる事業の種類	新都市基盤整備法（昭和47年法律第86号）第二条第1項に規定する新都市基盤整備事業である事業（施行区域の面積が100ha以上であるものに限る。）	新都市基盤整備法第二条第1項に規定する新都市基盤整備事業である事業（施行区域の面積が75ha以上100ha未満であるものに限る。）	都市計画法第五十九条第1項から第3項まで又は第六十三条第1項
十二 法第二条第2項第一号 ヲに掲げる事業の種類	流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第二条第2項に規定する流通業務団地造成事業である事業（施行区域の面積が100ha以上であるものに限る。）	流通業務市街地の整備に関する法律第二条第2項に規定する流通業務団地造成事業である事業（施行区域の面積が75ha以上100ha未満であるものに限る。）	都市計画法第五十九条第1項から第3項まで又は第六十三条第1項
十三 宅地の造成の事業 （第二条に規定する宅地の造成の事業に限る。 以下この項において同じ。）	イ 独立行政法人都市再生機構が行う宅地の造成の事業（造成に係る土地の面積が100ha以上であるものに限る。）	独立行政法人都市再生機構が行う宅地の造成の事業（造成に係る土地の面積が75ha以上100ha未満であるものに限る。）	
	ロ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う宅地の造成の事業（造成に係る土地の面積が100ha以上であるものに限る。）	独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う宅地の造成の事業（造成に係る土地の面積が75ha以上100ha未満であるものに限る。）	

<p style="text-align: center;">環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：[]枠内</p>	<p style="text-align: center;">環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：[]枠内</p>	<p style="text-align: center;">環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：[]枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：[]枠内</p>
<p>第二章 方法書の作成前の手続 第一節 配慮書 (計画段階配慮事項についての検討) 第三条の二 第一種事業を実施しようとする者（国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。）は、第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の第二条第2項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに<u>主務省令で定める事項を決定するに当たっては</u>、同号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに<u>主務省令で定めるところにより</u>、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならない。</p> <p>2 前項の事業が実施されるべき区域その他の事項を定める主務省令は、主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が環境大臣に協議して定めるものとする。</p> <p>3 第1項の主務省令（事業が実施されるべき区域その他の事項を定める主務省令を除く。）は、計画段階配慮事項についての検討を適切に行うために必要であると認められる計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する<u>指針につき主務大臣</u>（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が<u>環境大臣に協議して定めるものとする</u>。</p>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>発電所アセス省令 ⇒（法第三条の二第1項の主務省令で定める事項） 第一条 環境影響評価法施行令（平成9年政令第346号。以下「令」という。）別表第一の五の項のイからワまでの第二欄に掲げる要件に該当する第一種事業（以下「第一種事業」という。）に係る環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第三条の二第1項の主務省令で定める事項は、第一種事業に係る発電設備等の構造若しくは配置、第一種事業を実施する位置又は第一種事業の規模に関する事項であつて、次に掲げる事項を含むものとする。 一 第一種事業の実施が想定される区域（以下「第一種事業実施想定区域」という。）及びその面積 二 第一種事業に係る電気工作物（電気事業法（昭和39年法律第170号）第二条第1項第十八号に規定する電気工作物をいう。）その他の設備に係る事項</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>発電所アセス省令 ⇒（計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針） 第二条 第一種事業に係る法第三条の二第3項の計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針については、次条から第十条までに定めるところによる。 (構造等に関する複数案の設定) 第三条 計画段階配慮事項についての検討に当たっては、第一種事業に係る発電設備等の構造若しくは配置、第一種事業を実施する位置又は第一種事業の規模に関する複数案（以下「構造等に関する複数案」という。）を適切に示すものとする。ただし、構造等に関する複数案の設定が現実的でないと認められることその他の理由により構造等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにした上で、単一案を設定するものとする。 2 前項の規定による構造等に関する複数案の設定に当たっては、第一種事業を実施しない案を含めた検討が現実的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとする。 (配慮書事業特性及び配慮書地域特性の把握) 第四条 計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種事業の内容（以下「配慮書事業特性」という。）並びに第一種事業実施想定区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下「配慮書地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。 一 配慮書事業特性に関する情報 イ 第一条各号に掲げる事項 ロ 第一種事業により設置又は変更されることとなる発電所の原動力の種類 ハ 第一種事業により設置又は変更されることとなる発電所の出力 ニ 第一種事業により設置又は変更されることとなる発電所の設備の配置計画の概要 ホ 第一種事業に係る工事の実施（この条から第九条までにおいて「第一種事業の工事の実施」という。）に係る期間及び工程計画の概要 ヘ その他第一種事業に関する事項 二 配慮書地域特性に関する情報</p> </div>

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：[] 枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：[] 枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：[] 枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：[] 枠内</p>
		<p>イ 自然的状況 (1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境(以下「大気環境」という。)の状況(環境基本法（平成5年法律第91号）第十六条第1項の規定による環境上の条件についての基準(以下「環境基準」という。)の確保の状況を含む。) (2) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境(以下「水環境」という。)の状況(環境基準の確保の状況を含む。) (3) 土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。） (4) 地形及び地質の状況 (5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況 (7) 一般環境中の放射性物質の状況</p> <p>ロ 社会的状況 (1) 人口及び産業の状況 (2) 土地利用の状況 (3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況 (4) 交通の状況 (5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況 (6) 下水道の整備の状況 (7) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容 (8) その他第一種事業に関する事項</p> <p>2 前項第二号に掲げる情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとし、必要に応じ、次の各号のいずれかに該当する地域の管轄に係る地方公共団体（第七条から第十四条までにおいて「関係地方公共団体」という。）、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は現地の状況を確認することにより把握するよう努めるものとする。この場合において、当該資料については、その出典を明らかにできるよう整理するものとする。</p> <p>一 第一種事業実施想定区域及びその周囲1kmの範囲内の地域 二 既に入手している情報によって、一以上の環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に係る環境影響を受けるおそれがあると判断される地域</p> <p>（計画段階配慮事項の選定）</p> <p>第五条 第一種事業に係る計画段階配慮事項の選定は、当該第一種事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（本条において「影響要因」という。）により重大な影響を受けるおそれがある環境要素に関し、当該影響要因が及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。この場合においては、前条の規定により把握した配慮書事業特性及び配慮書地域特性に関する情報を踏まえ、当該選定を行うものとする。</p> <p>2 前項の規定による検討は、次に掲げる各影響要因に関し、物質を排出し、又は既存の環境を損ない、若しくは変化させることとなる要因として配慮書事業特性に応じて適切に区分された影響要因ごとに行うものとする。なお、この場合において、第一号に掲げる影響要因の区分については、影響の重大性に着目し、必要に応じ選定するものとする。</p> <p>一 第一種事業の工事の実施（第一種事業の一部として、第一種事業実施想定区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は当該廃棄を含む。） 二 第一種事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は当該工作物において行われることが予想される事業活動その他の人の活動であって第一種事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行わ</p>

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：[] 枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：[] 枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：[] 枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：[] 枠内</p>
		<p>れることが予定されている場合には、当該撤去又は当該廃棄を含む。）</p> <p>3 第1項の規定による検討は、次に掲げる各環境要素に関し、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分された環境要素ごとに行うものとする。</p> <p>一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。）</p> <p>イ 大気環境</p> <p>(1)大気質</p> <p>(2)騒音（周波数が20Hzから100Hzまでの音によるものを含む。以下同じ。）及び超低周波音（周波数が20Hz以下の音をいう。以下同じ。）</p> <p>(3)振動</p> <p>(4)悪臭</p> <p>(5)(1)から(4)までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素</p> <p>ロ 水環境</p> <p>(1)水質（地下水の水質を除く。以下同じ。）</p> <p>(2)水底の底質</p> <p>(3)地下水の水質及び水位</p> <p>(4)(1)から(3)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素</p> <p>ハ その他の環境（イ及びロに掲げるものを除く。以下同じ。）</p> <p>(1)地形及び地質</p> <p>(2)地盤</p> <p>(3)土壌</p> <p>(4)その他の環境要素</p> <p>二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。）</p> <p>イ 動物</p> <p>ロ 植物</p> <p>ハ 生態系</p> <p>三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。）</p> <p>イ 景観</p> <p>ロ 人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）</p> <p>イ 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。以下同じ。）</p> <p>五 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 放射線の量</p> <p>4 第1項の規定による計画段階配慮事項の選定は、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにするものとし、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。</p> <p>5 第1項の規定による計画段階配慮事項の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、第1項の規定により選定された事項（以下「選定事項」という。）として選定した理由を明らかにできるように整理するものとする。</p> <p>（調査、予測及び評価の手法の選定の基本的考え方）</p> <p>第六条 第一種事業に係る計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定は、選定事項ごとに当該選定事項の特性及び第一種事業が及ぼすおそれがある</p>

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：[]枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：[]枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：[]枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：[]枠内</p>
		<p>環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、構造等に関する複数案及び選定事項ごとに、次条から第十条までに定めるところにより選定して行うものとする。</p> <p>一 前条第3項第一号に掲げる環境要素に係る選定事項 汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化(当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。)の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法</p> <p>二 前条第3項第二号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定事項 陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法</p> <p>三 前条第3項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定事項 まとまって存在し、かつ生態系の保全上重要な自然環境であって、次の各号に掲げるものに対する影響の程度を把握する方法</p> <p>イ 自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等の自然環境であって、人為的な改変をほとんど受けていないもの又は改変により回復することが困難である脆弱なもの</p> <p>ロ 里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池及び草原等を含む。）並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの</p> <p>ハ 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の自然環境であって、地域において重要な機能を有するもの</p> <p>ニ 都市において現に残存する樹林地その他の緑地（斜面林、社寺林及び屋敷林等を含む。）並びに水辺地等の自然環境であって、地域を特徴付ける重要なもの</p> <p>四 前条第3項第三号イに掲げる環境要素に係る選定事項 景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法</p> <p>五 前条第3項第三号ロに掲げる環境要素に係る選定事項 人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法</p> <p>六 前条第3項第四号に掲げる環境要素に係る選定事項 廃棄物等に関してはそれらの発生量及び最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を、それぞれ把握する手法</p> <p>七 前条第3項第五号に掲げる環境要素に係る選定事項 放射線の量の変化を把握する方法</p> <p>(調査の手法の選定の留意事項)</p> <p>第七条 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定事項の特性、配慮書事業特性及び配慮書地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるように選定するものとする。</p> <p>一 調査すべき情報 選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会</p>

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：[]枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：[]枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：[]枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：[]枠内</p>
		<p>的状況に関する情報</p> <p>二 調査の基本的な手法 国又は関係地方公共団体が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法（ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等から科学的知見を聴取する手法（専門家等から科学的知見を聴取してもなお必要な情報が得られないときは、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法））</p> <p>三 調査の対象とする地域（次条において「調査地域」という。） 第一種事業の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域</p> <p>2 前項第二号に規定する調査の基本的な手法のうち、法令等により情報の収集、整理又は解析の手法が定められている環境要素に係る選定事項に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の基本的な手法を選定するものとする。</p> <p>3 調査の手法の選定に当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。</p> <p>4 調査の手法の選定に当たっては、調査により得られた情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、当該情報の公開に当たり、当該動植物の種及びその生息又は生育の場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うものとする。</p> <p>（予測の手法の選定の留意事項）</p> <p>第八条 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する予測の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項に係る環境要素が受けるおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、科学的知見の充実の程度に応じ、当該選定事項の特性、配慮書事業特性及び配慮書地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、構造等に関する複数案及び選定事項ごとに選定するものとする。</p> <p>一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、事例の引用又は解析その他の方法により、定量的に把握する手法（定量的な把握が困難な場合にあつては、定性的に把握する手法）</p> <p>二 予測の対象とする地域（以下「予測地域」という。） 調査地域のうちから適切に選定された地域</p> <p>2 予測の手法の選定に当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項について、選定事項の特性、配慮書事業特性及び配慮書地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにするものとする。</p> <p>（評価の手法の選定の留意事項）</p> <p>第九条 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する評価の手法の選定に当たっては、調査及び予測の結果を踏まえ、次に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>一 第三条の規定により構造等に関する複数案が設定されている場合は、当該構造等に関する複数案ごとの選定事項について環境影響の重大性の程度を整理し、これらと比較すること。</p> <p>二 構造等に関する複数案が設定されていない場合は、第一種事業の実施により当該選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある重大な影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討すること。</p>

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：[]枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：[]枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：[]枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：[]枠内</p>
<p>(配慮書の作成等) 第三条の三 第一種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。 一 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 二 第一種事業の目的及び内容 三 事業実施想定区域及びその周囲の概況 四 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの 五 <u>その他環境省令で定める事項</u> 2 相互に関連する二以上の第一種事業を実施しようとする場合は、当該第一種事業を実施しようとする者は、これらの第一種事業について、併せて配慮書を作成することができる。</p> <p>(配慮書の送付等) 第三条の四 第一種事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、速やかに、<u>環境省令で定めるところ</u>により、これを主務大臣に送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。 2 主務大臣（環境大臣を除く。）は、配慮書の送付を受けた後、速やかに、環境大臣に当該配慮書の写しを送付して意見を求めなければならない。</p>		<p>三 前二号の場合において、国又は関係地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は当該目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は当該目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかをできる限り検討すること。この場合において、第一種事業の工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であつて、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかをできる限り検討すること。 四 第一種事業を実施しようとする者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。 （調査、予測及び評価の手法の選定の留意事項） 第十条 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法（この条において「手法」という。）の選定に当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとし、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。 2 前条までの調査、予測及び評価の結果、構造等に関する複数案（第三条の規定により設定されている場合に限る。本項において同じ。）の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項及びその調査、予測及び評価の手法の選定を追加的に行うものとする。 3 手法の選定を行ったときは、当該選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。</p> <p>⇒（配慮書の記載事項） 第一条 環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第三条の三第1項第五号の環境省令で定める事項は、法第三条の七第1項の規定により配慮書の案についての意見を求めた場合における関係する行政機関の意見又は一般の意見の概要とする。 2 法第三条の三第1項の規定により配慮書を作成するに当たっては、前項の意見についての第一種事業を実施しようとする者の見解を記載するように努めるものとする。 ⇒（配慮書の公表） 第一条の二 法第三条の四第1項の規定により配慮書及びこれを要約した書類（以下この条において「配慮書等」という。）を公表する場所は、第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域内において、次に掲げる場所のうちから、できる限り一般の参集の便を考慮して定めるものとする。 一 第一種事業を実施しようとする者の事務所 二 関係都道府県の協力が得られた場合にあっては、関係都道府県の庁舎その他の関係都道府県の施設 三 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設</p>

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：[]枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：[]枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：[]枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：[]枠内</p>
<p>（環境大臣の意見） 第三条の五 環境大臣は、前条第2項の規定により意見を求められたときは、必要に応じ、<u>政令で定める期間内に</u>、主務大臣（環境大臣を除く。）に対し、配慮書について環境の保全の見地からの<u>意見を書面により述べる</u>ことができる。</p> <p>（主務大臣の意見） 第三条の六 主務大臣は、第三条の四第1項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、<u>政令で定める期間内に</u>、第一種事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べる<u>ことができる</u>。この場合において、前条の規定による環境大臣の意見があるときは、これを<u>勸案</u>しなければならない。</p> <p>（配慮書についての意見の聴取） 第三条の七 第一種事業を実施しようとする者は、第二条第2項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに<u>主務省令で定めるところにより</u>、配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。</p> <p>2 前項の主務省令は、計画段階配慮事項についての検討に当たって関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する<u>指針につき主務大臣</u>（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が<u>環境大臣に協議して定めるものとする</u>。</p>	<p>⇒（配慮書についての環境大臣の意見の提出期間） 第八条 法第三条の五の政令で定める期間は、45日とする。</p> <p>⇒（主務大臣の意見の提出期間） 第九条 法第三条の六の政令で定める期間は、90日とする。</p>	<p>四 前三号に掲げるもののほか、第一種事業を実施しようとする者が利用できる適切な施設</p> <p>2 法第三条の四第1項の規定による配慮書等の公表は、前項の場所において行うとともに、次に掲げるインターネットの利用による公表の方法のうち適切な方法により行うものとする。</p> <p>一 第一種事業を実施しようとする者のウェブサイトへの掲載</p> <p>二 関係都道府県の協力を得て、関係都道府県のウェブサイトに掲載すること。</p> <p>三 関係市町村の協力を得て、関係市町村のウェブサイトに掲載すること。</p> <p>3 前二項に規定する方法による公表は、配慮書等の内容を周知するための相当な期間を定めて行うものとする。</p> <p>⇒（学識経験を有する者からの意見聴取） 第一条の三 環境大臣は、法第三条の五の規定により意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、学識経験を有する者の意見を聴くことができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>発電所アセス省令 ⇒（計画段階環境配慮書に係る意見の聴取に関する指針） 第十一条 第一種事業に係る法第三条の七第2項の計画段階配慮事項についての検討に当たって関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する指針については、次条から第十四条までに定めるところによる。</p> <p>（関係地方公共団体及び一般からの意見聴取） 第十二条 第一種事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、第一種事業に係る配慮書（法第三条の三第1項に規定する配慮書をいう。以下同じ。）の案又は配慮書について、関係地方公共団体の長及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。ただし、これらの者の意見を求めない理由を明らかにする場合は、この限りではない。</p> <p>2 配慮書の案について前項に規定する意見を求める場合は、関係地方公共団体の長の意見については、まず環境の保全の見地からの一般の意見（以下「一般の意見」という。）を求めた後において求めるよう努めるものとする。</p> <p>3 配慮書について第1項に規定する意見を求める場合は、関係地方公共団体の長の意見については、まず法第三条の四第1項に規定する主務大臣への送付を行った後速やかに、一般の意見と同時に求めるよう努めるものとする。</p> <p>（一般の意見の聴取の方法） 第十三条 前条第2項及び第3項の規定により配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めるときは、当該配慮書の案又は当該配慮書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、当該公告の日の翌日から起算して30日程度の適切な期間を定めて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p> <p>一 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 第一種事業の名称</p> <p>三 第一種事業により設置又は変更されることとなる発電所の原動力の種類</p> </div>

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：[]枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：[]枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：[]枠内 発電所アクセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：[]枠内</p>
		<p>四 第一種事業により設置又は変更されることとなる発電所の出力 五 第一種事業実施想定区域 六 配慮書の案又は配慮書の縦覧及び公表の方法並びに期間 七 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨 八 前号の書面の提出期限及び提出先その他当該書面の提出に必要な事項</p> <p>2 前項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち一以上の適切な方法により行うものとする。</p> <p>一 官報に掲載する方法 二 関係地方公共団体の協力を得て、当該関係地方公共団体の公報、広報紙又はウェブサイトに掲載する方法 三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法</p> <p>3 第1項の規定により配慮書の案又は配慮書を縦覧に供するに当たっては、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して、一以上の場所を定めるものとする。</p> <p>一 第一種事業を実施しようとする者の事務所 二 関係地方公共団体の協力が得られた場合にあっては、当該関係地方公共団体の庁舎その他の施設 三 前二号に掲げるもののほか、第一種事業を実施しようとする者が利用できる適切な施設</p> <p>4 第1項の規定により配慮書の案又は配慮書を公表するに当たっては、次に掲げる方法のうち一以上の適切な方法により行うものとする。</p> <p>一 第一種事業を実施しようとする者のウェブサイトに掲載する方法 二 関係地方公共団体の協力を得て、当該関係地方公共団体のウェブサイトに掲載する方法</p> <p>5 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第1項の事業者が定める期間内に、当該事業者に対し、次に掲げる事項を記載した意見書の提出により、これを述べることができる。</p> <p>一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 二 意見書の提出の対象である配慮書の案又は配慮書の名称 三 配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見 （関係地方公共団体の長からの意見聴取の方法）</p> <p>第十四条 配慮書の案又は配慮書について関係地方公共団体の長の意見を求めるときは、その旨を記載した書面に、当該配慮書の案又は当該配慮書を添えて、当該関係地方公共団体の長に送付し、当該書面の送付の日の翌日から起算して60日程度の適切な期間を定めて行うものとする。</p> <p>2 配慮書の案について、前条の規定により一般の意見を求めた場合は、同条第5項の規定により提出された意見の概要を記載した書類及び当該意見に対する第一種事業を実施しようとする者の見解を記載した書類を前項に規定する書面に添えて関係地方公共団体の長に送付するよう努めるものとする。</p> <p>3 関係地方公共団体である都道府県の知事（この条において「関係都道府県知事」という。）は、第1項の規定による書面の送付を受けたときは、同項の第一種事業を実施しようとする者が定める期間内に、当該者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。</p> <p>4 前項の場合において、関係都道府県知事は、期間を指定して、配慮書の案又は配慮書について関係地方公共団体である市町村の長（この条において「関係市町村長」という。）の環境の保全の見地からの意見を求めることができるものとする。</p> <p>5 第3項の場合において、関係都道府県知事は、前項の意見を勘案するとともに、第2項の各書類がある場合には、当該書類に記載された意見及び見解に配慮する</p>

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：[]枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：[]枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：[]枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：[]枠内</p>
<p>（基本的事項の公表） 第三条の八 環境大臣は、関係する行政機関の長に協議して、第三条の二第3項及び前条第2項の規定により主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が定めるべき指針に関する<u>基本的事項を定めて公表するものとする。</u></p> <p>（第一種事業の廃止等） 第三条の九 第一種事業を実施しようとする者は、第三条の四第1項の規定による公表を行ってから第七条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、配慮書の送付を当該第一種事業を実施しようとする者から受けた者にその旨を通知するとともに、<u>環境省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。</u></p> <p>一 第一種事業を実施しないこととしたとき。 二 第三条の三第1項第二号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも該当しないこととなったとき。 三 第一種事業の実施を他の者に引き継いだとき。</p> <p>2 前項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業が第一種事業であるときは、同項の規定による公表の日以前に当該引継ぎ前の第一種事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに第一種事業を実施しようとする者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の第一種事業を実施しようとする者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに第一種事業を実施しようとする者となった者について行われたものとみなす。</p> <p>（第二種事業に係る計画段階配慮事項についての検討） 第三条の十 第二種事業を実施しようとする者（国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。）は、第二種事業に係る計画の立案の段階において、第三条の二第1項の事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項を決定するに当たっては、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第二種事業を実施しようとする者は、当該事業の実施が想定される区域における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うこととした旨を主務大臣に書面により通知するものとする。</p> <p>2 前項の規定による通知をした第二種事業を実施しようとする者については、第一種事業を実施しようとする者とみなし、第三条の二から前条までの規定を適用する。</p>	<p>⇒「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」（最終改正：平成26年6月27日）参照のこと</p>	<p>よう努めるものとする。</p> <p>6 第四条第2項第一号又は第二号に規定する地域の全部が法第十条第4項に規定する一の政令で定める市に限られる場合は、第3項から前項までの規定にかかわらず、当該市の長が第1項の書面の送付を受けたときは、同項の第一種事業を実施しようとする者が定める期間内に、当該者に対し、配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。この場合において、関係都道府県知事は必要に応じ当該者に対し意見を述べることができるものとする。</p> <p>7 第3項又は前項の規定により意見を述べた都道府県知事又は市長は、速やかに当該書面を経済産業大臣に送付するものとする。</p> <p>⇒（第一種事業の廃止等の場合の公表） 第一条の四 法第三条の九第1項の規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。</p> <p>一 官報への掲載 二 関係都道府県の協力を得て、関係都道府県の公報又は広報紙に掲載すること。 三 関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙に掲載すること。 四 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載</p> <p>2 法第三条の九第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 二 第一種事業の名称、種類及び規模 三 法第三条の九第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号 四 法第三条の九第1項第三号に該当した場合にあつては、引継ぎにより新たに第一種事業を実施しようとする者となった者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p>

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：<input type="checkbox"/>枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：<input type="checkbox"/>枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：<input type="checkbox"/>枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：<input type="checkbox"/>枠内</p>						
<p>第二節 第二種事業に係る判定 第四条 第二種事業を実施しようとする者は、第二条第2項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに<u>主務省令で定めるところ</u>により、その氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに第二種事業の種類及び規模、第二種事業が実施されるべき区域その他第二種事業の概要（以下この項において「氏名等」という。）を次の各号に掲げる第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者に書面により届け出なければならない。この場合において、第四号又は第五号に掲げる第二種事業を実施しようとする者が第四号又は第五号に定める主任の大臣であるときは、主任の大臣に届け出ることによって、氏名等を記載した書面を作成するものとする。</p> <p>一 第二条第2項第二号イに該当する第二種事業 同号イに規定する免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意（以下「免許等」という。）を行い、又は同号イに規定する届出（以下「特定届出」という。）を受理する者</p> <p>二 第二条第2項第二号ロに該当する第二種事業 同号ロに規定する国の補助金等の交付の決定を行う者（以下「交付決定権者」という。）</p> <p>三 第二条第2項第二号ハに該当する第二種事業 同号ハに規定する法律の規定に基づき同号ハに規定する法人を当該事業に関して監督する者（以下「法人監督者」という。）</p> <p>四 第二条第2項第二号ニに該当する第二種事業 当該事業の実施に関する事務を所掌する主任の大臣</p> <p>五 第二条第2項第二号ホに該当する第二種事業 当該事業の実施に関する事務を所掌する主任の大臣及び同号ホに規定する免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意を行う者又は同号ホに規定する届出の受理を行う者</p> <p>電気事業法 （簡易な方法による環境影響評価） 第四十六条の三 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて環境影響評価法第二条第3項に規定する第二種事業に該当するものをしようとする者は、同法第四条第1項前段の書面には、同項前段に規定する事項のほか、その工事について<u>経済産業省令で定める簡易な方法により環境影響評価を行つた結果を、経済産業省令で定めるところにより、記載しなければならない。</u></p>	<p>←電気事業法施行令 （環境影響評価法の適用に当たつての技術的読替え） 第六条 法第四十六条の二十二の規定による特定事業者に対する環境影響評価法（平成9年法律第81号）の規定の適用に当たつての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1062 829 1849 955"> <thead> <tr> <th>読み替える環境影響評価法の規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第四条第1項第一号</td> <td>者</td> <td>者(当該者が産業保安監督部長であるときは、経済産業大臣)</td> </tr> </tbody> </table> <p>電気事業法施行規則 ⇒（簡易な方法による環境影響評価） 第六十一条の二 法第四十六条の三の経済産業省令で定める簡易な方法は、次のとおりとする。</p> <p>一 環境影響評価の項目については、<u>別表第一の上欄</u>に掲げる項目とすること。</p> <p>二 環境影響評価法（平成9年法律第81号）第二条第3項に規定する第二種事業を行おうとする者に係る調査及び予測については、既存の文献又は資料の収集等により、<u>別表第一の下欄</u>に掲げる内容を行うものとする。</p> <p>三 環境影響評価法第二条第3項に規定する第二種事業を行おうとする者に係る簡易な方法による環境影響評価については、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）第十六条各号に掲げる要件に該当するかどうかに関し、当該第二種事業を行おうとする者の見解を明らかにすることにより行うものとする。</p> <p>2 法第四十六条の三の書面には、前項第二号及び第三号により行われた調査、予測及び評価の結果を記載するものとする。</p> <p>⇒②の別表第一へ（p19-23を参照のこと）</p>	読み替える環境影響評価法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第四条第1項第一号	者	者(当該者が産業保安監督部長であるときは、経済産業大臣)	<p>発電所アセス省令 ⇒（第二種事業の届出） 第十五条 令別表第一の五の項のイ、ハ、ホからチまで、ル及びワの第三欄に掲げる要件に該当する第二種事業に係る法第四条第1項の規定による届出は、<u>様式第一の届出書により行うものとする。</u></p> <p>⇒フレキシブルディスクによる届出は第三十七条（p126）へ</p> <p>電気事業法施行規則 ⇒（簡易な方法による環境影響評価） 第六十一条の二 法第四十六条の三の経済産業省令で定める簡易な方法は、次のとおりとする。</p> <p>一 環境影響評価の項目については、<u>別表第一の上欄</u>に掲げる項目とすること。</p> <p>二 環境影響評価法（平成9年法律第81号）第二条第3項に規定する第二種事業を行おうとする者に係る調査及び予測については、既存の文献又は資料の収集等により、<u>別表第一の下欄</u>に掲げる内容を行うものとする。</p> <p>三 環境影響評価法第二条第3項に規定する第二種事業を行おうとする者に係る簡易な方法による環境影響評価については、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）第十六条各号に掲げる要件に該当するかどうかに関し、当該第二種事業を行おうとする者の見解を明らかにすることにより行うものとする。</p> <p>2 法第四十六条の三の書面には、前項第二号及び第三号により行われた調査、予測及び評価の結果を記載するものとする。</p> <p>⇒②の別表第一へ（p19-23を参照のこと）</p>
読み替える環境影響評価法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句						
第四条第1項第一号	者	者(当該者が産業保安監督部長であるときは、経済産業大臣)						

② 別表第一（電気事業法施行規則第六十一条の二関係）

項目	調査及び予測の内容	項目	調査及び予測の内容	項目	調査及び予測の内容	項目	調査及び予測の内容
一 水力発電所		二 火力発電所 (地熱を利用するものを除く。)		三 火力発電所 (地熱を利用するものに限る。)		四 風力発電所	
(一) 騒音に関する項目	<p>1 調査項目</p> <p>(1)騒音の諸元</p> <p>イ 建設機械の稼働の状況</p> <p>ロ 工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況</p> <p>(2)騒音の状況</p> <p>国又は地方公共団体の測定している騒音の測定点（以下「騒音の測定点」という。）の測定値及び位置</p> <p>(3)地 形</p> <p>騒音の伝搬に影響を及ぼす地形及び大規模な建築物の状況</p> <p>(4)地域の基準</p> <p>環境基本法（平成5年法律第91号）第十六条第1項の規定による騒音に係る環境上の条件についての基準（以下「騒音に係る環境基準」という。）</p> <p>(5)保全対象</p> <p>イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第七条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第一条の五第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの（以下「学校等」と総称する。）</p> <p>ロ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第九条第1項から第7項までに定める地域</p> <p>ハ 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）第五条第1項の規定により指定された沿道整備道路</p> <p>ニ 騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地点</p> <p>ホ 騒音規制法第十七条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令（昭和46年総理府令・厚生省令第3号）に規定する限度を超えている地域</p> <p>2 調査地域</p> <p>(1)発電所の設置又は変更の工事（以下「工事」という。）を行う場所の周囲1kmの範囲内の区域</p> <p>(2)保全対象のハからホまでについては、工事を行う場所の周囲10kmの範囲内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車通過する道路に面する区域</p> <p>3 予 測</p> <p>(1)工事による影響については、調査により確認された保全対象のイ、ロ又はニが存在する地域における騒音が最大となる日の騒音の影響の程度を定量的に予測する。</p> <p>(2)工事用資材等の搬出入に使用する自動車による影響については、調査により確認された保全対象のハからホまでが存在する地域における工事用資材等の搬出入に使用する自動車の台数がそれぞれ最大となる日の道路交通騒音の影響の程度を定量的に予測する。</p>	(一) 大気質に関する項目	<p>1 調査項目</p> <p>(1)排ガスの諸元</p> <p>イ 硫酸酸化物、窒素酸化物及びばいじんの濃度及び排出量</p> <p>ロ 煙突の出口のガスの排出量、速度及び温度、地表上の高さ並びに個数</p> <p>(2)大気質の状況</p> <p>国又は地方公共団体の測定している大気の測定点（以下「大気の測定点」という。）の二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の地上濃度並びに位置</p> <p>(3)気 象</p> <p>地上の風向及び風速</p> <p>(4)地 形</p> <p>大気の拡散に影響を及ぼす地形及び大規模な建築物の状況</p> <p>(5)地域の基準</p> <p>環境基本法第十六条第1項の規定による大気の汚染（二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関するものに限る。）に係る環境上の条件についての基準（以下「大気の汚染に係る環境基準」という。）</p> <p>(6)保全対象</p> <p>イ 学校等</p> <p>ロ 都市計画法第九条第1項から第7項までに定める地域</p> <p>ハ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第五条の二第1項に規定する指定地域</p> <p>ニ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）第六条第1項に規定する窒素酸化物対策地域又は同法第八条第1項に規定する粒子状物質対策地域</p> <p>ホ 大気の測定点における二酸化硫黄、二酸化窒素又は浮遊粒子状物質の大気の汚染に係る環境基準が確保されていない地点</p> <p>2 調査地域</p> <p>発電所を設置する区域の周囲20kmの範囲内の区域</p> <p>3 予 測</p> <p>調査により確認された保全対象が存在する地域における二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気の測定点への影響を定量的に予測する。</p>	(一) 大気質に関する項目	<p>1 調査項目</p> <p>(1)排ガスの諸元</p> <p>イ 硫化水素の濃度及び排出量</p> <p>ロ 排出口のガスの排出量、速度及び温度、地表上の高さ並びに個数</p> <p>ハ 冷却塔の運転の状況</p> <p>(2)気 象</p> <p>地上の風向及び風速</p> <p>(3)地 形</p> <p>大気の拡散に影響を及ぼす地形及び大規模な建築物の状況</p> <p>2 調査地域</p> <p>排出ガス中の硫化水素が影響を及ぼすおそれがある範囲内の区域</p> <p>3 予 測</p> <p>2の区域における硫化水素の濃度を定量的に予測する。</p>	(一) 騒音に関する項目	<p>1 調査項目</p> <p>(1)騒音の諸元</p> <p>イ 建設機械及び発電所の施設の稼働の状況</p> <p>ロ 工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況</p> <p>(2)地 形</p> <p>騒音の伝搬に影響を及ぼす地形及び大規模な建築物の状況</p> <p>(3)保全対象</p> <p>イ 学校等</p> <p>ロ 都市計画法第九条第1項から第7項までに定める地域</p> <p>ハ 幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第1項の規定により指定された沿道整備道路</p> <p>ニ 騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地点</p> <p>ホ 騒音規制法第十七条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令に規定する限度を超えている地域</p> <p>2 調査地域</p> <p>(1)事業実施区域の周囲1kmの範囲内の区域</p> <p>(2)保全対象のハからホまでについては、事業実施区域の周囲10kmの範囲内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車通過する道路に面する区域</p> <p>3 予 測</p> <p>(1)工事及び発電所の施設の稼働による影響については、調査により確認された保全対象のイ、ロ又はニが存在する地域における騒音がそれぞれ最大となる日の騒音の影響の程度を定量的に予測する。</p> <p>(2)工事用資材等の搬出入に使用する自動車による影響については、調査により確認された保全対象のハからホまでが存在する地域における工事用資材等の搬出入に使用する自動車の台数がそれぞれ最大となる日の道路交通騒音の影響の程度を定量的に予測する。</p>

項目	調査及び予測の内容	項目	調査及び予測の内容	項目	調査及び予測の内容	項目	調査及び予測の内容
一 水力発電所		二 火力発電所 (地熱を利用するものを除く。)		三 火力発電所 (地熱を利用するものに限る。)		四 風力発電所	
(二) 振動に関する項目	<p>1 調査項目</p> <p>(1)振動の諸元 工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況</p> <p>(2)保全対象 振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)第十二条に規定する限度を超えている地域</p> <p>2 調査地域 工事を行う場所の周囲10kmの範囲内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車が行き交う道路に面する区域</p> <p>3 予測 調査により確認された保全対象が存在する地域において工事用資材等の搬出入に使用する自動車の台数が最大となる日の道路交通振動の影響の程度を定量的に予測する。</p>	(二) 騒音に関する項目	<p>1 調査項目</p> <p>(1)騒音の諸元 イ 建設機械及び発電所の施設の稼働の状況 ロ 工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況</p> <p>(2)地 形 騒音の伝搬に影響を及ぼす地形及び大規模な建築物の状況</p> <p>(3)保全対象 イ 学校等 ロ 都市計画法第九条第1項から第7項までに定める地域 ハ 幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第1項の規定により指定された沿道整備道路 ニ 騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地点 ホ 騒音規制法第十七条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令に規定する限度を超えている地域</p> <p>2 調査地域 (1)事業実施区域の周囲1kmの範囲内の区域 (2)保全対象のハからホまでについては、事業実施区域の周囲10kmの範囲内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車が行き交う道路に面する区域</p> <p>3 予測 (1)工事及び発電所の施設の稼働による影響については、調査により確認された保全対象のイ、ロ又はニが存在する地域における騒音が最大となる日の騒音の影響の程度を定量的に予測する。 (2)工事用資材等の搬出入に使用する自動車による影響については、調査により確認された保全対象のハからホまでが存在する地域における工事用資材等の搬出入に使用する自動車の台数がそれぞれ最大となる日の道路交通騒音の影響の程度を定量的に予測する。</p>	(二) 騒音に関する項目	<p>1 調査項目</p> <p>(1)騒音の諸元 イ 建設機械及び発電所の施設の稼働の状況 ロ 工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況</p> <p>(2)地 形 騒音の伝搬に影響を及ぼす地形及び大規模な建築物の状況</p> <p>(3)保全対象 イ 学校等 ロ 都市計画法第九条第1項から第7項までに定める地域 ハ 幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第1項の規定により指定された沿道整備道路 ニ 騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地点 ホ 騒音規制法第十七条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令に規定する限度を超えている地域</p> <p>2 調査地域 (1)事業実施区域の周囲1kmの範囲内の区域 (2)保全対象のハからホまでについては、事業実施区域の周囲10kmの範囲内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車が行き交う道路に面する区域</p> <p>3 予測 (1)工事及び発電所の施設の稼働による影響については、調査により確認された保全対象のイ、ロ又はニが存在する地域における騒音が最大となる日の騒音の影響の程度を定量的に予測する。 (2)工事用資材等の搬出入に使用する自動車による影響については、調査により確認された保全対象のハからホまでが存在する地域における工事用資材等の搬出入に使用する自動車の台数がそれぞれ最大となる日の自動車騒音の影響の程度を定量的に予測する。</p>	(二) 振動に関する項目	<p>1 調査項目</p> <p>(1)振動の諸元 工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況</p> <p>(2)保全対象 振動規制法施行規則第十二条に規定する限度を超えている地域</p> <p>2 調査地域 工事を行う場所の周囲10kmの範囲内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車が行き交う道路に面する区域</p> <p>3 予測 調査により確認された保全対象が存在する地域において工事用資材等の搬出入に使用する自動車の台数が最大となる日の道路交通振動の影響の程度を定量的に予測する。</p>

項目	調査及び予測の内容	項目	調査及び予測の内容	項目	調査及び予測の内容	項目	調査及び予測の内容
一 水力発電所		二 火力発電所 (地熱を利用するものを除く。)		三 火力発電所 (地熱を利用するものに限る。)		四 風力発電所	
(三) 水質に関する項目	<p>1 調査項目</p> <p>(1)排水の諸元 排水の生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐含有量並びに排出量</p> <p>(2)水質の状況 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成6年法律第8号)第二条第3項に規定する取水地点(以下「水道原水取水地点」という。)並びに国又は地方公共団体が測定している水質の測定点(以下「水質の測定点」という。)の生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、全窒素、全燐並びに位置</p> <p>(3)地域の基準 環境基本法第十六条第1項の規定による水質汚濁(生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全燐に関するものに限る。)に係る環境上の条件についての基準(以下「水質汚濁に係る環境基準」という。)</p> <p>(4)保全対象</p> <p>イ 排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)別表第二備考6及び7に規定する湖沼</p> <p>ロ 水道原水取水地点</p> <p>ハ 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第四条の二第1項に規定する指定水域又は指定地域</p> <p>ニ 湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第三条第1項に規定する指定湖沼又は同条第2項に規定する指定地域</p> <p>ホ 水質の測定点において生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全燐の水質汚濁に係る環境基準が確保されていない地点</p> <p>2 調査地域 排水の排出により水質の状態が変化しおそれのある水域及び減水区分</p> <p>3 予測</p> <p>(1)調査により確認された保全対象(保全対象のロを除く。)における排水の排出による生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の影響の程度を排水口直近の水質の測定点において定量的に予測する。</p> <p>(2)排水の排出によって、調査により確認された保全対象のロに影響が及ぶかどうかを定量的に予測する。</p> <p>(3)調査により確認された保全対象のロが存在する水域が減水区分となる場合にあっては、当該保全対象(ただし、当該保全対象での測定が困難な場合、当該保全対象の直近の水質の測定点。)において影響の程度を定量的に予測する。</p>	(三) 振動に関する項目	<p>1 調査項目</p> <p>(1)振動の諸元 工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況</p> <p>(2)保全対象 振動規制法施行規則第十二条に規定する限度を超えている地域</p> <p>2 調査地域 事業実施区域の周囲10kmの範囲内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車通過する道路に面する区域</p> <p>3 予測 調査により確認された保全対象が存在する地域における工事用資材等の搬出入に使用する自動車の台数が最大となる日の道路交通振動の影響の程度を定量的に予測する。</p>	(三) 振動に関する項目	<p>1 調査項目</p> <p>(1)振動の諸元 工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況</p> <p>(2)保全対象 振動規制法施行規則第十二条に規定する限度を超えている地域</p> <p>2 調査地域 事業実施区域の周囲10kmの範囲内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車通過する道路に面する区域</p> <p>3 予測 調査により確認された保全対象が存在する地域における工事用資材等の搬出入に使用する自動車の台数が最大となる日の道路交通振動の影響の程度を定量的に予測する。</p>	(三) 水質に関する項目	<p>1 調査項目</p> <p>(1)排水の諸元 排水の生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、窒素含有量、燐含有量並びに排出量</p> <p>(2)水質の状況 水道原水取水地点及び水質の測定点の生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、全窒素、全燐、水温並びに位置</p> <p>(3)地域の基準 水質汚濁に係る環境基準</p> <p>(4)保全対象</p> <p>イ 排水基準を定める省令別表第二備考6及び7に規定する湖沼及び海域</p> <p>ロ 水道原水取水地点</p> <p>ハ 水質汚濁防止法第四条の二第1項に規定する指定水域又は指定地域</p> <p>ニ 湖沼水質保全特別措置法第三条第1項に規定する指定湖沼又は同条第2項に規定する指定地域</p> <p>ホ 瀬戸内海環境保全特別措置法第二条第1項に規定する瀬戸内海又は同条第2項の関係府県の区域(瀬戸内海環境保全特別措置法施行令第三条の区域を除く。)</p> <p>ヘ 水質の測定点において生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全燐に係る環境基準が確保されていない地点</p> <p>2 調査地域 排水の排出により水質の状態が変化しおそれのある水域</p> <p>3 予測</p> <p>(1)調査により確認された保全対象(保全対象のロを除く。)に対する排水の排出による生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の影響の程度を排水口直近の水質の測定点において定量的に予測する。</p> <p>(2)排水の排出によって、調査により確認された保全対象のロに影響が及ぶかどうかを定量的に予測する。</p>

項目	調査及び予測の内容	項目	調査及び予測の内容	項目	調査及び予測の内容	項目	調査及び予測の内容
一 水力発電所		二 火力発電所 (地熱を利用するものを除く。)		三 火力発電所 (地熱を利用するものに限る。)		四 風力発電所	
(四) 植物に関する項目	<p>1 調査項目 国又は地方公共団体の調査により確認された自然林及び野生植物の重要な生育の場の状況</p> <p>2 調査地域 環境影響評価法第四条第1項に規定する第二種事業が実施されるべき区域(以下「事業実施区域」という。)及びその周辺区域並びに排水の排出により水質の状態が変化しおそれのある水域及び減水区域</p> <p>3 予測 (1)国又は地方公共団体の調査により確認された野生植物の重要な生育の場に影響が及ぶかどうかを予測する。 (2)事業実施区域の周囲1kmの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認された自然林又は野生植物の重要な生育の場が存在するかどうかを予測する。</p>	(四) 水質に関する項目	<p>1 調査項目 (1)排水の諸元 イ 排水の生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、窒素含有量、燐含有量並びに排出量 ロ 温排水の排出量及び排水の温度 (2)水質の状況 水道原水取水地点及び水質の測定点の生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、全窒素、全燐、水温並びに位置 (3)地域の基準 水質汚濁に係る環境基準 (4)保全対象 イ 排水基準を定める省令別表第二備考6及び7に規定する湖沼及び海域 ロ 水道原水取水地点 ハ 水質汚濁防止法第四条の二第1項に規定する指定水域又は指定地域 ニ 湖沼水質保全特別措置法第三条第1項に規定する指定湖沼又は同条第2項に規定する指定地域 ホ 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第二条第1項に規定する瀬戸内海又は同条第2項の関係府県の区域(瀬戸内海環境保全特別措置法施行令(昭和48年政令第327号)第三条の区域を除く。) ヘ 水質の測定点において生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全燐に係る環境基準が確保されていない地点</p> <p>2 調査地域 排水の排出により水質の状態が変化しおそれのある水域</p> <p>3 予測 (1)調査により確認された保全対象(保全対象のロを除く。)に対する排水の排出による生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の影響の程度を排水口直近の水質の測定点において定量的に予測する。 (2)排水の排出によって、調査により確認された保全対象のロに影響が及ぶかどうかを定量的に予測する。</p>	(四) 水質に関する項目	<p>1 調査項目 (1)排水の諸元 イ 排水の生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、窒素含有量、燐含有量並びに排出量 ロ 温排水の排出量及び排水の温度 (2)水質の状況 水道原水取水地点及び水質の測定点の生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、全窒素、全燐、水温並びに位置 (3)地域の基準 水質に係る環境基準 (4)保全対象 イ 排水基準を定める省令別表第二備考6及び7に規定する湖沼 ロ 水道原水取水地点 ハ 水質汚濁防止法第四条の二第1項に規定する指定地域 ニ 湖沼水質保全特別措置法第三条第1項に規定する指定湖沼又は同条第2項に規定する指定地域 ホ 水質の測定点において生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全燐の水質汚濁に係る環境基準が確保されていない地点</p> <p>2 調査地域 排水の排出により水質の状態が変化しおそれのある水域</p> <p>3 予測 (1)調査により確認された保全対象(保全対象のロを除く。)に対する排水の排出による生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の影響の程度を排水口直近の水質の測定点において定量的に予測する。 (2)排水の排出によって、調査により確認された保全対象のロに影響が及ぶかどうかを定量的に予測する。</p>	(四) 植物に関する項目	<p>1 調査項目 国又は地方公共団体の調査により確認された自然林、藻場及び野生植物の重要な生育の場の状況</p> <p>2 調査地域 事業実施区域の周辺区域及び排水の排出により水質の状態が変化しおそれのある水域</p> <p>3 予測 (1)国又は地方公共団体の調査により確認された藻場又は野生植物の重要な生育の場に影響が及ぶかどうかを予測する。 (2)事業実施区域の周囲1kmの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認された自然林、藻場又は野生植物の重要な生育の場が存在するかどうかを予測する。</p>
(五) 動物に関する項目	<p>1 調査項目 国又は地方公共団体の調査により確認された野生動物の重要な生息の場の状況</p> <p>2 調査地域 事業実施区域及びその周辺区域並びに排水の排出により水質の状態が変化しおそれのある水域及び減水区域</p> <p>3 予測 (1)国又は地方公共団体の調査により確認された野生動物の重要な生息の場に影響が及ぶかどうかを予測する。 (2)事業実施区域の周囲1kmの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認された野生動物の重要な生息の場が存在するかどうかを予測する。</p>	(五) 植物に関する項目	<p>1 調査項目 国又は地方公共団体の調査により確認された自然林、藻場及び野生植物の重要な生育の場の状況</p> <p>2 調査地域 事業実施区域の周辺区域及び排水の排出により水質の状態が変化しおそれのある水域及び排水の排出により水温の状態が一定程度以上変化しおそれのある水域</p> <p>3 予測 (1)国又は地方公共団体の調査により確認された藻場又は野生植物の重要な生育の場に影響が及ぶかどうかを予測する。 (2)事業実施区域の周囲1kmの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認された自然林、藻場又は野生植物の重要な生育の場が存在するかどうかを予測する。</p>	(五) 植物に関する項目	<p>1 調査項目 国又は地方公共団体の調査により確認された自然林及び野生植物の重要な生育の場の状況</p> <p>2 調査地域 事業実施区域及びその周辺区域並びに硫化水素の排出により影響を及ぼしおそれのある範囲内の区域、排水の排出により水質の状態が変化しおそれのある水域及び排水の排出により水温の状態が一定程度以上変化しおそれのある水域</p> <p>3 予測 (1)国又は地方公共団体の調査により確認された野生植物の重要な生育の場に影響が及ぶかどうかを予測する。 (2)事業実施区域の周囲1kmの範囲内において国又は地方公共団体の調査により確認された自然林又は野生植物の重要な生育の場が存在するかどうかを予測する。</p>	(五) 動物に関する項目	<p>1 調査項目 国又は地方公共団体の調査により確認されたさんご群集及び野生動物の重要な生息の場の状況</p> <p>2 調査地域 事業実施区域及びその周辺区域並びに排水の排出により水質の状態が変化しおそれのある水域</p> <p>3 予測 (1)国又は地方公共団体の調査により確認されたさんご群集又は野生動物の重要な生息の場に影響が及ぶかどうかを予測する。 (2)事業実施区域の周囲1kmの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認されたさんご群集又は野生動物の重要な生息の場が存在するかどうかを予測する。</p>

項目	調査及び予測の内容	項目	調査及び予測の内容	項目	調査及び予測の内容	項目	調査及び予測の内容
一 水力発電所		二 火力発電所 (地熱を利用するものを除く。)		三 火力発電所 (地熱を利用するものに限る。)		四 風力発電所	
(六) 自然保護に関する項目	<p>1 調査項目</p> <p>(1) 環境の保全を目的として指定された地域その他の対象の状況</p> <p>(2) 国又は地方公共団体の調査により確認された人為的な改変を受けていない自然湖岸又は河川の水際線が人工改変を受けていない河岸の状況</p> <p>2 調査地域</p> <p>事業実施区域の周囲 1 km の範囲内の区域</p> <p>3 予測</p> <p>(1) 調査により確認された環境の保全を目的として指定された地域その他の対象への影響の程度を予測する。</p> <p>(2) 事業実施区域の周囲 1 km の範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認された人為的な改変を受けていない自然湖岸又は河川の水際線が人工改変を受けていない河岸が存在するかどうかを予測する。</p>	(六) 動物に関する項目	<p>1 調査項目</p> <p>国又は地方公共団体の調査により確認されたさんご群集及び野生動物の重要な生息の場の状況</p> <p>2 調査地域</p> <p>事業実施区域及びその周辺区域並びに排水の排出により水質の状態が変化しおそれのある水域及び排水の排出により水温の状態が一定程度以上変化しおそれのある水域</p> <p>3 予測</p> <p>(1) 国又は地方公共団体の調査により確認されたさんご群集又は野生動物の重要な生息の場に影響が及ぶかどうかを予測する。</p> <p>(2) 事業実施区域の周囲 1 km の範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認されたさんご群集又は野生動物の重要な生息の場が存在するかどうかを予測する。</p>	(六) 動物に関する項目	<p>1 調査項目</p> <p>国又は地方公共団体の調査により確認された野生動物の重要な生息の場の状況</p> <p>2 調査地域</p> <p>事業実施区域及びその周辺区域並びに排水の排出により水質の状態が変化しおそれのある水域及び排水の排出により水温の状態が一定程度以上変化しおそれのある水域</p> <p>3 予測</p> <p>(1) 国又は地方公共団体の調査により確認された野生動物の重要な生息の場に影響が及ぶかどうかを予測する。</p> <p>(2) 事業実施区域の周囲 1 km の範囲内において国又は地方公共団体の調査により確認された野生動物の重要な生息の場が存在するかどうかを予測する。</p>	(六) 自然保護に関する項目	<p>1 調査項目</p> <p>(1) 環境の保全を目的として指定された地域その他の対象の状況</p> <p>(2) 国又は地方公共団体の調査により確認された干潟、汽水湖、人為的な改変を受けていない自然海岸、自然湖岸及び河川の水際線が人工改変を受けていない河岸の状況</p> <p>2 調査地域</p> <p>事業実施区域の周囲 1 km の範囲内の区域</p> <p>3 予測</p> <p>(1) 調査により確認された環境の保全を目的として指定された地域その他の対象への影響の程度を予測する。</p> <p>(2) 事業実施区域の周囲 1 km の範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認された干潟、汽水湖、人為的な改変を受けていない自然海岸、自然湖岸又は河川の水際線が人工改変を受けていない河岸が存在するかどうかを予測する。</p> <p>(3) 調査により確認された干潟に影響が及ぶかどうかを予測する。</p>
		(七) 自然保護に関する項目	<p>1 調査項目</p> <p>(1) 環境の保全を目的として指定された地域その他の対象の状況</p> <p>(2) 国又は地方公共団体の調査により確認された干潟、汽水湖、人為的な改変を受けていない自然海岸、自然湖岸及び河川の水際線が人工改変を受けていない河岸の状況</p> <p>2 調査地域</p> <p>事業実施区域の周囲 1 km の範囲内の区域並びに排水の排出により水温の状態が一定程度以上変化しおそれのある水域</p> <p>3 予測</p> <p>(1) 調査により確認された環境の保全を目的として指定された地域その他の対象への影響の程度を予測する。</p> <p>(2) 事業実施区域の周囲 1 km の範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認された干潟、汽水湖、人為的な改変を受けていない自然海岸、自然湖岸又は河川の水際線が人工改変を受けていない河岸が存在するかどうかを予測する。</p> <p>(3) 調査により確認された干潟に影響が及ぶかどうかを予測する。</p>	(七) 自然保護に関する項目	<p>1 調査項目</p> <p>(1) 環境の保全を目的として指定された地域その他の対象の状況</p> <p>(2) 国又は地方公共団体の調査により確認された人為的な改変を受けていない自然湖岸及び河川の水際線が人工改変を受けていない河岸の状況</p> <p>2 調査地域</p> <p>事業実施区域の周囲 1 km の範囲内の区域</p> <p>3 予測</p> <p>(1) 調査により確認された環境の保全を目的として指定された地域その他の対象への影響の程度を予測する。</p> <p>(2) 事業実施区域の周囲 1 km の範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認された人為的な改変を受けていない自然湖岸又は河川の水際線が人工改変を受けていない河岸が存在するかどうかを予測する。</p>		

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：<input type="checkbox"/>枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：<input type="checkbox"/>枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：<input type="checkbox"/>枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：<input type="checkbox"/>枠内</p>
<p>2 前項各号に定める者は、同項の規定による届出（同項後段の規定による書面の作成を含む。以下この条及び第二十九条第1項において「届出」という。）に係る第二種事業が実施されるべき区域を管轄する都道府県知事に届出に係る書面の写しを送付し、30日以上を指定してこの法律（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めなければならない。</p> <p>3 第1項各号に定める者は、前項の規定による都道府県知事の意見が述べられたときはこれを勘案して、第二条第2項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに<u>主務省令で定めるところ</u>により、届出の日から起算して60日以内に、届出に係る第二種事業についての判定を行い、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは第一号の措置を、おそれがないと認めるときは第二号の措置をとらなければならない。</p> <p>一 この法律（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨及びその理由を、書面をもって、届出をした者及び前項の都道府県知事（第1項後段の場合にあっては、前項の都道府県知事）に通知すること。</p> <p>二 この法律（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がない旨及びその理由を、書面をもって、届出をした者及び前項の都道府県知事（第1項後段の場合にあっては、前項の都道府県知事）に通知すること。</p> <p>4 届出をした者で前項第一号の措置がとられたものが当該第二種事業の規模又はその実施されるべき区域を変更して当該事業を実施しようとする場合において、当該変更後の当該事業が第二種事業に該当するときは、その者は、当該変更後の当該事業について、届出をすることができる。この場合において、前二項の規定は、当該届出について準用する。</p> <p>5 第二種事業（対象事業に該当するものを除く。）を実施しようとする者は、第3項第二号（前項及び第二十九条第2項において準用する場合を含む。）の措置がとられるまで（当該第二種事業に係る第1項各号に定める者が二以上である場合にあっては、当該各号に定める者のすべてにより当該措置がとられるまで）は、当該第二種事業を実施してはならない。</p> <p>6 第二種事業を実施しようとする者は、第1項の規定にかかわらず、判定を受けることなくこの法律（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第二種事業を実施しようとする者は、同項第四号又は第五号に定める主任の大臣以外の者にあってはこの法律（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続を行うこととした旨を同項各号に掲げる第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者に書面により通知し、これらの主任の大臣にあってはその旨の書面を作成するものとする。</p> <p>7 前項の規定による通知を受け、又は同項の規定により書面を作成した者は、当該通知又は書面の作成に係る第二種事業が実施されるべき区域を管轄する都道府県知事に当該通知又は作成に係る書面の写しを送付しなければならない。</p> <p>8 第6項の規定による通知又は書面の作成に係る第二種事業は、当該通知又は書面の作成の時に第3項第一号の措置がとられたものとみなす。</p> <p>9 第3項の主務省令は、第二種事業の種類及び規模、第二種事業が実施されるべき区域及びその周辺の区域の環境の状況その他の事情を勘案して判定が適切に行われることを確保するため、<u>判定の基準につき主務大臣</u>（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が<u>環境大臣に協議して定めるもの</u>とする。</p> <p>10 環境大臣は、関係する行政機関の長に協議して、前項の規定により主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が定めるべき基準に関する<u>基本的事項を定めて公表するもの</u>とする。</p>	<p>⇒「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」（最終改正：平成26年6月27日）参照のこと</p>	<p>発電所アセス省令 ⇒（第二種事業の判定の基準）</p> <p>第十六条 令別表第一の五の項のイ、ハ、ホからチまで、ル及びワの第三欄に掲げる要件に該当する第二種事業に係る法第四条第3項（同条第4項及び法第二十九条第2項において準用する場合を含む。）の判定については、当該第二種事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。</p> <p>一 発電方式について実績が少なく、かつ、環境影響に関する知見が十分に蓄積されていない技術を用いること。</p> <p>二 火力発電所（地熱を利用するものを除く。）において使用された実績が少なく、かつ、環境影響に関する知見が十分に蓄積されていない燃料を用いること。</p> <p>三 次のイからハまでに掲げる種類の発電所を設置する場所の周囲1kmの範囲内に、工事期間が重なる一以上の当該発電所と同一種類の発電所の設置により、総体としての発電出力が令別表第一の五の項の第二欄に掲げる要件のうち事業の規模に係るもの（次号において「第一種事業規模」という。）に該当することとなること又は第五号から第二十八号までに掲げる要件のいずれかに該当することとなること。</p> <p>イ 水力発電所</p> <p>ロ 火力発電所（地熱を利用するものに限る。）</p> <p>ハ 風力発電所</p> <p>四 火力発電所（地熱を利用するものを除く。）を設置する場所の周囲20kmの範囲内に、工事時期が重なる一以上の火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置により、総体としての発電出力が第一種事業規模に該当することとなること又は次号から第二十八号までに掲げる要件のいずれかに該当することとなること。</p> <p>五 大気質に影響を及ぼすおそれがある汚染物質が滞留しやすい地域が火力発電所を設置する場所の周囲20kmの範囲内に存在する場合であって、当該火力発電所から排出される大気質に影響を及ぼすおそれがある汚染物質が当該地域に滞留するおそれがあること。</p> <p>六 排水基準を定める総理府令（昭和46年総理府令第35号）別表第二備考6及び7に規定する湖沼及び海域に第二種事業の実施による排水（温排水を除く。）を日平均排水量50㎡以上排出する場合であって、排水口の直近において国又は地方公共団体の測定している水質の測定点（以下「水質の測定点」という。）における化学的酸素要求量、全窒素又は全燐のいずれかの予測値が、当該水域における環境基本法第十六条第1項の規定による水質の汚濁（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素及び全燐に関するものに限る。）に係る環境上の条件についての基準（以下「水質汚濁に係る環境基準」という。）を超えること。</p> <p>七 学校教育法（昭和22年法律第26号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第七条の保育所又は医療法（昭和23年法律第205号）第一条の五第1項に規定する病院若しくは同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの（以下「学校等」と総称する。）が火力発電所又は風力発電所を設置する場所の周囲1kmの範囲内に存在する場合であって、</p>

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：[]枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：[]枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：[]枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：[]枠内</p>
		<p>発電所から発生する騒音の学校等における予測値が、環境基本法第十六条第1項の規定による騒音に係る環境上の条件についての基準（以下「騒音に係る環境基準」という。）の地域の類型AAの夜間の値を超えること。</p> <p>八 学校等が発電所の設置又は変更の工事を行う場所の周囲1kmの範囲内に存在する場合であって、当該工事に伴って発生する騒音の学校等における予測値が、騒音に係る環境基準の地域の類型AAの昼間の値を超えること。</p> <p>九 学校等が火力発電所（地熱を利用するものを除く。）を設置する場所の周囲20kmの範囲内に存在する場合であって、当該発電所の発電設備から排出される硫黄酸化物、窒素酸化物又はばいじんの最大着地濃度の予測値に、学校等の直近において国又は地方公共団体の測定している大気の測定点（以下「大気の測定点」という。）における二酸化硫黄の測定結果の日平均値の2%除外値、二酸化窒素の測定結果の日平均値の年間98%値又は浮遊粒子状物質の測定結果の日平均値の2%除外値を加えた結果が環境基本法第十六条第1項の規定による大気の汚染（二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関するものに限る。）に係る環境上の条件についての基準（以下「大気の汚染に係る環境基準」という。）を超えること。</p> <p>十 都市計画法（昭和43年法律第100号）第九条第1項から第7項までに定める地域が火力発電所又は風力発電所を設置する場所の周囲1kmの範囲内に存在する場合であって、発電所から発生する騒音の当該地域における予測値が、騒音に係る環境基準の地域の類型Aの夜間の値を超えること。</p> <p>十一 都市計画法第九条第1項から第7項までに定める地域が発電所の設置又は変更の工事を行う場所の周囲1kmの範囲内に存在する場合であって、当該工事に伴って発生する騒音の当該地域における予測値が、騒音に係る環境基準の地域の類型Aの昼間の値を超えること。</p> <p>十二 都市計画法第九条第1項から第7項までに定める地域が火力発電所（地熱を利用するものを除く。）を設置する場所の周囲20kmの範囲内に存在する場合であって、当該発電所の発電設備から排出される硫黄酸化物、窒素酸化物又はばいじんの最大着地濃度の予測値に、当該地域における大気の測定点における二酸化硫黄の測定結果の日平均値の2%除外値、二酸化窒素の測定結果の日平均値の年間98%値又は浮遊粒子状物質の測定結果の日平均値の2%除外値を加えた結果が大気の汚染に係る環境基準を超えること。</p> <p>十三 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成6年法律第8号）第二条第3項に規定する取水地点（以下「水道原水取水地点」という。）が第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に存在する場合であって、次に掲げる事項のいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ 第二種事業の実施による排水の排出によって、水道原水取水地点における生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の予測値が当該水道原水取水地点が存在する水域の水質汚濁に係る環境基準を超えること。</p> <p>ロ 水道原水取水地点が存在する水域が第二種事業の実施により減水区間となる場合において、当該水道原水取水地点における生物化学的酸素要求量の予測値が当該水道原水取水地点が存在する水域の水質汚濁に係る環境基準を超えること。ただし、水道原水取水地点での測定が困難な場合、当該水道原水取水地点の直近の水質の測定点における生物化学的酸素要求量の予測値が当該水域における水質汚濁に係る環境基準を超えること。</p> <p>十四 国又は地方公共団体の調査により確認された人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地若しくは生育地又は第六条第三号イからニまでに掲げる重要な自然環境が、第二種事業が実施されるべき区域の周囲1kmの範囲内に存在すること。</p> <p>十五 国又は地方公共団体の調査により確認された干潟、藻場、さんご群集若しくは野生動植物の重要な生息及び生育の場である自然環境が、第二種事業が実施されるべき区域の周囲（1kmの範囲内を除く。）に存在する場合であって、</p>

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：[]枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：[]枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：[]枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：[]枠内</p>
		<p>次に掲げる事項のいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ 第二種事業の実施による排水の排出によって、国又は地方公共団体の調査により確認された野生動植物の重要な生息又は生育の場が存在する水域における生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の予測値が当該水域に係る水質汚濁に係る環境基準を超える範囲が当該生息又は生育の場に及ぶこと。</p> <p>ロ 国又は地方公共団体の調査により確認された野生動植物の重要な生息又は生育の場が減水区間となること。</p> <p>ハ 火力発電所から温排水を排出することにより、国又は地方公共団体の調査により確認された干潟、藻場、さんご群集若しくは野生動植物の重要な生息又は生育の場に相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>ニ 火力発電所（地熱を利用するものに限る。）から硫化水素を排出することにより、国又は地方公共団体の調査により確認された野生動植物の重要な生育の場に影響が及ぶこと。</p> <p>十六 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第五条の二第1項に規定する指定地域又は自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）第六条第1項に規定する窒素酸化物対策地域若しくは同法第八条第1項に規定する粒子状物質対策地域が火力発電所（地熱を利用するものを除く。）を設置する場所の周囲20kmの範囲内に存在する場合であつて、当該発電所の発電設備から硫酸酸化物、窒素酸化物又はばいじんを排出することにより当該地域に相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>十七 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）第五条第1項の規定により指定された沿道整備道路が第二種事業が実施されるべき区域の周囲10kmの範囲内に存在する場合であつて、第二種事業の実施に伴い発生する自動車が当該沿道整備道路を通過することにより当該沿道整備道路に面する地域に道路交通騒音に係る相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>十八 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第四条の二第1項に規定する指定水域又は指定地域に第二種事業の実施による排水（温排水を除く。）を日平均排水量50m³以上排出することにより当該指定水域又は指定地域に相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>十九 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第三条第1項に規定する指定湖沼又は同条第2項に規定する指定地域に第二種事業の実施による排水（温排水を除く。）を日平均排水量50m³以上排出することにより当該指定湖沼又は指定地域に相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>二十 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第二条第1項に規定する瀬戸内海又は同条第2項の関係府県の区域（瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和48年政令第327号）第三条の区域を除く。）に第二種事業の実施による排水（温排水を除く。）を日最大排水量50m³以上排出することにより瀬戸内海又は当該区域に相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>二十一 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第十五条第1項又は第4項の保護水面の区域が第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に存在する場合であつて、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <p>イ しゅんせつ又は埋立を当該区域で行うこと。</p> <p>ロ 火力発電所から温排水を排出することにより水温が3℃以上上昇する範囲が当該区域に及ぶこと。</p> <p>二十二 第二種事業が実施されるべき区域の周囲1kmの範囲内に次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、当該事業の内容が当該地域又は対象の法令等による指定の目的に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>イ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第五条第1項の規定により指定され</p>

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：[]枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：[]枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：[]枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：[]枠内</p>
		<p>た 国立公園、同条第2項の規定により指定された国立公園又は同法第七十二條の規定により指定された都道府県立自然公園の区域</p> <p>ロ 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第十四条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二條第1項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五條第1項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域</p> <p>ハ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の規定により作成された世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域</p> <p>ニ 首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第三条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域</p> <p>ホ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）第五条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域</p> <p>ヘ 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第五条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二條第1項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域</p> <p>ト 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第三十六條第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域</p> <p>チ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第二十八條第1項の規定により指定された鳥獣保護区の区域</p> <p>リ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条1の規定により指定された湿地の区域</p> <p>ヌ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第九十九條第1項の規定により指定された名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあつては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。）又は天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）</p> <p>ル 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第四条第1項の規定により指定された歴史的風土保全区域</p> <p>オ 都市計画法第八条第1項第七号の規定により指定された風致地区の区域</p> <p>ワ 地方公共団体の条例等に基づき環境の保全を目的として又は環境の保全に資するものとして指定された地域その他の対象</p> <p>二十三 火力発電所（地熱を利用するものを除く。）を設置する場所の周囲20kmの範囲内に二酸化硫黄、二酸化窒素又は浮遊粒子状物質の大気汚染に係る環境基準が確保されていない大気の測定点が存在する場合であつて、当該発電所の発電設備からばい煙が排出されることにより大気汚染に係る環境基準が確保されていない二酸化硫黄、二酸化窒素又は浮遊粒子状物質のいずれかの量が現状よりも増加すること。</p> <p>二十四 火力発電所又は風力発電所を設置する場所の周囲1kmの範囲内に国又は地方公共団体の測定している騒音の測定点（以下「騒音の測定点」という。）において騒音に係る環境基準が確保されていない地点が存在する場合であつて、発電所から発生する騒音の当該騒音の測定点における予測値が当該騒音の測定点の測定値を超えるレベルにあること。</p> <p>二十五 発電所の設置又は変更の工事を行う場所の周囲1kmの範囲内に騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地点が存在する場合であつて、当該工事に伴って発生する騒音の当該騒音の測定点における予測値が当該騒音の測定点の測定値を超えるレベルにあること。</p> <p>二十六 騒音規制法第十七条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令（昭和46年総理府令・厚生省令第3号）に規定する限度を超えている地域に面する道路又は騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地域に面する道路が第二種事業を実施されるべき区域の周囲10kmの範囲内に存在する場合であつて、当該道路を通過する自動車による道路交通騒音の予測値より、当該道路を通過する自動車に第二種事</p>

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：[]枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：[]枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：[]枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：[]枠内</p>
<p>第三章 方法書 (方法書の作成)</p> <p>第五条 事業者は、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第三条の六の意見が述べられたときはこれを勘案して、第三条の二第1項の事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、第二条第2項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに<u>主務省令で定めるところ</u>により、次に掲げる事項（配慮書を作成していない場合においては、第四号から第六号までに掲げる事項を除く。）を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。</p> <p>一 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 対象事業の目的及び内容</p> <p>三 対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及びその周囲の概況</p> <p>四 第三条の三第1項第四号に掲げる事項</p> <p>五 第三条の六の主務大臣の意見</p> <p>六 前号の意見についての事業者の見解</p> <p>七 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目）</p> <p>電気事業法 (方法書の作成)</p> <p>第四十六条の四 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて環境影響評価法第二条第4項に規定する対象事業に該当するもの（以下「特定対象事業」という。）をしようとする者（以下「特定事業者」という。）は、同法第五条第1項の環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）には、同項第七号の規定にかかわらず、特定対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を記載しなければならない。</p>		<p>業の実施に伴い発生する当該道路を通過する自動車を加えた道路交通騒音の予測値が、0.1デシベルを超えることとなること。</p> <p>二十七 振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）第十二条に規定する限度を超えている地域に面する道路が第二種事業を実施されるべき区域の周囲10kmの範囲内に存在する場合であつて、当該道路を通過する自動車による道路交通振動の予測値より、当該道路を通過する自動車に第二種事業の実施に伴い発生する当該道路を通過する自動車を加えた道路交通振動の予測値が、0.1デシベルを超えることとなること。</p> <p>二十八 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全燐の水質汚濁に係る環境基準が確保されていない水質の測定点が存在する水域において、第二種事業の実施により当該水域の水質汚濁に係る環境基準が確保されていない生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全燐（この号において「水質汚濁に係る環境基準未達成項目」という。）が現状よりも増加する場合であつて、水質汚濁に係る環境基準未達成項目に係る当該水域の水質の測定点における予測値が水質汚濁に係る環境基準未達成項目に係る当該水域の水質の測定点における測定結果に比べ、当該水域の水質汚濁に係る環境基準の10分の1を超えて増加することとなること。</p> <p>発電所アセス省令 ⇒（方法書の作成）</p> <p>第十七条 電気事業法第四十六条の四第1項に規定する特定対象事業（以下「特定対象事業」という。）に係る法第五条第1項第二号に掲げる事項のうち特定対象事業の内容に係るものについては、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 特定対象事業の名称</p> <p>二 特定対象事業により設置又は変更されることとなる発電所の原動力の種類</p> <p>三 特定対象事業により設置又は変更されることとなる発電所の出力</p> <p>四 対象事業実施区域</p> <p>五 特定対象事業により設置又は変更されることとなる発電所の設備の配置計画の概要（既に決定されている内容に係るものに限る。）</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、特定対象事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であつて、その変更により環境影響が変化するものとする。</p> <p>2 前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該事項に関する特定対象事業の背景、経緯及び必要性をできる限り明らかにするものとする。</p> <p>3 特定対象事業に係る法第五条第1項第三号に掲げる事項は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を、第四条第1項第二号の規定の例により区分して記載するものとする。</p> <p>4 第1項第四号に掲げる事項及び前項の事項について把握した結果の記載に当たっては、その概要を縮尺5万分の1以下20万分の1以上の平面図上に明らかにするものとする。</p> <p>5 特定対象事業に係る法第五条第1項第七号に掲げる事項の記載に当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由を明らかにするものとする。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けた時は、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとし、当該専門家等</p>

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：[]枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：[]枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：[]枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：[]枠内</p>
<p>八 <u>その他環境省令で定める事項</u></p> <p>2 相互に関連する二以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて方法書を作成することができる。</p> <p>(方法書の送付等) 第六条 事業者は、方法書を作成したときは、第二条第2項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに<u>主務省令で定めるところ</u>により、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に対し、方法書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。</p> <p>電気事業法 (方法書の届出) 第四十六条の五 特定事業者は、環境影響評価法第六条第1項の規定による送付をするときは、併せて方法書及びこれを要約した書類を経済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の主務省令は、同項に規定する地域が対象事業に係る環境影響評価につき環境の保全の見地からの意見を求める上で適切な範囲のものとなることを確保するため、その基準となるべき事項につき主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が環境大臣に協議して定めるものとする。</p>		<p>の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。</p> <p>6 特定対象事業に係る法第五条第1項に規定する方法書には、法第五条第2項の規定により二以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合にあっては、その旨を明らかにするものとする。</p> <p>⇒（方法書の記載事項） 第一条の五 法第五条第1項第八号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第三条の三第1項の規定により配慮書を作成した場合には、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第三条の七第1項の規定により配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関又は一般の意見を求めたときは、関係する行政機関の意見又は一般の意見の概要</p> <p>ロ 前号の意見についての第一種事業を実施しようとする者の見解</p> <p>ハ 法第三条の二第1項の規定による事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容</p> <p>二 条例又は行政手続法（平成5年法律第88号）第三十六条に規定する行政指導（地方公共団体が同条の規定の例により行うものを含む。）その他の措置（以下「行政指導等」という。）の定めるところに従って、対象事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の事項を決定するに当たって、一又は二以上の当該事業の実施が想定された区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行った書類を作成した場合については、次の各号に掲げる事項のうち、条例又は行政指導等において法第五条の方法書に相当する書類の記載事項として定められているもの</p> <p>イ 当該書類の内容</p> <p>ロ 当該書類についての関係する行政機関の意見がある場合には、その意見</p> <p>ハ 当該書類についての一般の意見がある場合には、その概要</p> <p>ニ 前二号の意見についての事業者の見解</p> <p>ホ 当該事業が実施されるべき区域その他の事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容</p> <p>発電所アセス省令 ⇒（環境影響を受ける範囲と認められる地域） 第十八条 特定対象事業に係る法第六条第1項の環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、第四条第2項第一号又は第二号に掲げる地域に準ずるものとする。この場合において、同項第一号中「第一種事業実施想定区域」とあるのは「対象事業実施区域」と読み替えるものとする。</p> <p>電気事業法施行規則 ⇒（方法書の届出） 第六十一条の三 法第四十六条の五の規定による届出をしようとする者は、様式第四十六の二の環境影響評価方法書届出書に方法書を添えて提出しなければならない。</p>

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：[]枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：[]枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：[]枠内 発電所アクセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：[]枠内</p>
<p>(方法書についての公告及び縦覧)</p> <p>第七条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、<u>環境省令で定めるところにより、方法書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、方法書及び要約書を前条第1項に規定する地域内において縦覧に供するとともに、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p> <p>(説明会の開催等)</p> <p>第七条の二 事業者は、<u>環境省令で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第六条第1項に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。</u>この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。</p> <p>2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、<u>環境省令で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。</u></p> <p>3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、<u>第六条第1項に規定する地域を管轄する都道府県知事の意見を聴くことができる。</u></p>		<p>⇒（方法書についての公告の方法）</p> <p>第一条の六 法第七条の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 官報への掲載 二 関係都道府県の協力を得て、関係都道府県の公報又は広報紙に掲載すること。 三 関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙に掲載すること。 四 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載 <p>⇒（方法書の縦覧）</p> <p>第二条 法第七条の規定により方法書及びこれを要約した書類（以下「方法書等」という。）を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業者の事務所 二 関係都道府県の協力が得られた場合にあっては、関係都道府県の庁舎その他の関係都道府県の施設 三 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設 四 前三号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設 <p>⇒（方法書について公告する事項）</p> <p>第三条 法第七条の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 二 対象事業の名称、種類及び規模 三 対象事業が実施されるべき区域 四 法第六条第1項の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 五 方法書等の縦覧の場所、期間及び時間 六 方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨 七 法第八条第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項 <p>⇒（方法書の公表）</p> <p>第三条の二 法第七条の規定による方法書等の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業者のウェブサイトへの掲載 二 関係都道府県の協力を得て、関係都道府県のウェブサイトに掲載すること。 三 関係市町村の協力を得て、関係市町村のウェブサイトに掲載すること。 <p>⇒（方法書説明会の開催）</p> <p>第三条の三 法第七条の二第1項の規定による方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に二以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。</p> <p>⇒（方法書説明会の開催の公告）</p> <p>第三条の四 第一条の六の規定は、法第七条の二第2項の規定による公告について準用する。</p> <p>2 法第七条の二第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。</p>

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：[]枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：[]枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：[]枠内 発電所アクセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：[]枠内</p>
<p>4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって環境省令で定めるものにより、第2項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、環境省令で定める。</p> <p>(方法書についての意見書の提出) 第八条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第七条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。</p> <p>2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、環境省令で定める。</p> <p>(方法書についての意見の概要の送付) 第九条 事業者は、前条第1項の期間を経過した後、第六条第1項に規定する地域を管轄する都道府県知事及び当該地域を管轄する市町村長に対し、前条第1項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を送付しなければならない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>電気事業法 (方法書についての意見の概要等の届出等) 第四十六条の六 特定事業者は、環境影響評価法第九条の書類には、同条に規定する事項のほか、同法第八条第1項の意見についての事業者の見解を記載しなければならない。</p> <p>2 特定事業者は、環境影響評価法第九条の規定による送付をするときは、併せて同条の書類を経済産業大臣に届け出なければならない。</p> </div> <p>(方法書についての都道府県知事等の意見) 第十条 前条に規定する都道府県知事は、同条の書類の送付を受けたときは、第4項に規定する場合を除き、政令で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。</p>	<p>⇒（方法書についての都道府県知事の意見の提出期間） 第十条 法第十条第1項の政令で定める期間は、90日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、120日を超えない範囲内において都道府県知事が定める期間とする。</p> <p>2 都道府県知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知しなければならない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>←電気事業法施行令 (環境影響評価法施行令の適用に当たつての技術的読替え) 第六条の二 特定事業者に対する環境影響評価法施行令（平成9年政令第346号）第十条第2項（同令第十二条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同令第十条第2項中「事業者」とあるのは、「経済産業大臣」とする。</p> </div>	<p>一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 二 対象事業の名称、種類及び規模 三 対象事業が実施されるべき区域 四 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 五 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所 ⇒（責めに帰することができない事由） 第三条の五 法第七条の二第4項の事業者の責めに帰することができない事由であつて環境省令で定めるものは、次に掲げる事由とする。</p> <p>一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。 二 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによつて方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。</p> <p>⇒（方法書についての意見書の提出） 第四条 法第八条第1項の規定による意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 二 意見書の提出の対象である方法書の名称 三 方法書についての環境の保全の見地からの意見</p> <p>2 前項第三号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>電気事業法施行規則 ⇒（方法書についての意見の概要等の届出） 第六十一条の四 法第四十六条の六第2項の規定による届出をしようとする者は、様式第四十六の三の環境影響評価方法書についての意見の概要等届出書に環境影響評価法第九条に規定する書類を添えて提出しなければならない。</p> </div>

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：<input type="checkbox"/>枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：<input type="checkbox"/>枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：<input type="checkbox"/>枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：<input type="checkbox"/>枠内</p>
<p>電気事業法 (方法書についての都道府県知事等の意見) 第四十六条の七 環境影響評価法第十条第1項の都道府県知事の意見並びに同条第4項の政令で定める市の長及び同条第5項の都道府県知事の意見であつて特定対象事業に係るものについては、これらの規定にかかわらず、事業者によって経済産業大臣に対し、これらの規定の意見として述べるものとする。</p> <p>2 都道府県知事は、環境影響評価法第十条第1項の意見であつて特定対象事業に係るものについては、同条第3項の規定によるほか、前条第1項の規定により同法第九条の書類に記載された事業者の見解に配慮しなければならない。</p> <p>3 環境影響評価法第十条第4項の政令で定める市の長は、同項の意見であつて特定対象事業に係るものについては、同条第6項の規定によるほか、前条第1項の規定により同法第九条の書類に記載された事業者の見解に配慮しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、当該都道府県知事は、期間を指定して、方法書について前条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>3 第1項の場合において、当該都道府県知事は、前項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見に配慮するものとする。</p> <p>4 第六条第1項に規定する地域の全部が一の政令で定める市の区域に限られるものである場合は、当該市の長が、前条の書類の送付を受けたときは、第1項の政令で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。</p> <p>5 前項の場合において、前条に規定する都道府県知事は、同条の書類の送付を受けたときは、必要に応じ、第1項の政令で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。</p> <p>6 第4項の場合において、当該市の長は、前条の書類に記載された意見に配慮するものとする。</p> <p>電気事業法 (方法書についての勧告) 第四十六条の八 経済産業大臣は、第四十六条の五の規定による方法書の届出があつた場合において、環境影響評価法第十条第1項の都道府県知事の意見又は同条第4項の政令で定める市の長の意見及び同条第5項の都道府県知事の意見がある場合にはその意見を勘案するとともに、第四十六条の六第2項の規定による届出に係る同法第八条第1項の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮して、その方法書を審査し、その方法書に係る特定対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため必要があると認めるときは、第四十六条の五の規定による届出を受理した日から経済産業省令で定める期間内に限り、特定事業者に対し、その特定対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について必要な勧告をすることができる。</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の規定による勧告をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨を特定事業者へ通知しなければならない。</p> <p>3 経済産業大臣は、第1項の規定による勧告又は前項の規定による通知を行うときは、併せて特定事業者に対し、環境影響評価法第十条第1項の書面又は同条第4項の書面及び同条第5項の書面がある場合にはその書面の写しを送付しなければならない。</p>	<p>⇒（法第十条第4項の政令で定める市） 第十一条 法第十条第4項の政令で定める市は、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、広島市、北九州市及び福岡市とする。</p>	<p>電気事業法施行規則 ⇒（方法書についての勧告期間） 第六十一条の五 法第四十六条の八第1項の経済産業省令で定める期間は180日とする。ただし、法第四十六条の七第1項の規定による都道府県知事の意見がその期間内に提出されないときその他その期間内に勧告をすることができない合理的な理由があるときは、その期間を延長することができる。</p> <p>2 経済産業大臣が前項の規定により同項の期間を延長する場合には、法第四十六条の五の規定による方法書の届出をした者に対し、同項の期間内に延長する期間及び期間を延長する理由を通知しなければならない。</p>

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：[]枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：[]枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：[]枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：[]枠内</p>
<p>第四章 環境影響評価の実施等 （環境影響評価の項目等の選定） 第十一条 事業者は、前条第1項、第4項又は第5項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第八条第1項の意見に配慮して第五条第1項第七号に掲げる事項に検討を加え、第二条第2項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。</p> <p>電気事業法 （環境影響評価の項目等の選定） 第四十六条の九 特定事業者は、前条第1項の規定による勧告があつたときは、環境影響評価法第十一条第1項の規定による検討において、同項の規定により同法第十条第1項、第4項又は第5項の意見を勘案するとともに同法第八条第1項の意見に配慮するほか、その勧告を踏まえて、当該検討を加えなければならない。</p>		<p>発電所アセス省令 ⇒（項目及び手法の選定に関する指針） 第十九条 特定対象事業に係る法第十一条第4項の環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針については、次条から第二十六条の二までに定めるところによる。 （特定対象事業特性及び特定対象地域特性の把握） 第二十条 特定対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討経緯等について整理した上で、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす特定対象事業の内容（以下「特定対象事業特性」という。）並びに対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下「特定対象地域特性」という。）を把握するものとする。 2 第四条第1項第一号及び第二号の規定は、前項の特定対象事業特性及び特定対象地域特性の把握について準用する。この場合において、同条第1項第一号イ中「第一条各号に掲げる事項」とあるのは「対象事業実施区域及びその面積」と、同号ロからへまでの規定中「第一種事業に」とあるのは「特定対象事業に」と、同号ホ中「（この条から第九条までにおいて「第一種事業の工事の実施」という。）に係る期間」とあるのは「に係る工法、期間」と、同項第二号イ(1)中「気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（以下「大気環境」という。）」とあるのは「大気環境」と、「環境基本法（平成5年法律第91号）第十六条第1項の規定による環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）」とあるのは「環境基準」と、同号イ(2)中「水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（以下「水環境」という。）」とあるのは「水環境」と、それぞれ読み替えるものとする。 3 特定対象事業特性に関する情報を把握するに当たっては、特定対象事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。 4 特定対象地域特性に関する情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとし、必要に応じ、第十八条に規定する地域の管轄に係る地方公共団体（以下「関係地方公共団体」という。）、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は現地の状況を確認することにより把握するよう努めるものとする。この場合において、当該資料については、その出典を明らかにできるよう整理するものとする。 （環境影響評価の項目の選定） 第二十一条 特定対象事業に係る環境影響評価の項目の選定は、当該特定対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより、次の各号に掲げる発電所の区分に応じ当該各号に定める別表備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と特定対象事業特性との相違を把握した上で、当該一般的な事業の内容によって行われる特定対象事業に伴う当該影響要因について当該別表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、前条の規定により把握した特定対象事業特性及び特定対象地域特性に関する情報を踏まえ、当該選定を行うものとする。 一 水力発電所 別表第二 ⇒③へ（p34を参照のこと） 二 火力発電所（地熱を利用するものを除く。）別表第二 ⇒④へ（p35を参照のこと） 三 原子力発電所 別表第三 ⇒⑤へ（p36を参照のこと） 四 火力発電所（地熱を利用するものに限る。）別表第四 ⇒⑥へ（p37を参照のこと） 五 風力発電所 別表第五 ⇒⑦へ（p38を参照のこと）</p>

③ 別表第一（発電所アセス省令第二十一条関係－水力発電所）

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	
		大気環境				水環境						その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等
		大気質		騒音	振動	水質						地形及び地質						
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	水の汚れ	富栄養化	水の濁り	溶存酸素量	水素イオン濃度	水温	重要な地形及び地質	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び重要な群落	地域を特徴づける生態系	並びに主要な眺望景観 主要な眺望点及び景観資源	触れ合いの活動の場 主要な人と自然との	産業廃棄物
工事の実施	工事前資材等の搬出入	○	○	○	○											○		
	建設機械の稼働		○	○	○													
	造成等の施工による一時的な影響							○		○		○	○	○			○	
土地又は工作物の存在及び供用の存在及び供用	地形変化及び施設の有無										○			○	○			
	貯水池の有無					○	○	○	○		○	○	○	○	○			
	河水の取水					○										○		
備考																		
<p>一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。</p> <p>二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる発電所における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。</p> <p>イ 工事の実施に関する内容</p> <p>(1) 工事前資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、伐採樹木、廃材の搬出を行う。</p> <p>(2) 建設機械の稼働として、水路工事、発電所建屋工事、機械据付工事、純揚水式発電所の場合は上部・下部調整池工事、流れ込み式発電所の場合は取水堰等工事を行う。</p> <p>(3) 造成等の施工として、作業坑、土捨て場、工事用道路の関連工事を行う。</p> <p>ロ 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容</p> <p>(1) 地形変化及び施設の有無として、地形変化等を実施し建設された水路（取水口、導水路、水圧管路、水槽、放水路、放水口）、発電所、開閉所、管理用道路を有する。</p> <p>(2) 貯水池の有無として、純揚水式発電所の場合、上下調整池、上下部ダムを有する。</p> <p>(3) 河水の取水として、流れ込み式発電所の場合、取水堰等を有する。</p> <p>三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行及び建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、学術上又は希少性の観点から重要であることをいう。</p> <p>五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。</p> <p>七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。</p> <p>八 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p>																		

④ 別表第二（発電所アセス省令第二十一条関係－火力発電所）

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素													生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素				
		大気環境						水環境						その他の環境	動物		植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等	
		大気質					騒音	振動	水質				底質	その他	地形及び地質									
		硫黄酸化物	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	石炭粉じん	粉じん等	騒音	振動	水の汚れ	富栄養化	水の濁り	水温	有害物質	流向及び流速	重要な地形及び地質	重要な種及び注目すべき生息地 (海域に生息するものを除く。)	海域に生息する動物	重要な種及び重要な群落 (海域に生育するものを除く。)	海域に生育する植物	地域を特徴づける生態系	並びに主要な眺望景観 主要な眺望点及び景観資源	触れ合いの活動の場 主要な人と自然との	産業廃棄物	残土
工事の実施	工事前資材等の搬出入			○			○	○													○			
	建設機械の稼働			○			○	○			○	○												
	造成等の施工による一時的な影響										○				○		○		○				○	○
土地又は工作物の存在及び供用の存在及び供用	地形改変及び施設が存在					○							○	○	○	○	○	○	○	○				
	施設の稼働	排ガス	○	○	○																			○
		排水							○	○														
		温排水									○						○		○					
		機械等の稼働				○		○	○															
	資材等の搬出入			○			○	○	○													○		
廃棄物の発生																						○		
備考																								
<p>一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。</p> <p>二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる発電所における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。</p> <p>イ 工事の実施に関する内容</p> <p>(1) 工事前資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。</p> <p>(2) 建設機械の稼働として、浚渫工事、港湾工事、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。</p> <p>(3) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。</p> <p>ロ 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容</p> <p>(1) 地形改変及び施設が存在として、地形改変等を実施し建設された汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備（2以上の組合せを含む。）を有する。</p> <p>(2) 燃料の種類は、天然ガス（LNGを含む。）、石炭、石油、副生ガスがある。</p> <p>(3) 排水は、排水処理装置で処理した後に公共水域に排水する。</p> <p>(4) 温排水は、海水冷却方式を採用した場合、取水方式として表層又は深層、放水方式として表層又は水中によるものがある。</p> <p>(5) 機械等の稼働として、汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備（2以上の組合せを含む。）の運転がある。</p> <p>(6) 資材等の搬出入として、定期点検時等の発電用資材等の搬入、従業員の通勤、廃棄物等の処理のための搬出がある。</p> <p>(7) 発電設備から産業廃棄物が発生する。</p> <p>三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行及び建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、学術上又は希少性の観点から重要であることをいう。</p> <p>五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。</p> <p>七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。</p> <p>八 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p>																								

⑤ 別表第三 (発電所アセス省令第二十一条関係—原子力発電所)

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素											生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素				
		大気環境				水環境				その他の環境			動物		植物		生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		
		大気質		騒音	振動	水質			底質	その他	地形及び地質											
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	水の汚れ	富栄養化	水の濁り	水温	有害物質	流向及び流速	重要な地形及び地質	(海域に生息するものを除く。) 重要な種及び注目すべき生息地	海域に生息する動物	(海域に生育するものを除く。) 重要な種及び重要な群落	海域に生育する植物	地域を特徴づける生態系	主要な眺望景観	主要な眺望点及び景観資源並びに	触れ合いの活動の場 主要な人と自然との	産業廃棄物	残土
工事の実施	工事前資材等の搬出入	○	○	○	○													○				
	建設機械の稼働	○	○	○	○			○	○													
	造成等の施工による一時的な影響							○			○		○		○					○	○	
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の有無								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	施設の稼働	排水					○	○														
		温排水								○			○		○							
		機械等の稼働			○	○																
	資材等の搬出入	○	○	○	○														○			
廃棄物の発生																			○			
備考																						
<p>一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。</p> <p>二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる発電所における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。</p> <p>イ 工事の実施に関する内容</p> <p>(1) 工事前資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。</p> <p>(2) 建設機械の稼働として、浚渫工事、港湾工事、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む）を行う。</p> <p>(3) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。</p> <p>ロ 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容</p> <p>(1) 地形改変及び施設の有無として、地形改変等を実施し建設された原子力発電所を有する。</p> <p>(2) 排水は、排水処理装置で処理した後に公共用水域に排水する。</p> <p>(3) 温排水は、海水冷却方式を採用した場合であって、取水方式として表層又は深層、放水方式として表層又は水中によるものがある。</p> <p>(4) 機械等の稼働として、原子力発電所の運転を行う。</p> <p>(5) 資材等の搬出入として、定期点検時等の発電用資材等の搬入、従業員の通勤、廃棄物等の処理のための搬出がある。</p> <p>(6) 発電設備から産業廃棄物が発生する。</p> <p>三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行及び建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。</p> <p>五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。</p> <p>七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。</p> <p>八 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p>																						

⑥ 別表第四 (発電所アセス省令第二十一条関係-地熱発電所)

影響要因の区分		環境要素の区分							生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	
		大気環境			水環境		その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	
		大気質			水質		その他	地形及び地質						地盤	産業廃棄物
		硫化水素	窒素酸化物	粉じん等	水の汚れ	水の濁り	温泉	重要な地形及び地質	地盤変動	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び重要な群落	地域を特徴づける生態系	並びに主要な眺望景観 主要な眺望点及び景観資源	触れ合いの活動の場 主要な人と自然との	
工事の実施	工事前資材等の搬出入		○	○								○			
	造成等の施工による一時的な影響				○			○	○	○	○		○	○	
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在						○	○	○	○	○	○			
	施設の稼働	地熱流体の採取及び熱水の還元				○		○							
		排ガス	○												
		排水				○									
	廃棄物の発生												○		
備考															
<p>一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。</p> <p>二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる発電所における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。</p> <p>イ 工事の実施に関する内容</p> <p>(1) 工事前資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。</p> <p>(2) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地等、抗井掘削工事、建築物、工作物等の構築工事を行う。</p> <p>ロ 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容</p> <p>(1) 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された地熱発電所を有する。</p> <p>(2) 地熱流体の採取及び熱水の還元は、生産井で地下深度から採取した地熱流体を蒸気と熱水に分離して、蒸気を利用し還元井にて熱水を地下深度へ還元する。</p> <p>(3) 排ガスとして、蒸気中に含まれるガスを抽出し、冷却塔から排出する。</p> <p>(4) 排水は、復水器冷却系統からの排水を河川に排出する。</p> <p>(5) 発電設備から産業廃棄物が発生する。</p> <p>三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行及び建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。</p> <p>五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。</p> <p>七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。</p> <p>八 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p>															

⑦ 別表第五 (発電所アセス省令第二十一条関係-風力発電所)

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として、調査、予測及び評価されるべき環境要素								生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		
		大気環境			水環境		その他の環境			動物		植物		生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	
		大気質		騒音及び超低周波音	振動	水質	底質	地形及び地質	その他	動物 (海域に生息するものを除く) 重要な種及び注目すべき生息地	海域に生息する動物	植物 (海域に生育するものを除く) 重要な種及び重要な群落	海域に生育する植物	地域を特徴づける生態系	景観 並びに主要な眺望景観 主要な眺望点及び景観資源	人と自然との触れ合いの活動の場 主要な人と自然との	産業廃棄物	残土
		窒素酸化物	粉じん等	騒音及び超低周波音	振動	水の濁り	有害物質	重要な地形及び地質	風車の影									
工事の実施	工事前資材等の搬出入	○	○	○	○										○			
	建設機械の稼働	○	○	○	○	○	○											
	造成等の施工による一時的な影響					○		○	○	○	○	○			○	○		
土地又は工作物の存在及び供用	地形変化及び施設が存在						○		○	○	○	○	○	○				
	施設の稼働			○				○				○						
備考																		
<p>一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。</p> <p>二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる発電所における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。</p> <p>イ 工事の実施に関する内容</p> <p>(1) 工事前資材の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。</p> <p>(2) 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。なお、海域に設置される場合は、しゅんせつ工事を含む。</p> <p>(3) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。</p> <p>ロ 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容</p> <p>(1) 地形変化及び施設が存在として、地形変化等を実施し建設された風力発電所を有する。なお、海域に設置される場合は、海域における地形変化等を伴う。</p> <p>(2) 施設の稼働として、風力発電の運転を行う。</p> <p>三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行及び建設機械の稼働に伴い発生する粒子物質をいう。</p> <p>四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、学術上又は希少性の観点から重要であることをいう。</p> <p>五 この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。</p> <p>六 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>七 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。</p> <p>八 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。</p> <p>九 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p>																		

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：□□□□□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：□□□□□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：□□□□□□□□枠内 発電所アクセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：□□□□□□□□枠内</p>
		<p>2 前項の規定による検討は、次に掲げる各影響要因に関し、物質を排出し、又は既存の環境を損ない、若しくは変化させることとなる要因として特定対象事業特性に応じて適切に区分された影響要因ごとに行うものとする。</p> <p>一 工事の実施（特定対象事業の一部として、特定対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）</p> <p>二 特定対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予想される事業活動その他の人の活動であって特定対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。別表第一から別表第五までにおいて「土地又は工作物の存在及び供用」という。）</p> <p>3 第五条第3項の規定は前項の規定による検討について、同条第4項及び第5項の規定は第1項の規定による項目の選定について、それぞれ準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは「第二十一条第1項」と、同項第一号イ(2)中「騒音（周波数が20Hzから100Hzまでの音によるものを含む。以下同じ。）」とあるのは「騒音」と、「超低周波音（周波数が20Hz以下の音をいう。以下同じ。）」とあるのは「超低周波音」と、同号ロ(1)中「水質（地下水の水質を除く。以下同じ。）」とあるのは「水質」と、同号ハ中「その他の環境（イ及びロに掲げるものを除く。以下同じ。）」とあるのは「その他の環境」と、同項第二号中「環境要素（第四号に掲げるものを除く。以下同じ。）」とあるのは「環境要素」と、同項第三号中「環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）」とあるのは「環境要素」と、同項第四号イ中「廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。）」とあるのは「廃棄物等」と、同号ロ中「温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。以下同じ。）」とあるのは「温室効果ガス等」と、同条第4項及び第5項中「第1項」とあるのは「第二十一条第1項」と、「計画段階配慮事項」とあるのは「項目」と、同条第4項中「専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）」とあるのは「専門家等」と、同条第5項中「事項（以下「選定事項」という。）」とあるのは「項目」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>【補足＝第五条第3項、第4項、第5項の読み替え結果】</p> <p>3 第二十一条第1項の規定による検討は、次に掲げる各環境要素に関し、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分された環境要素ごとに行うものとする。</p> <p>一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素</p> <p>イ 大気環境</p> <p>(1) 大気質</p> <p>(2) 騒音及び超低周波音</p> <p>(3) 振動</p> <p>(4) 悪臭</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素</p> <p>ロ 水環境</p> <p>(1) 水質</p> <p>(2) 水底の底質</p> <p>(3) 地下水の水質及び水位</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素</p> <p>ハ その他の環境</p> <p>(1) 地形及び地質</p> <p>(2) 地盤</p> <p>(3) 土壌</p>

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：□□□□□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：□□□□□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：□□□□□□□□枠内 発電所アクセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：□□□□□□□□枠内</p>
<p>2 事業者は、前項の規定による選定を行うに当たり必要があると認めるときは、主務大臣に対し、技術的な助言を記載した書面の交付を受けたい旨の申出を書面によりすることができる。</p> <p>3 主務大臣は、前項の規定による事業者の申出に応じて技術的な助言を記載した書面の交付をしようとするときは、あらかじめ、<u>環境大臣の意見</u>を聴かなければならない。</p>		<p>(4) その他の環境要素</p> <p>二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素</p> <p>イ 動物</p> <p>ロ 植物</p> <p>ハ 生態系</p> <p>三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素</p> <p>イ 景観</p> <p>ロ 人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素</p> <p>イ 廃棄物等</p> <p>ロ 温室効果ガス等</p> <p>五 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 放射線の量</p> <p>4 第二十一条第1項の規定による項目の選定は、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言を受けた時は、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることとする。</p> <p>5 第二十一条第1項の規定による項目の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、第二十一条第1項の規定により選定された項目として選定した理由を明らかにできるように整理するものとする。</p> <p>4 第1項の規定により項目を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考項目を選定しないものとする。</p> <p>一 参考項目に関する環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合</p> <p>二 対象事業実施区域又はその周囲に参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合</p> <p>三 特定対象事業特性及び特定対象地域特性の観点からの類似性が認められる類似の事例により影響の程度が明らかである場合</p> <p>5 環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ第1項の規定により選定された項目（以下「選定項目」という。）の見直しを行うものとする。</p> <p>⇒（学識経験を有する者からの意見聴取） 第四条の二 第一条の三の規定は、法第十一条第3項の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。</p>

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：<input type="checkbox"/>枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：<input type="checkbox"/>枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：<input type="checkbox"/>枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：<input type="checkbox"/>枠内</p>
<p>(環境影響評価の項目等の選定)【再掲】</p> <p>第十一条 事業者は、前条第1項、第4項又は第5項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第八条第1項の意見に配慮して第五条第1項第七号に掲げる事項に検討を加え、第二条第2項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>電気事業法 (環境影響評価の項目等の選定)【再掲】</p> <p>第四十六条の九 特定事業者は、前条第1項の規定による勧告があつたときは、環境影響評価法第十一条第1項の規定による検討において、同項の規定により同法第十条第1項、第4項又は第5項の意見を勘案するとともに同法第八条第1項の意見に配慮するほか、その勧告を踏まえて、当該検討を加えなければならない。</p> </div> <p>4 第1項の主務省令は、環境基本法（平成5年法律第91号）第十四条各号に掲げる事項の確保を旨として、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価を適切に行うために必要であると認められる環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針につき主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が環境大臣に協議して定めるものとする。</p>		<p>発電所アセス省令 ⇒（調査、予測及び評価の手法の選定の基本的考え方）</p> <p>第二十二條 特定対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定は、選定項目ごとに選定項目の特性及び特定対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定項目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、次条から第二十六条までに定めるところにより選定して行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 前条第3項において準用する第五条第3項第一号に掲げる環境要素に係る選定項目 汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法 二 前条第3項において準用する第五条第3項第二号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定項目 陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法 三 前条第3項において準用する第五条第3項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定項目 地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集（別表第六から別表第十までにおいて「注目種等」という。）を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法その他の適切に生態系への環境影響を把握する手法 四 前条第3項において準用する第五条第3項第三号イに掲げる環境要素に係る選定項目 景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法 五 前条第3項において準用する第五条第3項第三号ロに掲げる環境要素に係る選定項目 人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法 六 前条第3項において準用する第五条第3項第四号に掲げる環境要素に係る選定項目 廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握する手法 <ol style="list-style-type: none"> 2 前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。 3 第1項の規定による手法の選定は、第二十条の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言を受けた時は、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにするものとし、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。 4 環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ第1項の規定により選定された手法の見直しを行うものとする。 5 第1項の規定による手法の選定を行ったときは、当該選定された手法及び当該

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：[]枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：[]枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：[]枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：[]枠内</p>
		<p>手法の選定を行った理由を明らかにできるよう整理するものとする。</p> <p>（手法の選定）</p> <p>第二十三条 前条第1項の規定による手法の選定における参考項目に係る調査及び予測の手法の選定については、第二十一条第1項各号に定める別表備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と特定対象事業特性との相違を把握した上で、参考項目ごとに次の各号に掲げる発電所の区分に応じ当該各号に定める別表に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下この条及び別表第六から別表第十までにおいて「参考手法」という。）を勘案しつつ、最新の科学的知見を踏まえるよう努めるとともに、第二十条の規定により把握した特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえ当該選定を行うものとする。</p> <p>一 水力発電所 別表第六 ⇒⑧へ（p43-52を参照のこと）</p> <p>二 火力発電所（地熱を利用するものを除く。） 別表第七 ⇒⑨へ（p53-66を参照のこと）</p> <p>三 原子力発電所 別表第八 ⇒⑩へ（p67-78を参照のこと）</p> <p>四 火力発電所（地熱を利用するものに限る。） 別表第九 ⇒⑪へ（p79-83を参照のこと）</p> <p>五 風力発電所 別表第十 ⇒⑫へ（p84-91を参照のこと）</p> <p>2 前項の規定により手法を選定するに当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合は、必要に応じ参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を選定するものとする。</p> <p>一 参考項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。</p> <p>二 対象事業実施区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。</p> <p>三 類似の事例により参考項目に関する環境影響の程度が明らかであること。</p> <p>四 調査の手法については、参考項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、参考手法より簡易な手法で収集できることが明らかであること。</p> <p>3 第1項の規定により手法を選定するに当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。</p> <p>一 特定対象事業特性が参考項目に係る著しい環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。</p> <p>二 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、特定対象事業特性が次のイ、ロ又はハに規定する参考項目に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。</p> <p>イ 参考項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象</p> <p>ロ 参考項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象</p> <p>ハ 参考項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域</p>

⑧ 別表第六 (発電所アセス省令第二十三条関係—水力発電所)

参考項目		参考手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
窒素酸化物	工所用資材等の搬出入	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期 六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 九 予測対象時期等 工所用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期
粉じん等	工所用資材等の搬出入	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期 六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点 九 予測対象時期等 工所用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期
	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期 六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点

		<p>九 予測対象時期等 建築機械の稼働による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>
騒音	<p>工所用資材等の搬出入</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 道路交通騒音の状況 ロ 沿道の状況 ハ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた道路交通騒音についての測定の方法、測定場所及び測定時刻。</p> <p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 工所用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
	<p>建設機械の稼働</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 騒音の状況 ロ 地表面の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については騒音規制法（昭和43年法律第98号）第十五条第1項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 建設機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
振動	<p>工所用資材等の搬出入</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 道路交通振動の状況 ロ 地盤の状況 ハ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については振動規制法施行規則第十二条の規定による道路交通振動の限度において定められた振動についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p>

		<p>振動の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 振動レベルの80%レンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
	建設機械の稼働	<p>一 調査すべき情報 地盤の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 建設機械の稼働による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
水の汚れ	貯水池の存在	<p>一 調査すべき情報 イ 水の汚れに係る項目の状況 ロ 流量の状況 ハ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域並びに当該地域より上流の地域で、当該地域の水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な地域</p> <p>四 調査地点 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 統計的手法又は事例の引用若しくは解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る）</p>
	河水の取水	<p>一 調査すべき情報 イ 水の汚れに係る項目の状況 ロ 流量の状況 ハ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、河水の取水により水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>

		<p>四 調査地点 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 単純混合式を用いた理論計算</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る）</p>
富栄養化	貯水池の存在	<p>一 調査すべき情報 イ 全窒素、全磷の流入量の状況 ロ 流量の状況 ハ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 流域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏まえ、富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがある地域並びに当該地域より上流の地域で、当該地域の富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な地域</p> <p>四 調査地点 流域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏まえ、前号の調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 流域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏まえ、第三号の調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 統計的手法又は事例の引用若しくは解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、流域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏まえ、富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 流域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏まえ、前号の予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び富栄養化に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る）</p>
水の濁り	造成等の施工による一時的な影響	<p>一 調査すべき情報 イ 水の濁りに係る項目の状況 ロ 流量の状況 ハ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 造成等の施工による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
	貯水池の存在	<p>一 調査すべき情報 イ 水の濁りに係る項目の状況 ロ 流量の状況</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ハ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域並びに当該地域より上流の地域で、当該地域の水の濁りを予測し、及び評価するために必要な地域 四 調査地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期 六 予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点 九 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び水の濁りに係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限り）
溶存酸素量	貯水池の存在	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> イ 溶存酸素量の状況 ロ 流量の状況 ハ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた溶存酸素量に係る水質の汚濁についての測定の方法。 三 調査地域 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえ、溶存酸素量に係る環境影響を受けるおそれがある地域並びに当該地域より上流の地域で、当該地域の溶存酸素量を予測し、及び評価するために必要な地域 四 調査地点 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえ、前号の調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえ、第三号の調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期 六 予測の基本的な手法 溶存酸素量の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえ、溶存酸素量に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測地点 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえ、前号の予測地域における溶存酸素量に係る環境影響を的確に把握できる地点 九 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び溶存酸素量に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限り）
水素イオン濃度	造成等の施工による一時的な影響	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> イ 水素イオン濃度の状況 ロ 流量の状況 ハ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた水素イオン濃度に係る水質の汚濁についての測定の方法。 三 調査地域 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえ、水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえ、前号の調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期 六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえ、水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえ、前号の予測地域における水素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点

		<p>九 予測対象時期等 造成等の施工による水素イオン濃度に係る環境影響が最大となる時期</p>
水温	貯水池の存在	<p>一 調査すべき情報 イ 水温の状況 ロ 流量の状況 ハ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集及び当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえ、水温に係る環境影響を受けるおそれがある地域並びに当該地域より上流の地域で、当該地域の水温を予測し、及び評価するために必要な地域</p> <p>四 調査地点 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえ、前号の調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 熱の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえ、水温に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえ、前号の予測地域における水温に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び水温に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る）</p>
重要な地形及び地質	地形改変及び施設の存在	<p>一 調査すべき情報 イ 地形及び地質の状況 ロ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布、成立環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
	貯水池の存在	<p>一 調査すべき情報 イ 地形及び地質の状況 ロ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 貯水池及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布、成立環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等</p>

		地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期
重要な種及び注目すべき生息地	造成等の施工による一時的な影響	一 調査すべき情報 イ 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類及び昆虫類その他の主な動物に関する動物相の状況 ロ 魚類その他の主な動物（以下「水生動物」という。）に関する動物相の状況 ハ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況
	地形改変及び施設の使用	二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域
	貯水池の存在	イ 対象事業実施区域及びその周辺区域 ロ 河水の取水により水生動物に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点
	河水の取水	動物（水生動物を含む。）の生息の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路 五 調査期間等 動物（水生動物を含む。）の生息の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、動物（水生動物を含む。）の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等 動物（水生動物を含む。）の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期
重要な種及び重要な群落	造成等の施工による一時的な影響	一 調査すべき情報 イ 種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 ロ 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域
	地形改変及び施設の使用	イ 対象事業実施区域及びその周辺区域 ロ 河水の取水により種子植物その他主な植物に係る環境影響が及ぶおそれがある地域 四 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路
	貯水池の存在	五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法 重要な種及び重要な群落について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を的確に把握できる時期
	河水の取水	五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法 重要な種及び重要な群落について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を的確に把握できる時期
地域を特徴づける生態系	造成等の施工による一時的な影響	一 調査すべき情報 イ 動植物その他の自然環境に係る概況 ロ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域
	地形改変及び施設の使用	イ 対象事業実施区域及びその周辺区域 ロ 河水の取水により注目種等に係る環境影響が及ぶおそれがある地域 四 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、前号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路
	貯水池の存在	五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、第三号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等
	河水の取水	五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、第三号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等

		動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設の稼働	一 調査すべき情報 イ 主要な眺望点の状況 ロ 景観資源の状況 ハ 主要な眺望景観の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域 四 調査地点 調査地域における景観の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 調査地域における景観の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法 イ 主要な眺望点及び景観資源について、分布の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 ロ 主要な眺望景観について、完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現手法 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、調査地域における景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等 調査地域における景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期
	貯水池の存在	一 調査すべき情報 イ 主要な眺望点の状況 ロ 景観資源の状況 ハ 主要な眺望景観の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 貯水池及びその周辺区域 四 調査地点 調査地域における景観の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 調査地域における景観の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法 イ 主要な眺望点及び景観資源について、分布の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 ロ 主要な眺望景観について、完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、調査地域における景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等 調査地域における景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事用資材等の搬出入	一 調査すべき情報 イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行が予定される路線及びその周辺区域 四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等

		人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期
地形改変及び施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 二 調査の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周辺区域 四 調査地点 <ul style="list-style-type: none"> 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 <ul style="list-style-type: none"> 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 七 予測地域 <ul style="list-style-type: none"> 第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等 <ul style="list-style-type: none"> 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期 	
貯水池の存在	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 二 調査の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 <ul style="list-style-type: none"> 貯水池及びその周辺区域 四 調査地点 <ul style="list-style-type: none"> 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 <ul style="list-style-type: none"> 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 七 予測地域 <ul style="list-style-type: none"> 第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等 <ul style="list-style-type: none"> 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期 	
河水の取水	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 二 調査の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 <ul style="list-style-type: none"> 河水の取水により人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響が及ぶおそれがある地域 四 調査地点 <ul style="list-style-type: none"> 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 <ul style="list-style-type: none"> 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 七 予測地域 <ul style="list-style-type: none"> 第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等 <ul style="list-style-type: none"> 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期 	
産業廃棄物	造成等の施工による一時的な影響	<ul style="list-style-type: none"> 一 予測の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握 二 予測地域

		対象事業実施区域
		三 予測対象時期等
		工事期間
備考	<p>一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。</p> <p>三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>四 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。</p> <p>五 この表について「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。</p> <p>六 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p>	

⑨ 別表第七 (発電所アセス省令第二十三条関係—火力発電所)

参考項目		参考手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
硫黄酸化物	施設の稼働 (排ガス)	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 二酸化硫黄の濃度の状況</p> <p>ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた二酸化硫黄に係る大気の汚染についての測定の方法、前号ロの情報については気象業務法施行規則 (昭和27年運輸省令第101号) 第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。</p> <p>三 調査地域</p> <p>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえ、硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>原則として1年間 (第一号ロの情報において、高層の気象を調査する場合は、各季節ごとに各1週間)</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>大気の拡散式に基づく理論計算</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえ、硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等</p> <p>発電所の運転が定常状態となる時期及び硫黄酸化物に係る環境影響が最大となる時期 (最大となる時期を設定することができる場合に限る)</p>
窒素酸化物	工所用資材等の搬出入	<p>一 調査すべき情報</p> <p>気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等</p> <p>工所用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期</p>
	建設機械の稼働	<p>一 調査すべき情報</p> <p>気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>

		<p>九 予測対象時期等 建設機械の稼働による窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期</p>
施設の稼働（排ガス）		<p>一 調査すべき情報 イ 二酸化窒素の濃度の状況 ロ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた二酸化窒素に係る大気の汚染についての測定の方法、前号ロの情報については気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。 三 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 原則として1年間（第一号ロの情報において、高層の気象を調査する場合は、各季節ごとに各1週間） 六 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る）</p>
資材等の搬出入		<p>一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期 六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 九 予測対象時期等 資材等の搬出入に用いる自動車の運行による窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期</p>
浮遊粒子状物質	施設の稼働（排ガス）	<p>一 調査すべき情報 イ 浮遊粒子状物質の濃度の状況 ロ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた浮遊粒子状物質に係る大気の汚染についての測定の方法、前号ロの情報については気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。 三 調査地域 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえ、浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 原則として1年間（第一号ロの情報において、高層の気象を調査する場合は、各季節ごとに各1週間） 六 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえ、浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等</p>

		発電所の運転が定常状態となる時期及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る）
石炭粉じん	地形改変及び施設が存在	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> イ 降下ばいじんの状況 ロ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報についてはデポジットゲージ又はダストジャーによる測定、前号ロの情報については気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。 三 調査地域 <ul style="list-style-type: none"> 石炭粉じんの拡散の特性を踏まえ、石炭粉じんに係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 <ul style="list-style-type: none"> 石炭粉じんの拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における石炭粉じんに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 <ul style="list-style-type: none"> 原則として1年間 六 予測の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 大気拡散式に基づく理論計算 七 予測地域 <ul style="list-style-type: none"> 第三号の調査地域のうち、石炭粉じんの拡散の特性を踏まえ、石炭粉じんに係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等 <ul style="list-style-type: none"> 発電所の運転が定常状態となる時期及び石炭粉じんに係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る）
	施設の稼働（機械等の稼働）	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> イ 降下ばいじんの状況 ロ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報についてはデポジットゲージ又はダストジャーによる測定、前号ロの情報については気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。 三 調査地域 <ul style="list-style-type: none"> 石炭粉じんの拡散の特性を踏まえ、石炭粉じんに係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 <ul style="list-style-type: none"> 石炭粉じんの拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における石炭粉じんに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 <ul style="list-style-type: none"> 原則として1年間 六 予測の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 大気拡散式に基づく理論計算 七 予測地域 <ul style="list-style-type: none"> 第三号の調査地域のうち、石炭粉じんの拡散の特性を踏まえ、石炭粉じんに係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等 <ul style="list-style-type: none"> 発電所の運転が定常状態となる時期及び石炭粉じんに係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る）
粉じん等	工食用資材等の搬出入	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> 気象の状況 二 調査の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 <ul style="list-style-type: none"> 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 <ul style="list-style-type: none"> 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 <ul style="list-style-type: none"> 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期 六 予測の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 事例の引用又は解析 七 予測地域 <ul style="list-style-type: none"> 第三号の調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測地点 <ul style="list-style-type: none"> 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点 九 予測対象時期等 <ul style="list-style-type: none"> 工食用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期

建設機械の稼働		<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期 六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点 九 予測対象時期等 建設機械の稼働による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期
資材等の搬出入		<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点 九 予測対象時期等 資材等の搬出入に用いる自動車の運行による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期
騒音	工所用資材等の搬出入	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> イ 道路交通騒音の状況 ロ 沿道の状況 ハ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた道路交通騒音についての測定の方法、測定場所及び測定時刻。 三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点

	<p>九 予測対象時期等 工所用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
建設機械の稼働	<p>一 調査すべき情報 イ 騒音の状況 ロ 地表面の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については騒音規制法第十五条第1項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法。 三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 九 予測対象時期等 建設機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
施設の稼働（機械等の稼働）	<p>一 調査すべき情報 イ 騒音の状況 ロ 地表面の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた騒音についての測定の方法、測定場所及び測定時刻。 三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 九 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る）</p>
資材等の搬出入	<p>一 調査すべき情報 イ 道路交通騒音の状況 ロ 沿道の状況 ハ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた道路交通騒音についての測定の方法、測定場所及び測定時刻。 三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法</p>

		<p>音の伝搬理論に基づく計算</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 資材等の搬出入に用いる自動車の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
振動	工所用資材等の搬出入	<p>一 調査すべき情報 交通量に係る状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 工所用資材等の搬出入に使用する自動車が運行する予定の路線及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 工所用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
	建設機械の稼働	<p>一 調査すべき情報 地盤の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 建設機械の稼働による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
	施設の稼働（機械等の稼働）	<p>一 調査すべき情報 地盤の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p>

		<p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び振動に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る）</p>
	資材等の搬出入	<p>一 調査すべき情報 資材等の搬出入に使用する道路における交通量に係る状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 資材等の搬出入に使用する自動車が行う予定の路線及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 資材等の搬出入に用いる自動車の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
水の汚れ	施設の稼働（排水）	<p>一 調査すべき情報 化学的酸素要求量の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号の情報については環境基準において定められた化学的酸素要求量に係る水質の汚濁についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域 化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえ、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえ、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る）</p>
富栄養化	施設の稼働（排水）	<p>一 調査すべき情報 全窒素及び全リンの状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号の情報については環境基準において定められた全窒素及び全リンに係る水質の汚濁についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域 全窒素及び全リンの拡散の特性を踏まえ、富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 全窒素及び全リンの拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 全窒素及び全リンの拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域</p>

		<p>第三号の調査地域のうち、全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえ、富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び富栄養化に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る）</p>
水の濁り	建設機械の稼働	<p>一 調査すべき情報 浮遊物質量の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号の情報については環境基準において定められた浮遊物質量に係る水質の汚濁についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 建設機械の稼働による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
	造成等の施工による一時的な影響	<p>一 調査すべき情報 浮遊物質量の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号の情報については環境基準において定められた浮遊物質量に係る水質の汚濁についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、浮遊物質量に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 造成等の施工による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
水温	施設の稼働（温排水）	<p>一 調査すべき情報 イ 水温の状況 ロ 流況の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえ、水温に係る環境影響を受けるおそれがある地域及び冷却水の取水口前面</p> <p>四 調査地点 水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえ、前号の調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 原則として1年間</p> <p>六 予測の基本的な手法 数値モデルによる数値計算又は水理模型実験</p> <p>七 予測地域</p>

		<p>第三号の調査地域のうち、水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえ、水温に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び水温に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る）</p>
有害物質	建設機械の稼働	<p>一 調査すべき情報 有害物質に係る底質の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 しゅんせつ工事を行う区域</p> <p>四 調査地点 前号の調査地域における底質の状況を把握するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 原則として底質の状況を把握するために適切かつ効果的な時期に1回</p> <p>六 予測の基本的な手法 有害物質に係る底質の状況を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 有害物質の拡散の特性を踏まえ、建設機械の稼働による有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 有害物質の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 しゅんせつ工事による有害物質に係る環境影響が最大となる時期</p>
流向及び流速	地形改変及び施設の使用	<p>一 調査すべき情報 流況の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 流況特性を踏まえ、流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 流況特性を踏まえ、前号の調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 原則として1年間</p> <p>六 予測の基本的な手法 数値モデルによる理論計算又は水理模型実験</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、流況特性を踏まえ、流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び地形改変及び施設の使用による流向及び流速に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る）</p>
	施設の稼働（温排水）	<p>一 調査すべき情報 流況の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 流況特性を踏まえ、流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 流況特性を踏まえ、前号の調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 原則として1年間</p> <p>六 予測の基本的な手法 数値モデルによる理論計算又は水理模型実験</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、流況特性を踏まえ、流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び施設の稼働による流向及び流速に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る）</p>
重要な地形及び地質	地形改変及び施設の使用	<p>一 調査すべき情報 イ 地形及び地質の状況</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ロ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域 四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期 六 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布、成立環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期
重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	造成等の施工による一時的な影響	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 イ 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類に関する動物相の状況 ロ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域 四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路 五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期
	地形改変及び施設が存在	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 イ 魚等の遊泳動物、潮間帯生物（動物）、底生生物（動物）、動物プランクトン、卵・稚仔（以下「海生動物」という。）の主な種類及び分布の状況 ロ 干潟、藻場、さんご礁の分布及びそこにおける動物の生息環境の状況 ハ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域 四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえ、前号の調査地域における海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路 五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえ、第三号の調査地域における海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法 海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえ、海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえ、海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期
海域に生息する動物	地形改変及び施設が存在	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 イ 魚等の遊泳動物、潮間帯生物（動物）、底生生物（動物）、動物プランクトン、卵・稚仔（以下「海生動物」という。）の主な種類及び分布の状況 ロ 干潟、藻場、さんご礁の分布及びそこにおける動物の生息環境の状況 ハ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域 四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえ、前号の調査地域における海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路 五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえ、第三号の調査地域における海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法 海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえ、海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえ、海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期
	施設の稼働（温排水）	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 イ 海生動物の主な種類及び分布の状況 ロ 干潟、藻場、さんご礁の分布及びそこにおける動物の生息環境の状況

		<ul style="list-style-type: none"> ハ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 二 調査の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 <ul style="list-style-type: none"> 水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえ、水温に係る環境影響を受けるおそれがある地域及び冷却水の取水口前面 四 調査地点 <ul style="list-style-type: none"> 動物の生息の特性を踏まえ、前号の調査地域における海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路 五 調査期間等 <ul style="list-style-type: none"> 動物の生息の特性を踏まえ、第三号の調査地域における海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 七 予測地域 <ul style="list-style-type: none"> 第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえ、海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等 <ul style="list-style-type: none"> 動物の生息の特性を踏まえ、海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期
<p>重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）</p>	<p>造成等の施工による一時的な影響</p> <p>地形改変及び施設が存在</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> イ 種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 ロ 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周辺区域 四 調査地点 <ul style="list-style-type: none"> 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路 五 調査期間等 <ul style="list-style-type: none"> 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 重要な種及び重要な群落について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 七 予測地域 <ul style="list-style-type: none"> 第三号の調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等 <ul style="list-style-type: none"> 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を的確に把握できる時期
<p>海域に生育する植物</p>	<p>地形改変及び施設が存在</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> イ 潮間帯生物（植物）、海藻草類及び植物プランクトン（以下「海生植物」という。）の主な種類及び分布の状況 ロ 干潟、藻場、さんご礁の分布及びそこにおける植物の生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周辺区域 四 調査地点 <ul style="list-style-type: none"> 植物の生育の特性を踏まえ、前号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路 五 調査期間等 <ul style="list-style-type: none"> 植物の生育の特性を踏まえ、第三号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境への影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 海生植物及び干潟、藻場、さんご礁について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 七 予測地域 <ul style="list-style-type: none"> 第三号の調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえ、海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等 <ul style="list-style-type: none"> 植物の生育の特性を踏まえ、海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期
	<p>施設の稼働（温排水）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> イ 海生植物の主な種類及び分布の状況 ロ 干潟、藻場、さんご礁の分布及びそこにおける植物の生育環境の状況 二 調査の基本的な手法

		<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえ、水温に係る環境影響を受けるおそれがある地域及び冷却水の取水口前面</p> <p>四 調査地点 植物の生育の特性を踏まえ、前号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 植物の生育の特性を踏まえ、第三号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境への影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法 海生植物及び干潟、藻場、さんご礁について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえ、海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 植物の生育の特性を踏まえ、海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
地域を特徴づける生態系	<p>造成等の施工による一時的な影響</p> <p>地形改変及び施設が存在</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 動植物その他の自然環境に係る概況</p> <p>ロ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 陸域における対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、前号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、第三号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設が存在	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 主要な眺望点</p> <p>ロ 景観資源の状況</p> <p>ハ 主要な眺望景観の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 調査地域における景観の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 調査地域における景観の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>イ 主要な眺望点及び景観資源について、分布の改変の程度を把握し、事例の引用又は解析</p> <p>ロ 主要な眺望景観について、完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現手法</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、調査地域における景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 調査地域における景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工食用資材等の搬出入	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p>

		<p>工所用資材等の搬出入に使用する自動車の運行が予定される路線及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
	地形改変及び施設の存在	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
	資材等の搬出入	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 資材等の搬出入に使用する自動車の運行が予定される路線及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
産業廃棄物	造成等の施工による一時的な影響	<p>一 予測の基本的な手法 産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握</p> <p>二 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等 工事期間</p>
	廃棄物の発生	<p>一 予測の基本的な手法 産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握</p> <p>二 予測地域 対象事業実施区域</p>

		三 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び廃棄物に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る）
残土	造成等の施工による一時的な影響	一 予測の基本的な手法 残土の排出量の把握 二 予測地域 対象事業実施区域 三 予測対象時期等 工事期間
二酸化炭素	施設の稼働（排ガス）	一 予測の基本的な手法 施設の稼働に伴い発生する二酸化炭素の排出量の把握 二 予測地域 対象事業実施区域 三 予測の対象時期又は時間帯 発電所の運転が定常状態となる時期及び二酸化炭素に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る）
備考		
<p>一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。</p> <p>三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>四 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。</p> <p>五 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。</p> <p>六 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p>		

⑩ 別表第八 (発電所アセス省令第二十三条関係—原子力発電所)

参考項目	影響要因の区分	参考手法
窒素酸化物	工所用資材等の搬出入	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期 六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 九 予測対象時期等 工所用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期
	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期 六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 九 予測対象時期等 建設機械の稼働による窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期
	資材等の搬出入	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期 六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点

		<p>九 予測対象時期等 資材等の搬出入に用いる自動車の運行による窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期</p>
粉じん等	工所用資材等の搬出入	<p>一 調査すべき情報 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 工所用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>
	建設機械の稼働	<p>一 調査すべき情報の種類 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 建設機械の稼働による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>
	資材等の搬出入	<p>一 調査すべき情報 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等</p>

		資材等の搬出入に用いる自動車の運行による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期
騒音	工所用資材等の搬出入	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 道路交通騒音の状況</p> <p>ロ 沿道の状況</p> <p>ハ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた道路交通騒音についての測定の方法、測定場所及び測定時刻。</p> <p>三 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>音の伝搬理論に基づく計算</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等</p> <p>工所用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
	建設機械の稼働	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 騒音の状況</p> <p>ロ 地表面の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については騒音規制法第十五条第1項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>音の伝搬理論に基づく計算</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等</p> <p>建設機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
	施設の稼働（機械等の稼働）	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 騒音の状況</p> <p>ロ 地表面の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた騒音についての測定の方法、測定場所及び測定時刻。</p> <p>三 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>音の伝搬理論に基づく計算</p>

		<p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る）</p>
	資材等の搬出入	<p>一 調査すべき情報 イ 道路交通騒音の状況 ロ 沿道の状況 ハ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた道路交通騒音についての測定の方法、測定場所及び測定時刻。</p> <p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 資材等の搬出入に用いる自動車の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
振動	工所用資材等の搬出入	<p>一 調査すべき情報 交通量に係る状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 工所用資材等の搬出入に使用する自動車が運行する予定の路線及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 工所用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
	建設機械の稼働	<p>一 調査すべき情報 地盤の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>

		<p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 建設機械の稼働による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
	施設の稼働（機械等の稼働）	<p>一 調査すべき情報 地盤の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び振動に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る）</p>
	資材等の搬出入	<p>一 調査すべき情報 資材等の搬出入に使用する道路における交通量に係る状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 資材等の搬出入に使用する自動車が運行する予定の路線及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 資材等の搬出入に用いる自動車の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
水の汚れ	施設の稼働（排水）	<p>一 調査すべき情報 化学的酸素要求量の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号の情報については環境基準において定められた化学的酸素要求量に係る水質の汚濁についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域 化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえ、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法</p>

		<p>事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえ、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る）</p>
富栄養化	施設の稼働（排水）	<p>一 調査すべき情報 全窒素及び全リンの状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号の情報については環境基準において定められた全窒素及び全リンに係る水質の汚濁についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域 全窒素及び全リンの拡散の特性を踏まえ、富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 全窒素及び全リンの拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 全窒素及び全リンの拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、全窒素及び全リンの拡散の特性を踏まえ、富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 全窒素及び全リンの拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び富栄養化に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る）</p>
水の濁り	建設機械の稼働	<p>一 調査すべき情報 浮遊物質量の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号の情報については環境基準において定められた浮遊物質量に係る水質の汚濁についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 建設機械の稼働による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
	造成等の施工による一時的な影響	<p>一 調査すべき情報 浮遊物質量の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号の情報については環境基準において定められた浮遊物質量に係る水質の汚濁についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p>

		<p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 造成等の施工による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
水温	施設の稼働（温排水）	<p>一 調査すべき情報 イ 水温の状況 ロ 流況の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえ、水温に係る環境影響を受けるおそれがある地域及び冷却水の取水口前面</p> <p>四 調査地点 水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえ、前号の調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 原則として1年間</p> <p>六 予測の基本的な手法 数値モデルによる数値計算又は水理模型実験</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえ、水温に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び水温に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る）</p>
有害物質	建設機械の稼働	<p>一 調査すべき情報 有害物質に係る底質の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 しゅんせつ工事を行う区域</p> <p>四 調査地点 前号の調査地域における底質の状況を把握するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 原則として底質の状況を把握するために適切かつ効果的な時期に1回</p> <p>六 予測の基本的な手法 有害物質に係る底質の状況を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 有害物質の拡散の特性を踏まえ、建設機械の稼働による有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 有害物質の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 しゅんせつ工事による有害物質に係る環境影響が最大となる時期</p>
流向及び流速	地形改変及び施設が存在	<p>一 調査すべき情報 流況の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 流況特性を踏まえ、流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 流況特性を踏まえ、前号の調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 原則として1年間</p> <p>六 予測の基本的な手法 数値モデルによる理論計算又は水理模型実験</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、流況特性を踏まえ、流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>

		<p>八 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び地形改変及び施設の使用による流向及び流速に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る）</p>
	施設の稼働（温排水）	<p>一 調査すべき情報 流況の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 流況特性を踏まえ、流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 流況特性を踏まえ、前号の調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 原則として1年間</p> <p>六 予測の基本的な手法 数値モデルによる理論計算又は水理模型実験</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、流況特性を踏まえ、流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び施設の稼働による流向及び流速に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る）</p>
重要な地形及び地質	地形改変及び施設の使用	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 地形及び地質の状況</p> <p>ロ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布、成立環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	<p>造成等の施工による一時的な影響</p> <p>地形改変及び施設の使用</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類に関する動物相の状況</p> <p>ロ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
海域に生息する動物	地形改変及び施設の使用	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 海生動物の主な種類及び分布の状況</p> <p>ロ 干潟、藻場、さんご礁の分布及びそこにおける動物の生息環境の状況</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ハ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域 四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえ、前号の調査地域における海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路 五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえ、第三号の調査地域における海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法 海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえ、海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえ、海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期
	施設の稼働（温排水）	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> イ 海生動物の主な種類及び分布の状況 ロ 干潟、藻場、さんご礁の分布及びそこにおける動物の生息環境の状況 ハ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえ、水温に係る環境影響を受けるおそれがある地域及び冷却水の取水口前面 四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえ、前号の調査地域における海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路 五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえ、第三号の調査地域における海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法 海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえ、海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえ、海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期
重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）	<p>造成等の施工による一時的な影響</p> <p>地形改変及び施設が存在</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> イ 種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 ロ 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域 四 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路 五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法 重要な種及び重要な群落について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を的確に把握できる時期
海域に生育する植物	地形改変及び施設が存在	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報

		<ul style="list-style-type: none"> イ 海生植物の主な種類及び分布の状況 ロ 干潟、藻場、さんご礁の分布及びそこにおける植物の生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域 四 調査地点 植物の生育の特性を踏まえ、前号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路 五 調査期間等 植物の生育の特性を踏まえ、第三号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境への影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法 海生植物及び干潟、藻場、さんご礁について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえ、海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等 植物の生育の特性を踏まえ、海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期
	施設の稼働（温排水）	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 イ 海生植物の主な種類及び分布の状況 ロ 干潟、藻場、さんご礁の分布及びそこにおける植物の生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえ、水温に係る環境影響を受けるおそれがある地域及び冷却水の取水口前面 四 調査地点 植物の生育の特性を踏まえ、前号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路 五 調査期間等 植物の生育の特性を踏まえ、第三号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境への影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法 海生植物及び干潟、藻場、さんご礁について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえ、海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等 植物の生育の特性を踏まえ、海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期
地域を特徴づける生態系	造成等の施工による一時的な影響	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 イ 動植物その他の自然環境に係る概況 ロ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
	地形改変及び施設が存在	<ul style="list-style-type: none"> 三 調査地域 陸域における対象事業実施区域及びその周辺区域 四 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、前号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路 五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、第三号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設が存在	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 イ 主要な眺望点 ロ 景観資源の状況 ハ 主要な眺望景観の状況 二 調査の基本的な手法

		<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 調査地域における景観の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 調査地域における景観の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 イ 主要な眺望点及び景観資源について、分布の変更の程度を把握し、事例の引用又は解析 ロ 主要な眺望景観について、完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現手法</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、調査地域における景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 調査地域における景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工所用資材等の搬出入	<p>一 調査すべき情報 イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 工所用資材等の搬出入に使用する自動車の運行が予定される路線及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の変更の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
	地形改変及び施設の存在	<p>一 調査すべき情報 イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の変更の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
	資材等の搬出入	<p>一 調査すべき情報 イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 資材等の搬出入に使用する自動車の運行が予定される路線及びその周辺区域</p>

		<p>四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
産業廃棄物	造成等の施工による一時的な影響	<p>一 予測の基本的な手法 産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握</p> <p>二 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等 工事期間</p>
	廃棄物の発生	<p>一 予測の基本的な手法 産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握</p> <p>二 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び廃棄物に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る）</p>
残土	造成等の施工による一時的な影響	<p>一 予測の基本的な手法 残土の排出量の把握</p> <p>二 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等 工事期間</p>
<p>備考</p> <p>一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。</p> <p>三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>四 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。</p> <p>五 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。</p> <p>六 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p>		

⑪ 別表第九 (発電所アセス省令第二十三号関係—地熱発電所)

参考項目	影響要因の区分	参考手法
硫化水素	施設の稼働 (排ガス)	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 硫化水素の濃度の状況</p> <p>ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号ロの情報については気象業務法施行規則(昭和27年運輸省令第101号)第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。</p> <p>三 調査地域</p> <p>硫化水素の拡散の特性を踏まえ、硫化水素に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>硫化水素の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における硫化水素に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>原則として1年間(第一号ロの情報において高層の気象を調査する場合は、各季節ごとに各1週間)</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>大気の拡散式に基づく理論計算又は風洞模型実験</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、硫化水素の拡散の特性を踏まえ、硫化水素に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等</p> <p>発電所の運転が定常状態となる時期及び硫化水素に係る環境影響が最大となる時期(最大となる時期を設定することができる場合に限る)</p>
窒素酸化物	工所用資材等の搬出入	<p>一 調査すべき情報</p> <p>気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等</p> <p>工所用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期</p>
粉じん等	工所用資材等の搬出入	<p>一 調査すべき情報</p> <p>気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>

		<p>九 予測対象時期等 工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>
水の汚れ	施設の稼働（排水）	<p>一 調査すべき情報 生物化学的酸素要求量の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号の情報については環境基準において定められた生物化学的酸素要求量に係る水質の汚濁についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域 生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえ、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえ、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る）</p>
水の濁り	造成等の施工による一時的な影響	<p>一 調査すべき情報 浮遊物質量の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号の情報については環境基準において定められた浮遊物質量に係る水質の汚濁についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 造成等の施工による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
温泉	施設の稼働（地熱流体の採取及び熱水の還元）	<p>一 調査すべき情報 温泉の分布、主成分、温度及びゆー出量の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 温泉に係る特性を踏まえ、温泉に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 温泉に係る特性を踏まえ、前号の調査地域における温泉に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 温泉に係る特性を踏まえ、第三号の調査地域における温泉に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、温泉に係る特性を踏まえ、温泉に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 温泉に係る特性を踏まえ、前号の予測地域における温泉に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>

		九 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び温泉に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る）
重要な地形及び地質	地形改変及び施設の使用	一 調査すべき情報 イ 地形及び地質の状況 ロ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域 四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期 六 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布、成立環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期
地盤変動	施設の稼働（地熱流体の採取及び熱水の還元）	一 調査すべき情報 地盤変動の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 地盤変動の特性を踏まえ、地盤変動に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 地盤変動の特性を踏まえ、前号の調査地域における地盤変動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 地盤変動の特性を踏まえ、第三号の調査地域における地盤変動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期 六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、地盤変動の特性を踏まえ、地盤変動に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び地盤変動に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る）
重要な種及び注目すべき生息地	造成等の施工による一時的な影響 地形改変及び施設の使用	一 調査すべき情報 イ 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類に関する動物相の状況 ロ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域 四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路 五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期
重要な種及び重要な群落	造成等の施工による一時的な影響	一 調査すべき情報 イ 種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 ロ 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況

	地形改変及び施設の有無	<p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法 重要な種及び重要な群落について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
地域を特徴づける生態系	<p>造成等の施工による一時的な影響</p> <p>地形改変及び施設の有無</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 動植物その他の自然環境に係る概況 ロ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、前号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、第三号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法 注目種等について分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設の稼働	<p>一 調査すべき情報 イ 主要な眺望点の状況 ロ 景観資源の状況 ハ 主要な眺望景観の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 調査地域における景観の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 調査地域における景観の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 イ 主要な眺望点及び景観資源について、分布の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 ロ 主要な眺望景観について、完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現手法</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、調査地域における景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 調査地域における景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工所用資材等の搬出入	<p>一 調査すべき情報 イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>

		<p>三 調査地域 工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行が予定される路線及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
	地形改変及び施設の存在	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
産業廃棄物	造成等の施工による一時的な影響	<p>一 予測の基本的な手法 産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握</p> <p>二 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等 工事期間</p>
	廃棄物の発生	<p>一 予測の基本的な手法 産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握</p> <p>二 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び廃棄物に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る）</p>
残土	造成等の施工による一時的な影響	<p>一 予測の基本的な手法 残土の排出量の把握</p> <p>二 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等 工事期間</p>
備考		
<p>一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。</p> <p>三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>四 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。</p> <p>五 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。</p> <p>六 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p>		

⑫ 別表第十 (発電所アセス省令第二十三条関係—風力発電所)

参考項目		参考手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
窒素酸化物	工事用資材等の搬出入	一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期 六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 九 予測対象時期等 工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期
	建設機械の稼働	一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期 六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 九 予測対象時期等 建設機械の稼働による窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期
粉じん等	工事用資材等の搬出入	一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期 六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点

		<p>九 予測対象時期等 工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>
	建設機械の稼働	<p>一 調査すべき情報 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 建設機械の稼働による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>
騒音	工事用資材等の搬出入	<p>一 調査すべき情報 イ 道路交通騒音の状況 ロ 沿道の状況 ハ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた道路交通騒音についての測定の方法、測定場所及び測定時刻</p> <p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
	建設機械の稼働	<p>一 調査すべき情報 イ 騒音の状況 ロ 地表面の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については騒音規制法第十五条第1項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法</p> <p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算</p>

		<p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 建設機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
	施設の稼働	<p>一 調査すべき情報 イ 騒音の状況 ロ 地表面の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた騒音についての測定の方法、測定場所及び測定時刻</p> <p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）</p>
振動	工所用資材等の搬出入	<p>一 調査すべき情報 交通量に係る状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 工所用資材等の搬出入に使用する自動車が運行する予定の路線及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 工所用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
	建設機械の稼働	<p>一 調査すべき情報 地盤の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p>

		<p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 建設機械の稼働による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
水の濁り	建設機械の稼働	<p>一 調査すべき情報 浮遊物質量の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号の情報については環境基準において定められた浮遊物質量に係る水質の汚濁についての測定の方法</p> <p>三 調査地域 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 建設機械の稼働による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
	造成等の施工による一時的な影響	<p>一 調査すべき情報 浮遊物質量の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号の情報については環境基準において定められた浮遊物質量に係る水質の汚濁についての測定の方法</p> <p>三 調査地域 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 造成等の施工による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
有害物質	建設機械の稼働	<p>一 調査すべき情報 有害物質に係る底質の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 しゅんせつ工事を行う区域</p> <p>四 調査地点 前号の調査地域における底質の状況を把握するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 原則として底質の状況を把握するために適切かつ効果的な時期に1回</p> <p>六 予測の基本的な手法 有害物質に係る底質の状況を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域</p>

		<p>有害物質の拡散の特性を踏まえ、建設機械の稼働による有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点</p> <p>有害物質の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等</p> <p>しゅんせつ工事による有害物質に係る環境影響が最大となる時期</p>
重要な地形及び地質	地形改変及び施設が存在	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 地形及び地質の状況</p> <p>ロ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>重要な地形及び地質について、分布、成立環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
風車の影	施設の稼働	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 土地利用の状況</p> <p>ロ 地形の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理</p> <p>三 調査地域</p> <p>土地利用の状況及び地形の特性を踏まえ、風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>土地利用の状況及び地形の特性を踏まえ、前号の調査地域における風車の影に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>等時間の日影線を描いた日影図の作成</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえ、風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>八 予測地点</p> <p>土地利用の状況及び地形の特性を踏まえ、前号の予測地域における風車の影に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等</p> <p>発電所の運転が定常状態となる時期及び風車の影に係る環境影響が最大になる時期</p>
重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	<p>造成等の施工による一時的な影響</p> <p>地形改変及び施設が存在</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類に関する動物相の状況</p> <p>ロ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>動物の生息の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域</p>

		<p>第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
施設の稼働		<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 哺乳類及び鳥類に関する動物相の状況</p> <p>ロ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
海域に生息する動物	<p>造成等の施工による一時的な影響</p> <p>地形改変及び施設が存在</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 海生動物の主な種類及び分布の状況</p> <p>ロ 干潟、藻場、さんご礁の分布及びそこにおける動物の生息環境の状況</p> <p>ハ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえ、前号の調査地域における海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえ、第三号の調査地域における海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法 海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、動物の生息の特徴を踏まえ、海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 動物の生息の特徴を踏まえ、海生動物及び干潟、藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
重要な種及び重要な群落 (海域に生育するものを除く。)	<p>造成等の施工による一時的な影響</p> <p>地形改変及び施設が存在</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況</p> <p>ロ 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法 重要な種及び重要な群落について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>

		<p>八 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
海域に生育する植物	造成等の施工による一時的な影響	<p>一 調査すべき情報 イ 海生植物の主な種類及び分布の状況 ロ 干潟、藻場、さんご礁の分布及びそこにおける植物の生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>
	地形改変及び施設が存在	<p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 植物の生育の特性を踏まえ、前号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 植物の生育の特性を踏まえ、第三号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境への影響を予測及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法 海生植物及び干潟、藻場、さんご礁について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえ、海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 植物の生育の特性を踏まえ、海生植物及び干潟、藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
地域を特徴づける生態系	造成等の施工による一時的な影響	<p>一 調査すべき情報 イ 動植物その他の自然環境に係る概況 ロ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>
	地形改変及び施設が存在	<p>三 調査地域 陸域における対象事業実施区域及びその周辺区域</p>
	施設の稼働	<p>四 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、前号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、第三号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設が存在	<p>一 調査すべき情報 イ 主要な眺望点 ロ 景観資源の状況 ハ 主要な眺望景観の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 調査地域における景観の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 調査地域における景観の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 イ 主要な眺望点及び景観資源について、分布の改変の程度を把握し、事例の引用又は解析 ロ 主要な眺望景観について、完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、調査地域における景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 調査地域における景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>工所用資材等の搬出入</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 工所用資材等の搬出入に使用する自動車の運行が予定される路線及びその周辺区域 四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
	<p>地形改変及び施設の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域 四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>産業廃棄物</p>	<p>造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>一 予測の基本的な手法 産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握 二 予測地域 対象事業実施区域 三 予測対象時期等 工事期間</p>
<p>残土</p>	<p>造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>一 予測の基本的な手法 残土の排出量の把握 二 予測地域 対象事業実施区域 三 予測対象時期等 工事期間</p>
<p>備考</p> <p>一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行及び建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。</p> <p>三 この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。</p> <p>四 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>五 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。</p> <p>六 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。</p> <p>七 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p>		

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：<input type="checkbox"/>枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：<input type="checkbox"/>枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：<input type="checkbox"/>枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：<input type="checkbox"/>枠内</p>
<p>（環境影響評価の項目等の選定）【再掲】 第十一条 事業者は、前条第1項、第4項又は第5項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第八条第1項の意見に配慮して第五条第1項第七号に掲げる事項に検討を加え、第二条第2項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに<u>主務省令で定めるところ</u>により、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。</p> <p>電気事業法 （環境影響評価の項目等の選定）【再掲】 第四十六条の九 特定事業者は、前条第1項の規定による勧告があつたときは、環境影響評価法第十一条第1項の規定による検討において、同項の規定により同法第十条第1項、第4項又は第5項の意見を勘案するとともに同法第八条第1項の意見に配慮するほか、その勧告を踏まえて、当該検討を加えなければならない。</p>		<p>発電所アセス省令 ⇒（調査の手法の選定の留意事項） 第二十四条 特定対象事業に係る環境影響評価の調査の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、選定項目の特性、特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえ、選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。この場合において、特定対象地域特性を踏まえるに当たっては、当該特定対象地域特性が時間の経過に伴って変化することに留意するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報 二 調査の基本的な手法 国又は地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法 三 調査の対象とする地域（以下「調査地域」という。） 特定対象事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域 四 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（第5項及び別表第六から別表第十までにおいて「調査地点」という。） 調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点 五 調査に係る期間、時期又は時間帯（第5項及び別表第六から別表第十までにおいて「調査期間等」という。） 調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯 <p>2 第七条第2項から第4項までの規定は、前項の特定対象事業に係る環境影響評価の調査の手法について準用する。この場合において、同条第2項中「前項第二号」とあるのは「第二十四条第1項第二号」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第4項中「文献名」とあるのは「文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時」と、「出自等」とあるのは「出自及びその妥当性」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>【補足＝第七条第2項、第3項、第4項の読み替え結果】 2 第二十四条第1項第二号に規定する調査の基本的な手法のうち、法令等により情報の収集、整理又は解析の手法が定められている環境要素に係る選定項目に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の基本的な手法を選定するものとする。 3 調査の手法の選定に当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。 4 調査の手法の選定に当たっては、調査により得られた情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、当該情報の公開に当たり、当該動植物の種及びその生息又は生育の場所を特定できな</p>

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：□□□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：□□□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：□□□□□□枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：□□□□□□枠内</p>
		<p>いようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うものとする。</p> <p>3 第1項第五号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう当該期間を設定するとともに、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように当該期間を設定するものとする。</p> <p>4 調査の手法の選定に当たっては、第1項第一号に規定する調査すべき情報に関して既に長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合には、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにするものとする。</p> <p>（予測の手法の選定の留意事項） 第二十五条 特定対象事業に係る環境影響評価の予測の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目に係る環境要素が受けるおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、選定項目の特性、特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえ、選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。</p> <p>一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、モデルによる実験、事例の引用又は解析その他の方法により、定量的に把握する手法（定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法）</p> <p>二 予測地域 調査地域のうちから適切に選定された地域</p> <p>三 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点（別表第六から別表第十までにおいて「予測地点」という。） 選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、予測地域内において予測地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、当該保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点</p> <p>四 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（別表第六から別表第十までにおいて「予測対象時期等」という。） 工事の実施後の土地又は工作物において行われる事業活動その他の人の活動の開始（以下「供用開始」という。）後の定常状態になる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）並びに工事の実施による影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯</p> <p>2 第八条第2項の規定は、前項の特定対象事業に係る環境影響評価の予測の手法について準用する。この場合において、同条第2項中「条件」とあるのは「条件、予測で用いた原単位及び係数」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、「配慮書事業特性及び配慮書地域特性」とあるのは「特定対象事業特性及び特定対象地域特性」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>【補足＝第八条第2項の読み替え結果】 2 予測の手法の選定に当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、選定項目の特性、特定対象事業特性及び特定対象地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにするものとする。</p>

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：[]枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：[]枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：[]枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：[]枠内</p>
		<p>3 第1項第四号に規定する予測の対象とする時期については、工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は特定対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあつては、同号に規定する時期での予測に加え、必要に応じ中間的な時期での予測を行うものとする。</p> <p>4 予測の手法の選定に当たっては、特定対象事業以外の事業活動その他の活動その他の第四条に規定する地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあつては、現在の環境の状況）を明らかにできるように整理し、これを勘案して予測が行われるようにするものとする。この場合において、当該地域の将来の環境の状況は、関係地方公共団体が有する情報を収集して設定するよう努めるものとし、将来の環境の状況を設定するに当たり、国又は地方公共団体により行われる環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるようにするものとする。</p> <p>5 予測の手法の選定に当たっては、予測の不確実性の程度及び当該不確実性に係る環境影響の程度を勘案して、必要に応じ当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきにより、予測の不確実性の程度を把握するものとする。</p> <p>（評価の手法の選定の留意事項） 第二十六条 特定対象事業に係る環境影響評価の評価の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。</p> <p>一 調査及び予測の結果並びに第二十八条第1項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、特定対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているものであるかどうかを検討し、その結果を踏まえ、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。</p> <p>二 国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であつて、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを検討すること。</p> <p>三 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。</p>

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：[]枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：[]枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：[]枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：[]枠内</p>
		<p>発電所アセス省令 ⇒（放射性物質に係る環境影響評価）</p> <p>第二十六条の二 特定対象事業に係る放射性物質に係る環境影響評価の項目の選定は、当該特定対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより、別表第十一備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と特定対象事業特性との相違を把握した上で、第二十条の規定により把握した特定対象事業特性及び特定対象地域特性に関する状況を踏まえ、当該特定対象事業の実施により放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがあると判断した場合に、同表に掲げる項目（以下「放射性物質に係る参考項目」という。）を勘案しつつ、当該選定を行うものとする。</p> <p>2 特定対象事業に係る放射性物質に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定は、放射性物質に係る選定項目ごとに放射性物質に係る選定項目の特性及び特定対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、放射線の量の変化を把握する方法について、次項及び第4項に定めるところにより選定して行うものとする。</p> <p>3 前項の規定による手法の選定における放射性物質に係る参考項目に係る調査及び予測の手法の選定については、別表第十一備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と特定対象事業特性との相違を把握した上で、同表に掲げる参考となる調査及び予測の手法（同表において「参考手法」という。）を勘案しつつ、最新の科学的知見を踏まえるよう努めるとともに、第二十条の規定により把握した特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえ、当該選定を行うものとする。</p> <p>4 第五条第3項の規定は第1項の規定による検討について、同条第4項及び第5項並びに第二十一条第4項及び第5項の規定は第1項の選定について、第二十二条第2項から第5項まで並びに第二十四条から前条までの規定は第2項の選定について、第二十三条第2項及び第3項の規定は前項の選定について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第3項から第5項まで並びに第二十一条第4項及び第5項中「第1項」とあるのは「第二十六条の二第1項」と、第五条第4項及び第5項中「計画段階配慮事項」とあるのは「項目」と、同条第4項中「専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）」とあるのは「専門家等」と、同条第5項中「事項（以下「選定事項」という。）」とあるのは「項目」と、第二十一条第4項並びに第二十三条第2項及び第3項中「参考項目」とあるのは「放射性物質に係る参考項目」と、第二十一条第5項及び第二十四条から第二十六条中「選定項目」とあるのは「放射性物質に係る選定項目」と、第二十二条第2項中「前項」とあるのは「第二十六条の二第2項」と、同条第3項から第5項まで中「第1項」とあるのは「第二十六条の二第2項」と、第二十三条第2項中「前項」とあるのは「第二十六条の二第3項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第二十六条の二第3項」と、第二十四条第1項第四号及び第五号並びに第二十五条第1項第三号及び第四号中「別表第六から別表第十まで」とあるのは「別表第十一」と、第二十四条第2項中「第二十四条第1項第二号」とあるのは「第二十六条の二第4項において準用する第二十四条第1項第二号」と、第二十五条第2項中「原単位及び係数」とあるのは「係数」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>⇒⑬の別表第十一へ（p96-97を参照のこと）</p>

⑬ 別表第十一 (発電所アセス省令第二十六条の二関係)

放射性物質に係る参考項目		影響要因の区分		参考手法
環境要素の区分				
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量(粉じん等の発生に伴うもの)	工事の実施	工所用資材等の搬出入	一 調査すべき情報 イ 放射線の量の状況 ロ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期 六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえ、放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点 九 予測対象時期等 イ 工所用資材等の搬出入に係るものにあつては、当該搬出入に用いる自動車の運行による放射線に係る環境影響が最大となる時期 ロ 建設機械の稼働に係るものにあつては、当該稼働による放射線に係る環境影響が最大となる時期
	放射線の量(水の濁りの発生に伴うもの)		建設機械の稼働★	一 調査すべき情報 次の各号に掲げる情報。ただし、ロからニまでに掲げる情報は水力発電所に係る環境影響評価において、ホに掲げる情報は水力発電所以外の発電所に係る環境影響評価において、それぞれ調査するものとする。 イ 放射線の量の状況 ロ 水の濁りに係る項目の状況 ハ 流量の状況 ニ 気象の状況 ホ 浮遊物質量の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、浮遊物質量の状況に係る情報については環境基準において定められた浮遊物質量に係る水質の汚濁についての測定の方法。 三 調査地域 浮遊物質量の拡散の特性(水力発電所に係る環境影響評価を実施する場合には、流域の特性及び水の濁りの変化の特性とする。以下同じ。)を踏まえ、放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期 六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点 九 予測対象時期等 イ 建設機械の稼働に係るものにあつては、当該稼働による放射線に係る環境影響が最大となる時期 ロ 造成等の施工による一時的な影響に係るものにあつては、当該施工による放射線に係る環境影響が最大となる時期
			造成等の施工による一時的な影響	
放射線の量(産業廃棄物の発生に伴うもの)			造成等の施工による一時的な影響	一 予測の基本的な手法 イ 放射性物質を含む産業廃棄物に係るものにあつては、当該産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握 ロ 放射性物質を含む残土に係るものにあつては、当該残土の排出量の把握 二 予測地域 対象事業実施区域
	放射線の量(残土の発			

	生に伴うもの) ※		三 予測対象時期等 工事期間
<p>備考</p> <p>一 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</p> <p>二 この表における「影響要因の区分」は、別表第一から第五までの備考第二号に掲げる一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。</p> <p>三 ※が付されている項目については、水力発電所に係る環境影響評価において、★が付されている項目については、地熱発電所に係る環境影響評価において、それぞれ放射性物質に係る参考項目としない。</p>			

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：□□□□□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：□□□□□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：□□□□□□□□枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：□□□□□□□□枠内</p>
<p>（環境影響評価の実施） 第十二条 事業者は、前条第1項の規定により選定した項目及び手法に基づいて、第二条第2項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。 2 前条第4項の規定は、前項の主務省令について準用する。この場合において、同条第4項中「環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針」とあるのは、「環境の保全のための措置に関する指針」と読み替えるものとする。</p>		<p>発電所アセス省令 ⇒（環境保全措置に関する指針） 第二十七条 特定対象事業に係る法第十二条第2項の環境の保全のための措置に関する指針については、次条から第三十一条までに定めるところによる。 （環境保全措置の検討） 第二十八条 特定対象事業に係る環境影響評価を行うに当たり、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあつては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討するものとする。 2 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討するものとする。 （検討結果の検証） 第二十九条 環境保全措置の検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で特定対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証するものとする。 （検討結果の整理） 第三十条 環境保全措置の検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理するものとする。 一 環境保全措置の内容、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法 二 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度 三 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響 四 代償措置にあつては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由 五 代償措置にあつては、損なわれる環境及び当該環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの場所並びに損なわれ又は創出される環境に係る環境要素の種類及び内容 六 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠 2 第二十八条第1項の規定による検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理するものとする。 3 構造等に関する複数案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行ったときは、当該構造等に関する複数案から対象事業に係る構造等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理するものとする。 （事後調査） 第三十一条 次の各号のいずれかに該当する場合において、当該環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、特定対象事業に係る工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握するための調査（以下この条において「事後調査」という。）を行うものとする。 一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合</p>

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：□□□□□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：□□□□□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：□□□□□□□□枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：□□□□□□□□枠内</p>
<p>（基本的事項の公表） 第十三条 環境大臣は、関係する行政機関の長に協議して、第十一条第4項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により主務大臣（主務大臣が内閣府の外局の長であるときは、内閣総理大臣）が定めるべき指針に関する<u>基本的事項を定めて公表するものとする。</u></p>	<p>⇒「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」（最終改正：平成26年6月27日）参照のこと</p>	<p>二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合 三 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合 四 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合 2 前項の規定による事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。 一 事後調査の必要性、特定対象事業特性及び特定対象地域特性に応じ適切な項目を選定すること。 二 事後調査を行う項目の特性、特定対象事業特性及び特定対象地域特性に応じ、適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。 三 事後調査の実施に伴う環境影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境影響が小さい手法を選定すること。 四 必要に応じ専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。 3 第1項の規定による事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努めるものとする。 一 事後調査を行うこととした理由 二 事後調査の項目及び手法 三 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針 四 事後調査の結果の公表の方法 五 関係地方公共団体その他の事業者以外の者（以下この号において「関係地方公共団体等」という。）が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における、当該関係地方公共団体等との協力又は当該関係地方公共団体等への要請の方法及び内容 六 特定対象事業に係る施設等を譲渡した場合当該譲渡後における事後調査の実施主体の名称並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容 七 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項 4 事後調査の終了並びに当該事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意しなければならない。</p>

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：□□□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：□□□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：□□□□□□枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：□□□□□□枠内</p>
<p>第五章 準備書 （準備書の作成） 第十四条 事業者は、第十二条第1項の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、第二条第2項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。</p> <p>一 第五条第1項第一号から第六号までに掲げる事項 二 第八条第1項の意見の概要 三 第十条第1項の都道府県知事の意見又は同条第4項の政令で定める市の長の意見及び同条第5項の都道府県知事の意見がある場合にはその意見 四 前二号の意見についての事業者の見解 五 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 六 第十一条第2項の助言がある場合には、その内容 七 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。） ロ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。） ハ ロに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置 ニ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p> <p>八 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>九 <u>その他環境省令で定める事項</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>電気事業法 （準備書の作成） 第四十六条の十 特定事業者は、環境影響評価法第十四条第1項の環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）には、同項各号に掲げる事項のほか、第四十六条の八第1項の規定による勧告の内容を記載しなければならない。</p> </div> <p>2 第五条第2項の規定は、準備書の作成について準用する。</p>		<p>発電所アセス省令 ⇒（準備書の作成） 第三十二条 特定対象事業に係る法第十四条第1項に規定する準備書には、法第十四条第1項第一号から第九号までに掲げる事項（同項第一号に掲げる事項のうち法第五条第1項第二号に掲げるものであって、特定対象事業の内容に係るものについての第十七条第1項第五号及び第六号に掲げる事項を除く。）に加え、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 特定対象事業の主要設備の配置計画その他の土地の利用に関する事項 二 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項 三 切土、盛土その他の土地の造成に関する事項 四 土石の捨場又は採取場を設置する場合にあっては、当該土石の捨場又は採取場に関する事項 五 供用開始後の定常状態における燃料使用量、給排水量その他の操業規模に関する事項 六 電気事業法第四十六条の八第1項に規定する勧告の内容 七 前各号に掲げるもののほか、特定対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの</p> <p>2 特定対象事業に係る法第十四条第1項第四号に掲げる事項は、意見の概要又は意見の項目ごとに事業者の見解を明らかにすることにより記載するものとする。</p> <p>3 特定対象事業に係る法第十四条第1項第五号に掲げる事項については、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 電気事業法第四十六条の八第1項に規定する勧告を踏まえ、第二十一条から第二十六条の二までの規定により選定した環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（項目については第二十一条第3項及び第二十六条の二第4項で準用する第五条第5項に掲げる事項を、手法については第二十二条第5項（第二十六条の二第4項において準用する場合を含む。）に掲げる事項をそれぞれ明らかにするものとする。） 二 第二十四条第5項及び第6項、第二十五条第3項から第5項まで並びに第二十六条第1項第三号（第二十六条の二第4項において準用する場合を含む。）に掲げる事項</p> <p>4 特定対象事業に係る法第十四条第1項第七号ロに掲げる事項には、第二十七条から第三十一条までの規定により選定した環境保全措置を記載するものとする。この場合において、第二十八条の規定による環境保全措置の検討の経過、第二十九条の規定による環境保全措置の検証の結果、第三十条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項の規定による具体的な内容をできる限り明らかにするものとする。</p> <p>5 特定対象事業に係る法第十四条第1項第七号ハに掲げる事項には、前条第1項の規定による検討の結果を記載するものとする。この場合において、同条第3項各号に掲げる事項をできる限り明らかにするものとする。</p> <p>6 特定対象事業に係る法第十四条第1項第七号ニに掲げる事項の記載に当たっては、他の選定項目に係る環境要素が受けるおそれがある環境影響について検討を行うため、選定項目ごとに取りまとめられた調査、予測及び評価の結果の概要を一覧できるようにするものとする。</p> <p>7 特定対象事業に係る準備書について、法第十四条第2項において準用する第五条第2項の規定により二以上の特定対象事業について併せて準備書を作成した場合には、その旨を明らかにするものとする。</p> <p>⇒（準備書の記載事項） 第四条の三 第一条の五の規定は、法第十四条第1項第九号の環境省令で定める事項について準用する。</p>

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：□□□□□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：□□□□□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：□□□□□□□□枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：□□□□□□□□枠内</p>
<p>（準備書の送付等） 第十五条 事業者は、準備書を作成したときは、第六条第1項の主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第八条第1項及び第十条第1項、第4項又は第5項の意見並びに第十二条第1項の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第六条第1項の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）を管轄する都道府県知事（以下「関係都道府県知事」という。）及び関係地域を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に対し、準備書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。</p> <p>電気事業法 （準備書の届出） 第四十六条の十一 特定事業者は、環境影響評価法第十五条の規定による送付をするときは、併せて準備書及びこれを要約した書類を経済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>（準備書についての公告及び縦覧） 第十六条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、<u>環境省令で定めるところ</u>により、準備書を作成した旨<u>その他環境省令で定める事項</u>を公告し、公告の日から起算して1月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、<u>環境省令で定めるところ</u>により、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p>		<p>電気事業法施行規則 ⇒（準備書の届出） 第六十一条の六 法第四十六条の十一の規定による届出をしようとする者は、様式第四十六の四の環境影響評価準備書届出書に準備書及びこれを要約した書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>⇒（準備書についての公告の方法） 第五条 第一条の六の規定は、法第十六条（法第四十八条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。 ⇒（準備書の縦覧） 第六条 第二条の規定は、法第十六条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第二条中「方法書及びこれを要約した書類（以下「方法書等」という。）」とあるのは「準備書及びこれを要約した書類（以下「準備書等」という。）」と読み替えるものとする。 2 第二条の規定は、法第四十八条第2項において準用する法第十六条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第二条中「方法書及びこれを要約した書類（以下「方法書等」という。）」とあるのは「準備書及びこれを要約した書類（以下「準備書等」という。）」と、同条第一号及び第四号中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替えるものとする。 ⇒（準備書について公告する事項） 第七条 法第十六条の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 二 対象事業の名称、種類及び規模 三 対象事業が実施されるべき区域 四 関係地域の範囲 五 準備書等の縦覧の場所、期間及び時間 六 準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨 七 法第十八条第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項 2 前項の規定は、法第四十八条第2項において準用する法第十六条の規定による公告について準用する。この場合において、前項第一号中「事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「港湾管理者の名称及び住所」と、同項第二号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積」と、同項第三号中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等」と、同項第七号中「法第十八条第1項」とあるのは「法第四十八条第2項において準用する法第十八条第1項」と読み替えるものとする。</p>

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：□□□□□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：□□□□□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：□□□□□□□□枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：□□□□□□□□枠内</p>
<p>（説明会の開催等）</p> <p>第十七条 事業者は、<u>環境省令で定めるところ</u>により、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「準備書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。</p> <p>2 第七条の二第2項から第5項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「第六条第1項に規定する地域」とあるのは「第十五条に規定する関係地域」と、同条第4項中「第2項」とあるのは「第十七条第2項において準用する第2項」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第十七条第1項及び第2項において準用する前三項」と読み替えるものとする。</p>		<p>⇒（準備書の公表）</p> <p>第七条の二 第三条の二の規定は、法第十六条の規定による公表について準用する。この場合において、第三条の二中「方法書等」とあるのは「準備書等」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第三条の二の規定は、法第四十八条第2項において準用する法第十六条の規定による公表について準用する。この場合において、同条中「方法書等」とあるのは「準備書等」と、同条一号中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>⇒（準備書説明会の開催）</p> <p>第八条 第三条の三の規定は、法第十七条第1項の規定による準備書説明会について準用する。この場合において、第三条の三中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第三条の三の規定は、法第四十八条第2項において準用する法第十七条第1項の規定による説明会について準用する。この場合において、第三条の三中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>⇒（準備書説明会の開催の公告）</p> <p>第九条 第一条の六の規定は、法第十七条第2項において準用する法第七条の二第2項の規定による公告について準用する。</p> <p>2 第三条の四第2項の規定は、法第十七条第2項において準用する法第七条の二第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第三条の四中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、同条第2項第四号中「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第一条の六及び第三条の四第2項の規定は、法第四十八条第2項において準用する法第十七条第2項において準用する法第七条の二第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第三条の四第2項第1号中「事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「港湾管理者の名称及び住所」と、同項第二号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積」と、同項第三号中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等」と、同項第五号中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。</p> <p>⇒（責めに帰することができない事由）</p> <p>第十条 第三条の五の規定は、法第十七条第2項において準用する法第七条の二第4項の事業者の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、第三条の五中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第三条の五の規定は、法第四十八条第2項において準用する法第十七条第4項において準用する法第七条の二第4項の港湾管理者の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、同三条の五第二号中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。</p> <p>⇒（準備書の記載事項の周知）</p> <p>第十一条 削除（平二三環省令二七. 削除）【補足：法第十七条第4項削除に伴う措置】</p>

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：□□□□枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：□□□□枠内</p>
<p>（準備書についての意見書の提出） 第十八条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第十六条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。 2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、<u>環境省令</u>で定める。</p> <p>（準備書についての意見の概要等の送付） 第十九条 事業者は、前条第1項の期間を経過した後、関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。</p> <p>電気事業法 （準備書についての意見の概要等の届出） 第四十六条の十二 特定事業者は、環境影響評価法第十九条の規定による送付をするときは、併せて同条の書類を経済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>（準備書についての関係都道府県知事等の意見） 第二十条 関係都道府県知事は、前条の書類の送付を受けたときは、第4項に規定する場合を除き、<u>政令で定める期間内</u>に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。</p> <p>電気事業法 （準備書についての関係都道府県知事等の意見） 第四十六条の十三 環境影響評価法第二十条第1項の関係都道府県知事の意見並びに同条第4項の政令で定める市の長及び同条第5項の関係都道府県知事の意見であつて特定対象事業に係るものについては、これらの規定にかかわらず、事業者に替えて経済産業大臣に対し、これらの規定の意見として述べるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、当該関係都道府県知事は、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。 3 第1項の場合において、当該関係都道府県知事は、前項の規定による当該関係市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見及び事業者の見解に配慮するものとする。 4 関係地域の全部が一の第十条第4項の政令で定める市の区域に限られるものである場合は、当該市の長が、前条の書類の送付を受けたときは、第1項の政令で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。 5 前項の場合において、関係都道府県知事は、前条の書類の送付を受けたときは、必要に応じ、第1項の政令で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。 6 第4項の場合において、当該市の長は、前条の書類に記載された意見及び事業者の見解に配慮するものとする。</p>	<p>⇒（準備書についての関係都道府県知事の意見の提出期間） 第十二条 法第二十条第1項の政令で定める期間は、120日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、150日を超えない範囲内において関係都道府県知事が定める期間とする。 2 第十条第2項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。</p>	<p>⇒（準備書についての意見書の提出） 第十二条 第四条の規定は、法第十八条第1項（法第四十八条第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見書について準用する。この場合において、第四条中「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。</p> <p>電気事業法施行規則 ⇒（準備書についての意見の概要等の届出） 第六十一条の七 法第四十六条の十二の規定による届出をしようとする者は、様式第四十六の五の環境影響評価準備書についての意見の概要等届出書に環境影響評価法第十九条に規定する書類を添えて提出しなければならない。</p>

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：□□□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：□□□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：□□□□□□枠内 発電所アクセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：□□□□□□枠内</p>
<p>電気事業法 (準備書についての勧告) 第四十六条の十四 経済産業大臣は、第四十六条の十一の規定による準備書の届出があつた場合において、環境影響評価法第二十条第1項の関係都道府県知事の意見又は同条第4項の政令で定める市の長の意見及び同条第5項の関係都道府県知事の意見がある場合にはその意見を勘案するとともに、第四十六条の十二の規定による届出に係る同法第十八条第1項の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配意して、その準備書を審査し、その準備書に係る特定対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため必要があると認めるときは、第四十六条の十一の規定による届出を受理した日から<u>経済産業省令で定める期間</u>内に限り、特定事業者に対し、その特定対象事業に係る環境影響評価について必要な勧告をすることができる。</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の規定による審査をするときは、環境大臣の環境の保全の見地からの意見を聴かなければならない。</p> <p>3 経済産業大臣は、第1項の規定による勧告をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨を特定事業者へ通知しなければならない。</p> <p>4 経済産業大臣は、第1項の規定による勧告又は前項の規定による通知を行うときは、併せて特定事業者に対し、環境影響評価法第二十条第1項の書面又は同条第4項の書面及び同条第5項の書面がある場合にはその書面の写しを送付しなければならない。</p> <p>第六章 評価書 第一節 評価書の作成等 (評価書の作成) 第二十一条 事業者は、前条第1項、第4項又は第5項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第十八条第1項の意見に配意して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。</p> <p>一 <u>第五条第1項第二号に掲げる事項の修正(事業規模の縮小、政令で定める軽微な修正その他の政令で定める修正に該当するものを除く。)</u> 同条から第二十七条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。</p>	<p>⇒(法第二十一条第1項第一号の政令で定める軽微な修正等) 第十三条 法第二十一条第1項第一号の政令で定める軽微な修正は、<u>別表第二</u>の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の修正であつて、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの(当該修正後の対象事業について法第六条第1項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めべき特別の事情があるものを除く。)とする。</p> <p>2 法第二十一条第1項第一号の政令で定める修正は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 前項に規定する修正</p> <p>二 <u>別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正</u></p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であつて、当該修正後の対象事業について法第六条第1項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの</p> <p>⇒⑭の別表第二へ (p105-106を参照のこと)</p>	<p>電気事業法施行規則 ⇒(準備書についての勧告期間) 第六十一条の八 法第四十六条の十四第1項の経済産業省令で定める期間は270日とする。ただし、法第四十六条の十三の規定による都道府県知事の意見がその期間内に提出されないときその他その期間内に勧告をすることができない合理的な理由があるときは、その期間を延長することができる。</p> <p>2 経済産業大臣が前項の規定により同項の期間を延長する場合には、法第四十六条の十一の規定による準備書の届出をした者に対し、同項の期間内に延長する期間及び期間を延長する理由を通知しなければならない。</p>

⑭ 別表第二（環境影響評価法施行令第十三条関係）（別表第一は①へ（p4-8を参照のこと））

対象事業の区分	事業の諸元	手続きを経ることを要しない修正の要件
一 別表第一の一の項のイからへまでに該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが20%以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から100m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
二 別表第一の一の項のトに該当する対象事業	林道の長さ	林道の長さが20%以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から200m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	林道の設計の基礎となる自動車の速度	林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
三 別表第一の二の項のイからホまでに該当する対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が修正前の貯水面積の20%未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
四 別表第一の二の項のヘからヨまでに該当する対象事業	湛水区域の位置	新たに湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水面積の20%未満であること。
	固定堰又は可動堰の別	
五 別表第一の二の項のタに該当する対象事業	湖沼水位調節施設の施設が設置される土地又は施設の操作により最大限に露出することとなる水底の区域（以下「湖沼開発区域」という。）の位置	新たに湖沼開発区域となる部分の面積（水底の区域にあつては、水平投影面積）が修正前の湖沼開発面積の20%未満であること。
六 別表第一の二の項のレに該当する対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の20%未満であること。
七 別表第一の三の項のイからニまでに該当する対象事業	鉄道の長さ	鉄道の長さが20%以上増加しないこと。
	本線路施設区域（別表第一の三の項に該当する対象事業が実施されるべき区域から車庫又は車両検査修繕施設の区域を除いたものをいう。以下同じ。）の位置	修正前の本線路施設区域から300m以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路（一の停車場に係るものを除く。以下同じ。）の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において20km/hを超えて増加しないこと。
八 別表第一の三の項のホ又はヘに該当する対象事業	鉄道の長さ	鉄道の長さが10%以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	修正前の本線路施設区域から100m以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において10km/hを超えて増加しないこと。
九 別表第一の三の項のト又はチに該当する対象事業	軌道の長さ	軌道の長さが10%以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	修正前の本線路施設区域から100m以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において10km/hを超えて増加しないこと。
十 別表第一の四の項に該当する対象事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが300mを超えて増加しないこと。
	飛行場及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が20ha未満であること。
十一 別表第一の五の項のイからニまでに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10%以上増加しないこと。
	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の20%未満であること。
	堰の湛水区域の位置	新たに堰の湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水面積の20%未満であり、又は1ha未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別	
十二 別表第一の五の項のホ又はヘに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10%以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	

十三 別表第一の五の項のト又はチに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力 対象事業実施区域の位置	発電所又は発電設備の出力が10%以上増加しないこと。 修正前の対象事業実施区域から300m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十四 別表第一の五の項のリ又はヌに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力 対象事業実施区域の位置	発電所又は発電設備の出力が10%以上増加しないこと。 修正前の対象事業実施区域から300m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十五 別表第一の五の項のル又はヲに該当する対象事業	発電所の出力 対象事業実施区域の位置	発電所の出力が10%以上増加しないこと。 修正前の対象事業実施区域から300m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十六 別表第一の六の項に該当する対象事業	埋立処分場所の位置 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第七条第十四号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の20%未満であること。
十七 別表第一の七の項に該当する対象事業	埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の20%未満であること。
十八 別表第一の八の項から十二の項までに該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の10%未満であり、かつ、20ha未満であること。
十九 別表第一の十三の項に該当する対象事業	造成に係る土地の位置	新たに造成に係る土地となる部分の面積が修正前の当該土地の面積の10%未満であり、かつ、20ha未満であること。

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：□□□□枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：□□□□枠内</p>												
<p>二 第五条第1項第一号又は第十四条第1項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号に掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。）次項及び次条から第二十七条までの規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。</p> <p>三 前二号に掲げるもの以外のもの 第十一条第1項及び第十二条第1項の主務省令で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>電気事業法 (評価書の作成)</p> <p>第四十六条の十五 特定事業者は、前条第1項の規定による勧告があつたときは、環境影響評価法第二十一条第1項の規定による検討において、同項の規定により同法第二十条第1項、第4項又は第5項の意見を勘案するとともに同法第十八条第1項の意見に配慮するほか、その勧告を踏まえて、当該検討を加えなければならない。</p> <p>2 特定事業者は、環境影響評価法第二十一条第2項の環境影響評価書（以下「評価書」という。）には、同項各号に掲げる事項のほか、第四十六条の八第1項及び前条第1項の規定による勧告の内容を記載しなければならない。</p> </div> <p style="margin-top: 20px;">2 事業者は、前項第一号に該当する場合を除き、同項第三号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下第二十六条まで、第二十九条及び第三十条において「評価書」という。）を、第二条第2項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより作成しなければならない。</p> <p>一 第十四条第1項各号に掲げる事項</p> <p>二 第十八条第1項の意見の概要</p> <p>三 前条第1項の関係都道府県知事の意見又は同条第4項の政令で定める市の長の意見及び同条第5項の関係都道府県知事の意見がある場合にはその意見</p> <p>四 前二号の意見についての事業者の見解</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>電気事業法 (評価書の届出)</p> <p>第四十六条の十六 特定事業者は、環境影響評価法第二十一条第2項の規定により評価書を作成したときは、その評価書を経済産業大臣に届け出なければならない。次条第1項の規定による命令があつた場合において、これを変更したときも、同様とする。</p> </div>	<p>←電気事業法施行令 (環境影響評価法の適用に当たつての技術的読替え)</p> <p>第六条 法第四十六条の二十二の規定による特定事業者に対する環境影響評価法（平成9年法律第81号）の規定の適用に当たつての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">読み替える環境影響評価法の規定</th> <th style="text-align: center;">読み替えられる字句</th> <th style="text-align: center;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第二十一条の第1項第一号</td> <td style="text-align: center;">第二十七条</td> <td style="text-align: center;">第二十七条まで及び電気事業法第四十六条の四から第四十六条の十八</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第二十一条の第1項第二号</td> <td style="text-align: center;">又は 事項</td> <td style="text-align: center;">若しくは 事項又は電気事業法第四十六条の八第1項の規定による勧告の内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第二十七条</td> <td style="text-align: center;">第二十七条まで並びに電気事業法第四十六条の十五第2項及び第四十六条の十六から第四十六条の十八</td> </tr> </tbody> </table>	読み替える環境影響評価法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第二十一条の第1項第一号	第二十七条	第二十七条まで及び電気事業法第四十六条の四から第四十六条の十八	第二十一条の第1項第二号	又は 事項	若しくは 事項又は電気事業法第四十六条の八第1項の規定による勧告の内容		第二十七条	第二十七条まで並びに電気事業法第四十六条の十五第2項及び第四十六条の十六から第四十六条の十八	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>発電所アセス省令 ⇒（評価書の作成）</p> <p>第三十三条 特定対象事業に係る法第二十一条第2項に規定する評価書には、法第二十一条第2項第一号から第四号まで及び前条第1項に掲げる事項に加え電気事業法第四十六条の十四第1項に規定する勧告の内容を記載するものとする。</p> <p>2 前項に掲げる事項のうち、準備書に記載されている事項を修正した場合にあっては、当該準備書に記載した事項との相違を明らかにするものとする。</p> <p>3 前条第2項の規定は、特定対象事業に係る法第二十一条第2項第四号に掲げる事項について準用する。</p> <p>4 前条第3項から第7項までの規定は、第1項の評価書の作成について準用する。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>電気事業法施行規則 ⇒（評価書の届出）</p> <p>第六十一条の九 法第四十六条の十六の規定による届出をしようとする者は、様式第四十六の六の環境影響評価書届出書に評価書を添えて提出しなければならない。</p> </div>
読み替える環境影響評価法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句												
第二十一条の第1項第一号	第二十七条	第二十七条まで及び電気事業法第四十六条の四から第四十六条の十八												
第二十一条の第1項第二号	又は 事項	若しくは 事項又は電気事業法第四十六条の八第1項の規定による勧告の内容												
	第二十七条	第二十七条まで並びに電気事業法第四十六条の十五第2項及び第四十六条の十六から第四十六条の十八												

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：□□□□枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：□□□□枠内</p>
<p>電気事業法 (環境影響評価法の適用除外) 第四十六条の二十三 特定事業者の特定対象事業については、環境影響評価法第二十二條から第二十六條まで、第三十三條から第三十七條まで、第三十八條の三第二項、第三十八條の四及び第三十八條の五の規定は、適用しない。</p> <p>(免許等を行う者等への送付) 第二十二條 事業者は、評価書を作成したときは、速やかに、次の各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者にこれを送付しなければならない。 一 第二條第二項第二号イに該当する対象事業（免許等に係るものに限る。）に係る評価書 当該免許等を行う者 二 第二條第二項第二号イに該当する対象事業（特定届出に係るものに限る。）に係る評価書 当該特定届出の受理を行う者 三 第二條第二項第二号ロに該当する対象事業に係る評価書 交付決定権者 四 第二條第二項第二号ハに該当する対象事業に係る評価書 法人監督者 五 第二條第二項第二号ニに該当する対象事業に係る評価書 第四條第一項第四号に定める者 六 第二條第二項第二号ホに該当する対象事業に係る評価書 第四條第一項第五号に定める者 2 前項各号に定める者（環境大臣を除く。）が次の各号に掲げる者であるときは、その者は、評価書の送付を受けた後、速やかに、当該各号に定める措置をとらなければならない。 一 内閣総理大臣若しくは各省大臣又は委員会の長である国務大臣 環境大臣に当該評価書の写しを送付して意見を求めること。 二 委員会の長（国務大臣を除く。）若しくは庁の長又は国の行政機関の地方支分部局の長 その委員会若しくは庁又は地方支分部局が置かれている内閣府若しくは省又は委員会の長である内閣総理大臣又は各省大臣を経由して環境大臣に当該評価書の写しを送付して意見を求めること。</p> <p>(環境大臣の意見) 第二十三條 環境大臣は、前條第二項各号の措置がとられたときは、必要に応じ、<u>政令で定める期間</u>内に、同項各号に掲げる者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、同項第二号に掲げる者に対する意見は、同号に規定する内閣総理大臣又は各省大臣を経由して述べるものとする。</p> <p>(環境大臣の助言) 第二十三條の二 第二十二條第一項各号に定める者が地方公共団体その他公法上の法人で<u>政令で定めるもの</u>（以下この条において「地方公共団体等」という。）であるときは、当該地方公共団体等の長は、次條の規定に基づき環境の保全の見地からの意見を書面により述べる必要があると認める場合には、評価書の送付を受けた後、環境大臣に当該評価書の写しを送付して助言を求めよう努めなければならない。</p> <p>(免許等を行う者等の意見) 第二十四條 第二十二條第一項各号に定める者は、同項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、<u>政令で定める期間</u>内に、事業者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるができる。この場合において、第二十三條の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならない。</p>	<p>⇒（評価書についての環境大臣の意見の提出期間） 第十四條 法第二十三條の政令で定める期間は、45日とする。</p> <p>⇒（法第二十三條の二の政令で定める公法上の法人） 第十五條 法第二十三條の二の政令で定める公法上の法人は、港湾法（昭和25年法律第218号）第四條第一項の規定による港務局とする。</p> <p>⇒（評価書についての免許等を行う者等の意見の提出期間） 第十六條 法第二十四條の政令で定める期間は、90日とする。</p>	<p>⇒（学識経験を有する者からの意見聴取） 第十二條の二 第一條の三の規定は、法第二十三條の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。</p>

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：□□□□枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：□□□□枠内</p>
<p>第二節 評価書の補正等 (評価書の再検討及び補正)</p> <p>第二十五条 事業者は、前条の意見が述べられたときはこれを勘案して、評価書の記載事項に検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。</p> <p>一 第五条第1項第二号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、<u>政令で定める軽微な修正その他の政令で定める修正</u>に該当するものを除く。） 同条から第二十七条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。</p> <p>二 第五条第1項第一号、第十四条第1項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号又は第二十一条第2項第二号から第四号までに掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。） 評価書について所要の補正をすること。</p> <p>三 前二号に掲げるもの以外のもの 第十一条第1項及び第十二条第1項の主務省令で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。</p> <p>2 事業者は、前項第三号の規定による環境影響評価を行った場合には、当該環境影響評価及び評価書に係る環境影響評価の結果に基づき、第二条第2項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより評価書の補正をしなければならない。</p> <p>3 事業者は、第1項第一号に該当する場合を除き、同項第二号又は前項の規定による補正後の評価書の送付（補正を必要としないと認めるときは、その旨の通知）を、第二十二条第1項各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者に対してしなければならない。</p> <p>(環境大臣等への評価書の送付)</p> <p>第二十六条 第二十二条第1項各号に定める者（環境大臣を除く。）が次の各号に掲げる者であるときは、その者は、前条第3項の規定による送付又は通知を受けた後、当該各号に定める措置をとらなければならない。</p> <p>一 内閣総理大臣若しくは各省大臣又は委員会の長である国務大臣 環境大臣に前条第3項の規定による送付を受けた補正後の評価書の写しを送付し、又は同項の規定による通知を受けた旨を通知すること。</p> <p>二 委員会の長（国務大臣を除く。）若しくは庁の長又は国の行政機関の地方支分部局の長 その委員会若しくは庁又は地方支分部局が置かれている内閣府若しくは省又は委員会の長である内閣総理大臣又は各省大臣を経由して環境大臣に前条第3項の規定による送付を受けた補正後の評価書の写しを送付し、又は同項の規定による通知を受けた旨を通知すること。</p> <p>2 事業者は、前条第3項の規定による送付又は通知をしたときは、速やかに、関係都道府県知事及び関係市町村長に評価書（同条第1項第二号又は第2項の規定による評価書の補正をしたときは、当該補正後の評価書。次条及び第三十三条から第三十八条までにおいて同じ。）、これを要約した書類及び第二十四条の書面（次条並びに第四十一条第2項及び第3項において「評価書等」という。）を送付しなければならない。</p>	<p>⇒（法第二十五条第1項第一号の政令で定める軽微な修正等）</p> <p>第十七条 第十三条の規定は、法第二十五条第1項第一号の政令で定める軽微な修正及び同号の政令で定める修正並びに法第二十八条ただし書の政令で定める軽微な修正及び同条ただし書の政令で定める修正について準用する。</p> <p>⇒⑭の別表第二へ（p105-106を参照のこと）</p>	

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：□□□□枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：□□□□枠内</p>
<p>電気事業法 （変更命令） 第四十六条の十七 経済産業大臣は、前条の規定による届出があつた評価書に係る特定対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、同条の規定による届出を受理した日から<u>経済産業省令で定める期間</u>内に限り、特定事業者に対し、相当の期限を定め、その届出に係る評価書を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の規定による命令をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨を特定事業者に通知しなければならない。</p>		<p>電気事業法施行規則 ⇒（評価書の変更命令期間） 第六十一条の十 法第四十六条の十七の経済産業省令で定める期間は30日とする。</p>
<p>電気事業法 （評価書の送付） 第四十六条の十八 経済産業大臣は、前条第2項の規定による通知をしたときは、その通知に係る評価書の写しを環境大臣に送付しなければならない。</p> <p>2 特定事業者は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、速やかに、環境影響評価法第十五条に規定する関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、その通知に係る評価書、これを要約した書類及び前条第1項の規定による命令の内容を記載した書類を送付しなければならない。</p>		
<p>（評価書の公告及び縦覧） 第二十七条 事業者は、第二十五条第3項の規定による送付又は通知をしたときは、<u>環境省令で定めるところ</u>により、評価書を作成した旨<u>その他環境省令で定める事項</u>を公告し、公告の日から起算して1月間、評価書等を関係地域内において縦覧に供するとともに、<u>環境省令で定めるところ</u>により、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p>		<p>⇒（評価書についての公告の方法） 第十三条 第一条の六の規定は、法第二十七条（法第四十八条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。</p> <p>⇒（評価書の縦覧） 第十四条 第二条の規定は、法第二十七条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第二条中「方法書及びこれを要約した書類（以下「方法書等」という。）」とあるのは「評価書、これを要約した書類及び法第二十四条の書面（以下「評価書等」という。）」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第二条の規定は、法第四十八条第2項において準用する法第二十七条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第二条中「方法書及びこれを要約した書類（以下「方法書等」という。）」とあるのは「評価書及びこれを要約した書類」と、同条第一号及び第四号中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替えるものとする。</p>
<p>電気事業法 （評価書の公告及び縦覧） 第四十六条の十九 特定事業者に対する環境影響評価法第二十七条の適用については、同条中「第二十五条第3項の規定による送付又は通知をした」とあるのは「電気事業法第四十六条の十七第2項の規定による通知を受けた」と、「評価書を」とあるのは「当該通知に係る評価書を」と、「評価書等」とあるのは「当該通知に係る評価書、これを要約した書類及び同条第1項の規定による命令の内容を記載した書類」とする。</p>		<p>⇒（評価書について公告する事項） 第十五条 法第二十七条の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 二 対象事業の名称、種類及び規模 三 対象事業が実施されるべき区域 四 関係地域の範囲 五 評価書等の縦覧の場所、期間及び時間 <p>2 前項の規定は、法第四十八条第2項において準用する法第二十七条の規定による公告について準用する。この場合において、前項第一号中「事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「港湾管理者の名称及び住所」と、同項第二号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積」と、同項第三号中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等」と、同項第五号中「評価書等」とあるのは「評価書及びこれを要約した書類」と読み替えるものとする。</p>

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：□□□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：□□□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：□□□□□□枠内 発電所アクセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：□□□□□□枠内</p>						
<p>第七章 対象事業の内容の修正等 （事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続） 第二十八条 事業者は、第七条の規定による公告を行ってから前条の規定による公告を行うまでの間に第五条第1項第二号に掲げる事項を修正しようとする場合（第二十一条第1項又は第二十五条第1項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第五条から前条までの規定による環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、政令で定める軽微な修正その他の政令で定める修正に該当する場合は、この限りでない。 ⇒⑭の別表第二へ（p105-106を参照のこと）</p> <p>（事業内容の修正の場合の第二種事業に係る判定） 第二十九条 事業者は、第七条の規定による公告を行ってから第二十七条の規定による公告を行うまでの間において、第五条第1項第二号に掲げる事項を修正しようとする場合において、当該修正後の事業が第二種事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第四条第1項の規定の例により届出をすることができる。 2 第四条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第3項第一号中「その他の手続」とあるのは、「その他の手続（当該届出の時までに行ったものを除く。）」と読み替えるものとする。 3 第1項の規定による届出をした者は、前項において準用する第四条第3項第二号に規定する措置がとられたときは、方法書、準備書又は評価書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知するとともに、環境省令で定めるところによりその旨を公告しなければならない。</p>	<p>←電気事業法施行令 （環境影響評価法の適用に当たつての技術的読替え） 第六条 法第四十六条の二十二の規定による特定事業者に対する環境影響評価法（平成9年法律第81号）の規定の適用に当たつての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1062 808 1872 913"> <thead> <tr> <th>読み替える環境影響評価法の規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第二十八条</td> <td>前条まで</td> <td>前条まで及び電気事業法第四十六条の四から第四十六条の十八まで</td> </tr> </tbody> </table>	読み替える環境影響評価法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第二十八条	前条まで	前条まで及び電気事業法第四十六条の四から第四十六条の十八まで	<p>⇒（評価書の公表） 第十五条の二 第三条の二の規定は、法第二十七条の規定による公表について準用する。この場合において、第三条の二中「方法書等」とあるのは「評価書等」と読み替えるものとする。 2 第三条の二の規定は、法第四十八条第2項において準用する法第二十七条の規定による公表について準用する。この場合において、第三条の二中「方法書等」とあるのは「評価書及びこれを要約した書類」と、同条第一号「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>⇒（判定により手続から離れる場合の公告） 第十六条 第一条の六の規定は、法第二十九条第3項の規定による公告について準用する。 2 法第二十九条第3項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。 一 法第二十九条第1項の規定による届出をした者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 二 法第二十九条第2項において準用する法第四条第3項第二号に規定する措置がとられた事業の名称、種類及び規模 三 法第二十九条第2項において準用する法第四条第3項第二号に規定する措置がとられた旨 3 第一条の六及び前項の規定は、法第三十二条第3項において準用する法第二十九条第3項の規定による公告について準用する。この場合において、前項第一号中「法第二十九条第1項」とあるのは「法第三十二条第3項において準用する法第二十九条第1項」と、同項第二号及び第三号中「法第二十九条第2項」とあるのは「法第三十二条第3項において準用する法第二十九条第2項」と読み替えるものとする。 4 第一条の六及び第2項の規定は、法第五十五条第2項において準用する法第二十九条第3項の規定による公告について準用する。この場合において、第2項第一号中「法第二十九条第1項」とあるのは「法第五十五条第2項において準用する法第二十九条第1項」と、同項第二号及び第三号中「法第二十九条第2項」とあるのは「法第五十五条第2項において準用する法第二十九条第2項」と読み替えるものとする。</p>
読み替える環境影響評価法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句						
第二十八条	前条まで	前条まで及び電気事業法第四十六条の四から第四十六条の十八まで						

<p style="text-align: center;">環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：□□□□□□□□枠内</p>	<p style="text-align: center;">環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：□□□□□□□□枠内</p>	<p style="text-align: center;">環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：□□□□□□□□枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：□□□□□□□□枠内</p>									
<p>(対象事業の廃止等)</p> <p>第三十条 事業者は、第七条の規定による公告を行ってから第二十七条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、方法書、準備書又は評価書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知するとともに、<u>環境省令で定めるところ</u>により、その旨を公告しなければならない。</p> <p>一 対象事業を実施しないこととしたとき。</p> <p>二 第五条第1項第二号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも該当しないこととなったとき。</p> <p>三 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。</p> <p>2 前項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。</p>	<p>←電気事業法施行令 (環境影響評価法の適用に当たつての技術的読替え)</p> <p>第六条 法第四十六条の二十二の規定による特定事業者に対する環境影響評価法（平成9年法律第81号）の規定の適用に当たつての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1062 506 1872 663"> <thead> <tr> <th>読み替える環境影響評価法の規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第三十条第1項</td> <td>送付</td> <td>送付又は届出</td> </tr> <tr> <td>第三十二条第1項、第五十五条第1項及び附則第四条第1項</td> <td>第十一条から第二十七条まで</td> <td>第十一条から第二十七条まで及び電気事業法第四十六条の四から第四十六条の十八まで又は同法第四十六条の十から第四十六条の十八まで</td> </tr> </tbody> </table>	読み替える環境影響評価法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第三十条第1項	送付	送付又は届出	第三十二条第1項、第五十五条第1項及び附則第四条第1項	第十一条から第二十七条まで	第十一条から第二十七条まで及び電気事業法第四十六条の四から第四十六条の十八まで又は同法第四十六条の十から第四十六条の十八まで	<p>⇒(対象事業の廃止等の場合の公告)</p> <p>第十七条 第一条の六の規定は、法第三十条第1項の規定による公告について準用する。</p> <p>2 法第三十条第1項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 対象事業の名称、種類及び規模</p> <p>三 法第三十条第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号</p> <p>四 法第三十条第1項第三号に該当した場合にあっては、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>3 第一条の六及び前項の規定は、法第三十二条第3項において準用する法第三十条第1項の規定による公告について準用する。この場合において、前項第三号及び第四号中「法第三十条第1項」とあるのは「法第三十二条第3項において準用する法第三十条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第一条の六及び第2項（第四号を除く。）の規定は、法第四十八条第2項において準用する法第三十条第1項の規定による公告について準用する。この場合において、第2項第一号中「事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「港湾管理者の名称及び住所」と、同項第二号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積」と、同項第三号中「法第三十条第1項」とあるのは「法第四十八条第2項において準用する法第三十条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第一条の六及び第2項の規定は、法第五十五条第2項において準用する法第三十条第1項の規定による公告について準用する。この場合において、第2項第一号中「事業者」とあるのは「法第五十五条第1項に規定する新規対象事業等を実施しようとする者」と、同項第二号中「対象事業」とあるのは「法第五十五条第一号に規定する新規対象事業等」と、同項第三号及び第四号中「法第三十条第1項」とあるのは「法第五十五条第2項において準用する法第三十条第1項」と、同号中「事業者」とあるのは「法第五十五条第1項に規定する新規対象事業等を実施しようとする者」と読み替えるものとする。</p>
読み替える環境影響評価法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句									
第三十条第1項	送付	送付又は届出									
第三十二条第1項、第五十五条第1項及び附則第四条第1項	第十一条から第二十七条まで	第十一条から第二十七条まで及び電気事業法第四十六条の四から第四十六条の十八まで又は同法第四十六条の十から第四十六条の十八まで									

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：□□□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：□□□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：□□□□□□枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：□□□□□□枠内</p>
<p>第八章 評価書の公告及び縦覧後の手続 (対象事業の実施の制限) 第三十一条 事業者は、第二十七条の規定による公告を行うまでは、対象事業（第二十一条第1項、第二十五条第1項又は第二十八条の規定による修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業）を実施してはならない。 2 事業者は、第二十七条の規定による公告を行った後に第五条第1項第二号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小、<u>政令で定める軽微な変更その他の政令で定める変更</u>に該当するときは、この法律の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。</p>	<p>⇒（法第三十一条第2項の政令で定める軽微な変更等） 第十八条 法第三十一条第2項の政令で定める軽微な変更は、<u>別表第三</u>の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更であつて、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの（当該変更後の対象事業について法第六条第1項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）とする。 2 法第三十一条第2項の政令で定める変更は、次に掲げるものとする。 一 前項に規定する変更 二 <u>別表第三</u>の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更 三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であつて、当該変更後の対象事業について法第六条第1項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの ⇒⑮の別表第三へ（p114-116を参照のこと）</p>	

⑮ 別表第三（環境影響評価法施行令第十八条関係）（別表第一は①へ（p4-8を参照のこと））

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
一 別表第一の一の項のイからへに該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが10%以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から100m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した1,000m以上の区間において変更しないこと。
	高速自動車国道と交通の用に供する施設を連結させるための高速自動車国道の施設 その他道路と交通の用に供する施設を連結させるための施設で当該高速自動車国道 の施設に準ずる規模を有するものを設置する区域（以下「インターチェンジ等区域」 という。）の位置	変更前のインターチェンジ等区域から500m以上離れた区域が新たにインターチェンジ等区域とならないこと。
二 別表第一の一の項のトに該当する対象事業	林道の長さ	林道の長さが10%以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から200m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	林道の設計の基礎となる自動車の速度	林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
	トンネル又は橋を設置する区域の位置	トンネル又は長さが20m以上である橋の設置（移設に該当するものを除く。）を新たに言い、又は行わないこととするものでないこと。
三 別表第一の二の項のイからホまでに該当する対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の10%未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
四 別表第一の二の項のヘからヨまでに該当する対象事業	湛水区域の位置	新たに湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の10%未満であること。
	固定堰又は可動堰の別	
	堰の位置	堰の両端のいずれかが500m以上移動しないこと。
五 別表第一の二の項のタに該当する対象事業	湖沼開発区域の位置	新たに湖沼開発区域となる部分の面積（水底の区域にあっては、水平投影面積）が変更前の湖沼開発面積の10%未満であること。
六 別表第一の二の項のレに該当する対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の10%未満であること。
七 別表第一の三の項のイからニまでに該当する対象事業	鉄道の長さ	鉄道の長さが10%以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から300m以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において20km/hを超えて増加しないこと。
	運行される列車の本数	運行される列車の本数が10%以上増加せず、又は1日当たり10本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した1,000m以上の区間において変更しないこと。
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が10ha以上増加しないこと。
八 別表第一の三の項のホ又はヘに該当する対象事業	鉄道の長さ	鉄道の長さが10%以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から100m以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において10km/hを超えて増加しないこと。
	運行される列車の本数	地上の部分において、運行される列車の本数が10%以上増加せず、又は1日当たり10本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した1,000m以上の区間において変更しないこと。
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が10ha以上増加しないこと。
九 別表第一の三の項のト又はチに該当する対象事業	軌道の長さ	軌道の長さが10%以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から100m以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。

	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において10km/hを超えて増加しないこと。
	運行される車両の本数	地上の部分において、運行される車両の本数が10%以上増加せず、又は1日当たり10本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した1,000m以上の区間において変更しないこと。
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が10ha以上増加しないこと。
十 別表第一の四の項に該当する対象事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが300mを超えて増加しないこと。
	飛行場及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が20ha未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	利用を予定する航空機の種類又は数	変更前の飛行場周辺区域（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和42年政令第284号）第六条の規定を適用した場合における同条に規定する時間帯補正等価騒音レベルが環境省令で定める値以上となる区域をいう。以下同じ。）から500m以上離れた陸地の区域が新たに当該区域とならないこと。
十一 別表第一の五の項のイからニまでに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10%以上増加しないこと。
	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の10%未満であること。
	堰の湛水区域の位置	新たに堰の湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の10%未満であり、又は1ha未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	減水区間の位置	新たに減水区間となる部分の長さが変更前の減水区間の長さの20%未満であり、又は100m未満であること。
十二 別表第一の五の項のホ又はへに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10%以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の地域	変更前の対象事業実施区域から300m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
	年間燃料使用量	年間燃料使用量が10%以上増加しないこと。
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が10%以上増加しないこと。
	煙突の高さ	煙突の高さが10%以上減少しないこと。
	温排水の排出先の水面又は水中の別	
	放水口の位置	放水口が100m以上移動しないこと。
十三 別表第一の五の項のト又はチに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10%以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	冷却塔の高さ	冷却塔の高さが10%以上減少しないこと。
	蒸気井又は還元井の位置	蒸気井又は還元井が100m以上移動しないこと。
十四 別表第一の五の項のリ又はヌに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10%以上増加しないこと
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	温排水の排出先の水面又は水中の別	
	放水口の位置	放水口が100m以上移動しないこと。
十五 別表第一の五の項のル又はヲに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10%以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	発電設備の位置	発電設備が100m以上移動しないこと。
十六 別表第一の六の項に該当する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋立処分場所の面積の10%未満であること。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十四号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	

十七 別表第一の七の項に該当する対象事業	埋立干拓区の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が変更前の埋立干拓区域の面積の10%未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十八 別表第一の八の項から十二の項までに該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の10%未満であり、かつ、20ha未満であること。
	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の20%以上増加せず、又は10ha以上増加しないこと。
十九 別表第一の十三の項に該当する対象事業	造成に係る土地の位置	新たに造成に係る土地となる部分の面積が変更前の当該土地の面積の10%未満であり、かつ、20ha未満であること。
	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の20%以上増加せず、又は10ha以上増加しないこと。

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：□□□□□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：□□□□□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：□□□□□□□□枠内 発電所アクセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：□□□□□□□□枠内</p>
<p>3 第1項の規定は、第二十七条の規定による公告を行った後に第五条第1項第二号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする者（前項の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。）について準用する。この場合において、第1項中「公告」とあるのは、「公告（同条の規定による公告を行い、かつ、この法律の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。</p> <p>4 事業者は、第二十七条の規定による公告を行った後に対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、<u>環境省令で定めるところ</u>により、その旨を公告しなければならない。この場合において、前条第2項の規定は、当該引継ぎについて準用する。</p> <p>（評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施）</p> <p>第三十二条 事業者は、第二十七条の規定による公告を行った後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第十四条第1項第五号又は第七号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第五条から第二十七条まで又は第十一条から第二十七条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。</p> <p>2 事業者は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、<u>環境省令で定めるところ</u>により、その旨を公告するものとする。</p> <p>3 第二十八条から前条までの規定は、第1項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、同条第1項中「公告」とあるのは、「公告（次条第1項に規定する環境影響評価その他の手続を行った後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。</p>		<p>⇒（評価書公告後の引継ぎの場合の公告）</p> <p>第十八条 第一条の六の規定は、法第三十一条第4項の規定による公告について準用する。</p> <p>2 法第三十一条第4項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 引継ぎ前の事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 対象事業の名称、種類及び規模</p> <p>三 対象事業の実施を他の者に引き継いだ旨</p> <p>四 引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>3 第一条の六及び前項の規定は、法第三十二条第3項において準用する法第三十一条第4項の規定による公告について準用する。</p> <p>4 第一条の六及び第2項の規定は、法第五十五条第2項において準用する法第三十一条第4項の規定による公告について準用する。この場合において、第2項第一号中「事業者」とあるのは「法第五十五条第1項に規定する新規対象事業等を実施しようとする者」と、同項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「法第五十五条第1項に規定する新規対象事業等」と、同項第四号中「事業者」とあるのは「法第五十五条第1項に規定する新規対象事業等を実施しようとする者」と読み替えるものとする。</p> <p>⇒（環境影響評価その他の手続の再実施の場合の公告）</p> <p>第十九条 第一条の六の規定は、法第三十二条第2項の規定による公告について準用する。</p> <p>2 法第三十二条第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 対象事業の名称、種類及び規模</p> <p>三 法第三十二条第1項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととした旨及び行うこととした手続</p> <p>3 第一条の六及び前項の規定は、法第五十五条第2項において準用する法第三十二条第2項の規定による公告について準用する。この場合において、前項第一号中「事業者」とあるのは「法第五十五条第1項に規定する新規対象事業等を実施しようとする者」と、同項第二号中「対象事業」とあるのは「法第五十五条第1項に規定する新規対象事業等」と、同項第三号中「法第三十二条第1項」とあるのは「法第五十五条第2項において準用する法第三十二条第1項」と読み替えるものとする。</p>

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：□□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：□□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：□□□□□枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：□□□□□枠内</p>						
<p>電気事業法 (環境影響評価法の適用除外) 第四十六条の二十三 特定事業者の特定対象事業については、環境影響評価法第二十二條から第二十六條まで、第三十三條から第三十七條まで、第三十八條の三第2項、第三十八條の四及び第三十八條の五の規定は、適用しない。</p> <p>(免許等に係る環境の保全の配慮についての審査等) 第三十三條 対象事業に係る免許等を行う者は、当該免許等の審査に際し、評価書の記載事項及び第二十四條の書面に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、次の各号に掲げる当該免許等（次項に規定するものを除く。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 一定の基準に該当している場合には免許等を行うものとする旨の法律の規定であつて政令で定めるものに係る免許等 当該免許等を行う者は、当該免許等に係る当該規定にかかわらず、当該規定に定める当該基準に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該基準に該当している場合であっても、当該判断に基づき、当該免許等を拒否する処分を行い、又は当該免許等に必要な条件を付することができるものとする。</p> <p>二 一定の基準に該当している場合には免許等を行わないものとする旨の法律の規定であつて政令で定めるものに係る免許等 当該免許等を行う者は、当該免許等に係る当該規定にかかわらず、当該規定に定める当該基準に該当している場合のほか、対象事業の実施による利益に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該判断に基づき、当該免許等を拒否する処分を行い、又は当該免許等に必要な条件を付することができるものとする。</p> <p>三 免許等を行い又は行わない基準を法律の規定で定めていない免許等（当該免許等に係る法律の規定で政令で定めるものに係るものに限る。） 当該免許等を行う者は、対象事業の実施による利益に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該判断に基づき、当該免許等を拒否する処分を行い、又は当該免許等に必要な条件を付することができるものとする。</p> <p>3 対象事業に係る免許等であつて対象事業の実施において環境の保全についての適正な配慮がなされるものでなければ当該免許等を行わないものとする旨の法律の規定があるものを行う者は、評価書の記載事項及び第二十四條の書面に基づいて、当該法律の規定による環境の保全に関する審査を行うものとする。</p> <p>4 前各項の規定は、第二條第2項第二号ホに該当する対象事業に係る免許、特許、許可、認可、承認又は同意（同号ホに規定するものに限る。）について準用する。</p>	<p>⇒（環境の保全の配慮についての審査等に係る法律の規定） 第十九條 法第三十三條第2項各号の法律の規定であつて政令で定めるものは、別表第四に掲げるとおりとする。</p> <p>⇒⑩別表第四へ（下表を参照）</p> <p>⑩ 別表第四（環境影響評価法施行令第十九條関係）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1071 913 1231 1186">一 法第三十三條第2項第一号の法律の規定であつて政令で定めるもの</td> <td data-bbox="1231 913 1869 1186">土地改良法第八條第4項（同法第四十八條第9項、第九十五條第3項又は第九十五條の二第3項において準用する場合を含む。）、鉄道事業法第八條第2項（同法第九條第2項（同法第十二條第4項において準用する場合を含む。）又は同法第十二條第4項において準用する場合を含む。）、航空法第三十九條第1項（同法第四十三條第2項において準用する場合を含む。）並びに土地区画整理法第九條第1項（同法第十條第3項において準用する場合を含む。）、同法第二十一條第1項（同法第三十九條第2項において準用する場合を含む。）及び同法第五十一條の九第1項（同法第五十一條の十第2項において準用する場合を含む。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1071 1186 1231 1459">二 法第三十三條第2項第二号の法律の規定であつて政令で定めるもの</td> <td data-bbox="1231 1186 1869 1459">道路整備特別措置法第三條第5項（同條第8項において準用する場合を含む。）、第十條第3項及び第十二條第5項、水道法第八條第1項（同法第十條第2項において準用する場合を含む。）及び同法第二十八條第1項（同法第三十條第2項において準用する場合を含む。）、工業用水道事業法第五條（同法第六條第3項において準用する場合を含む。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八條の二第1項（同法第九條第2項において準用する場合を含む。）及び同法第十五條の二第1項（同法第十五條の二の六第2項において準用する場合を含む。）並びに都市計画法第六十一條（同法第六十三條第2項において準用する場合を含む。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1071 1459 1231 1627">三 法第三十三條第2項第三号の法律の規定であつて政令で定めるもの</td> <td data-bbox="1231 1459 1869 1627">道路整備特別措置法第十條第4項及び第十二條第6項、道路法第七十四條、河川法第七十九條第1項、独立行政法人水資源機構法第十三條第1項、全国新幹線鉄道整備法第九條第1項及び附則11項、軌道法第五條第1項及び第三十三條（軌道法施行令第六條第1項に係る場合に限る。）並びに土地区画整理法第五十二條第1項、第五十五條第12項、第七十一條の二第1項及び第七十一條の三第14項</td> </tr> </table>	一 法第三十三條第2項第一号の法律の規定であつて政令で定めるもの	土地改良法第八條第4項（同法第四十八條第9項、第九十五條第3項又は第九十五條の二第3項において準用する場合を含む。）、鉄道事業法第八條第2項（同法第九條第2項（同法第十二條第4項において準用する場合を含む。）又は同法第十二條第4項において準用する場合を含む。）、航空法第三十九條第1項（同法第四十三條第2項において準用する場合を含む。）並びに土地区画整理法第九條第1項（同法第十條第3項において準用する場合を含む。）、同法第二十一條第1項（同法第三十九條第2項において準用する場合を含む。）及び同法第五十一條の九第1項（同法第五十一條の十第2項において準用する場合を含む。）	二 法第三十三條第2項第二号の法律の規定であつて政令で定めるもの	道路整備特別措置法第三條第5項（同條第8項において準用する場合を含む。）、第十條第3項及び第十二條第5項、水道法第八條第1項（同法第十條第2項において準用する場合を含む。）及び同法第二十八條第1項（同法第三十條第2項において準用する場合を含む。）、工業用水道事業法第五條（同法第六條第3項において準用する場合を含む。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八條の二第1項（同法第九條第2項において準用する場合を含む。）及び同法第十五條の二第1項（同法第十五條の二の六第2項において準用する場合を含む。）並びに都市計画法第六十一條（同法第六十三條第2項において準用する場合を含む。）	三 法第三十三條第2項第三号の法律の規定であつて政令で定めるもの	道路整備特別措置法第十條第4項及び第十二條第6項、道路法第七十四條、河川法第七十九條第1項、独立行政法人水資源機構法第十三條第1項、全国新幹線鉄道整備法第九條第1項及び附則11項、軌道法第五條第1項及び第三十三條（軌道法施行令第六條第1項に係る場合に限る。）並びに土地区画整理法第五十二條第1項、第五十五條第12項、第七十一條の二第1項及び第七十一條の三第14項	
一 法第三十三條第2項第一号の法律の規定であつて政令で定めるもの	土地改良法第八條第4項（同法第四十八條第9項、第九十五條第3項又は第九十五條の二第3項において準用する場合を含む。）、鉄道事業法第八條第2項（同法第九條第2項（同法第十二條第4項において準用する場合を含む。）又は同法第十二條第4項において準用する場合を含む。）、航空法第三十九條第1項（同法第四十三條第2項において準用する場合を含む。）並びに土地区画整理法第九條第1項（同法第十條第3項において準用する場合を含む。）、同法第二十一條第1項（同法第三十九條第2項において準用する場合を含む。）及び同法第五十一條の九第1項（同法第五十一條の十第2項において準用する場合を含む。）							
二 法第三十三條第2項第二号の法律の規定であつて政令で定めるもの	道路整備特別措置法第三條第5項（同條第8項において準用する場合を含む。）、第十條第3項及び第十二條第5項、水道法第八條第1項（同法第十條第2項において準用する場合を含む。）及び同法第二十八條第1項（同法第三十條第2項において準用する場合を含む。）、工業用水道事業法第五條（同法第六條第3項において準用する場合を含む。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八條の二第1項（同法第九條第2項において準用する場合を含む。）及び同法第十五條の二第1項（同法第十五條の二の六第2項において準用する場合を含む。）並びに都市計画法第六十一條（同法第六十三條第2項において準用する場合を含む。）							
三 法第三十三條第2項第三号の法律の規定であつて政令で定めるもの	道路整備特別措置法第十條第4項及び第十二條第6項、道路法第七十四條、河川法第七十九條第1項、独立行政法人水資源機構法第十三條第1項、全国新幹線鉄道整備法第九條第1項及び附則11項、軌道法第五條第1項及び第三十三條（軌道法施行令第六條第1項に係る場合に限る。）並びに土地区画整理法第五十二條第1項、第五十五條第12項、第七十一條の二第1項及び第七十一條の三第14項							

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：□□□□枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：□□□□枠内</p>
<p>（特定届出に係る環境の保全の配慮についての審査等） 第三十四条 対象事業に係る特定届出を受理した者は、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査し、この配慮に欠けると認めるときは、当該特定届出に係る法律の規定にかかわらず、当該特定届出をした者に対し、当該規定によって勧告又は命令をすることができることとされている期間（当該特定届出の受理の時に評価書の送付を受けていないときは、その送付を受けた日から起算する当該期間）内において、当該特定届出に係る事項の変更を求める旨の当該規定による勧告又は命令をすることができる。</p> <p>2 前項の規定は、第二条第2項第二号ホに該当する対象事業に係る同号ホの届出について準用する。</p> <p>（交付決定権者の行う環境の保全の配慮についての審査等） 第三十五条 対象事業に係る交付決定権者は、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。この場合において、当該審査は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第六条第1項の規定による調査として行うものとする。</p> <p>（法人監督者の行う環境の保全の配慮についての審査等） 第三十六条 対象事業に係る法人監督者は、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査し、当該法人に対する監督を通じて、この配慮がなされることを確保するようにしなければならない。</p> <p>（主任の大臣の行う環境の保全の配慮についての審査等） 第三十七条 対象事業に係る第四条第1項第四号又は第五号に定める主任の大臣は、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査し、この配慮がなされることを確保するようにしなければならない。</p>		

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：□□□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：□□□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：□□□□□□枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：□□□□□□枠内</p>
<p>電気事業法【補足＝電気事業法における環境保全措置の担保】 (工事計画)</p> <p>第四十七条 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて、公共の安全の確保上特に重要なものとして主務省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画について主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、事業用電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の認可を受けた者は、その認可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、その変更が主務省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。</p> <p>3 主務大臣は、前二項の認可の申請に係る工事の計画が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。</p> <p>一 その事業用電気工作物が第三十九条第1項の主務省令で定める技術基準に適合しないものでないこと。</p> <p>二 事業用電気工作物が一般電気事業の用に供される場合にあつては、その事業用電気工作物が電気の円滑な供給を確保するため技術上適切なものであること。</p> <p>三 特定対象事業に係るものにあつては、その特定対象事業に係る第四十六条の十七第2項の規定による通知に係る評価書に従っているものであること。</p> <p>四 環境影響評価法第二条第3項に規定する第二種事業（特定対象事業を除く。）に係るものにあつては、同法第四条第3項第二号（同条第4項及び同法第二十九条第2項において準用する場合を含む。）の措置がとられたものであること。</p> <p>4 事業用電気工作物を設置する者は、第1項ただし書の場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。</p> <p>5 第1項の認可を受けた者は、第2項ただし書の場合は、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を主務大臣に届け出なければならない。ただし、主務省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>第四十八条 事業用電気工作物の設置又は変更の工事（前条第1項の主務省令で定めるものを除く。）であつて、主務省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画を主務大臣に届け出なければならない。その工事の計画の変更（主務省令で定める軽微なものを除く。）をしようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、その届出に係る工事を開始してはならない。</p> <p>3 主務大臣は、第1項の規定による届出のあつた工事の計画が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。</p> <p>一 前条第3項各号に掲げる要件</p> <p>二 水力を原動力とする発電用の事業用電気工作物に係るものにあつては、その事業用電気工作物が発電水力の有効な利用を確保するため技術上適切なものであること。</p> <p>4 主務大臣は、第1項の規定による届出のあつた工事の計画が前項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から30日（次項の規定により第2項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）以内に限り、その工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる。</p> <p>5 主務大臣は、第1項の規定による届出のあつた工事の計画が第3項各号に適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第2項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、主務大臣は、当該届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。</p>		

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：□□□□枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：□□□□枠内</p>
<p>（事業者の環境の保全の配慮等） 第三十八条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようしなければならない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>電気事業法 （環境の保全の配慮） 第四十六条の二十 特定事業者は、環境影響評価法第三十八条第1項の規定により、環境の保全についての適正な配慮をしてその特定対象事業を実施するとともに、第四十六条の十七第2項の規定による通知に係る評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をしてその特定対象事業に係る事業用電気工作物を維持し、及び運用しなければならない。</p> </div> <p>2 この章の規定による環境の保全に関する審査を行うべき者が事業者の地位を兼ねる場合には、当該審査を行うべき者は、当該審査に係る業務に従事するその者の職員を当該事業の実施に係る業務に従事させないように努めなければならない。</p> <p>（環境保全措置等の報告等） 第三十八条の二 第二十七条の規定による公告を行った事業者（当該事業者が事業の実施前に当該事業を他の者に引き継いだ場合には、当該事業を引き継いだ者）は、第二条第2項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに<u>主務省令で定めるところ</u>により、第十四条第1項第七号ロに掲げる措置（回復することが困難であるためその保全が特に必要であると認められる環境に係るものであって、その効果が確実でないものとして<u>環境省令で定めるもの</u>に限る。）、同号ハに掲げる措置及び同号ハに掲げる措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置であって、当該事業の実施において講じたものに係る報告書（以下「報告書」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の主務省令は、報告書の作成に関する指針につき<u>主務大臣</u>（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が<u>環境大臣に協議して定めるもの</u>とする。</p> <p>3 環境大臣は、関係する行政機関の長に協議して、前項の規定により主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が定めるべき指針に関する<u>基本的事項を定めて公表するもの</u>とする。</p>	<p>⇒「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」（最終改正：平成26年6月27日）参照のこと</p>	<p>⇒（環境保全の効果が不確実な措置等） 第十九条の二 法第三十八条の二第1項の環境省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 希少な動植物の生息環境又は生育環境の保全に係る措置 二 希少な動植物の保護のために必要な措置 三 前二号に掲げるもののほか、回復することが困難であるためその保全が特に必要と認められる環境が周囲に存在する場合に講じた措置であって、その効果が確実でないもの <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>発電所アセス省令 ⇒（報告書作成に関する指針） 第三十四条 特定対象事業に係る法第三十八条の二第2項の報告書の作成に関する指針については、次条及び第三十六条に定めるところによる。 （報告書の作成時期等） 第三十五条 特定対象事業に係る工事が完了した後で報告書を作成するものとする。</p> <p>2 前項の規定により報告書を作成するに当たっては、工事の実施に当たって講じた環境保全措置の効果を確認した上で作成するよう努めるものとする。</p> <p>3 必要に応じて、工事中又は特定対象事業により設置又は変更されることとなった発電所の供用後において、事後調査や環境保全措置の結果等を公表するものとする。 （報告書の記載事項） 第三十六条 前条の規定により報告書を作成するに当たっては、次に掲げる事項について、当該報告書に記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、特定対象事業の名称、特定対象事業により設置又は変更されることとなった発電所の原動力の種類及び出力並びに特定対象事業が実施された区域等、特定対象事業に関する基礎的な情報 </div>

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：<input type="checkbox"/>枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：<input type="checkbox"/>枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：<input type="checkbox"/>枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：<input type="checkbox"/>枠内</p>
<p>電気事業法 (環境影響評価法の適用除外) 第四十六条の二十三 特定事業者の特定対象事業については、環境影響評価法第二十二條から第二十六條まで、第三十三條から第三十七條まで、第三十八條の三第2項、第三十八條の四及び第三十八條の五の規定は、適用しない。</p> <p>(報告書の送付及び公表) 第三十八條の三 前条第1項に規定する事業者は、報告書を作成したときは、<u>環境省令で定めるところにより</u>、第二十二條第1項の規定により第二十一條第2項の評価書の送付を受けた者にこれを送付するとともに、これを公表しなければならない。 2 第二十二條第2項の規定は、前項の規定により同条第1項各号に定める者（環境大臣を除く。）が報告書の送付を受けた場合について準用する。</p> <p>電気事業法 (報告書の公表) 第四十六条の二十一 特定事業者に対する環境影響評価法第三十八條の三第1項の適用については、同項中「第二十二條第1項の規定により第二十一條第2項の評価書の送付を受けた者にこれを送付するとともに、これ」とあるのは、「これ」とする。</p> <p>(環境大臣の意見) 第三十八條の四 環境大臣は、前条第2項において準用する第二十二條第2項各号に定める措置がとられたときは、必要に応じ、<u>政令で定める期間内に</u>、同項各号に掲げる者に対し、報告書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、同項第二号に掲げる者に対する意見は、同号に規定する内閣総理大臣又は各省大臣を経由して述べるものとする。</p> <p>(免許等を行う者等の意見) 第三十八條の五 第二十二條第1項各号に定める者は、第三十八條の三第1項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、<u>政令で定める期間内に</u>、第三十八條の二第1項に規定する事業者に対し、報告書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、前条の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならない。</p>	<p>⇒ (報告書についての環境大臣の意見の提出期間) 第二十条 法第三十八條の四の政令で定める期間は、45日とする。</p> <p>⇒ (報告書についての免許等を行う者等の意見の提出期間) 第二十一条 法第三十八條の五の政令で定める期間は、90日とする。</p>	<p>二 事後調査の項目、手法及び結果 三 環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度 四 第二号の調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置の内容、効果及び不確実性の程度 五 専門家等の助言を受けた場合は、その内容と専門分野等 六 報告書作成以降に事後調査や環境保全措置を行う場合は、その計画及びその結果を公表する旨</p> <p>2 前条の規定により報告書を作成するに当たって専門家等の助言を受けた場合は、当該専門家等の所属機関の属性を報告書に記載するよう努めるものとする。 3 特定対象事業に係る工事中に事業を実施しようとする者（この項において「事業主体」という。）が他の者（この項において「新主体」という。）に引き継がれた場合又は事業主体と供用後に運営管理を行う者（この項において「新運営管理者」という。）が異なる等の場合は、当該新主体若しくは新運営管理者との協力又は当該新主体若しくは新運営管理者への要請等の方法及び内容を、報告書に記載するものとする。</p> <p>⇒ (報告書の公表) 第十九條の三 第一条の二の規定は、法第三十八條の三第1項の規定による報告書の公表について準用する。この場合において、第一条の二第1項中「第一種事業に係る環境影響を受ける範囲と想定される地域内」とあるのは「関係地域内」と、同項第一号、第四号及び同条第二項第一号中「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>⇒ (学識経験を有する者からの意見聴取) 第十九條の四 第一条の二の規定は、法第三十八條の四の規定により環境大臣が意見を述べる場合について準用する。</p>

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：□□□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：□□□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：□□□□□□枠内 発電所アクセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：□□□□□□枠内</p>									
<p>第九章 環境影響評価その他の手続の特例等 省略 第一節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例 第三十八条の六―第四十六条 第二節 港湾計画に係る環境影響評価その他の手続 第四十七条―第四十八条</p> <p>第十章 雑 則 (地方公共団体との連絡) 第四十九条 事業者等は、この法律の規定による公告若しくは縦覧又は説明会の開催について、関係する地方公共団体と密接に連絡し、必要があると認めるときはこれに協力を求めることができる。</p> <p>(国の配慮) 第五十条 国は、地方公共団体（港湾管理者を含む。）が国の補助金等の交付を受けて対象事業の実施（対象港湾計画の決定又は変更を含む。）をする場合には、この法律の規定による環境影響評価その他の手続に要する費用について適切な配慮をするものとする。</p> <p>(技術開発) 第五十一条 国は、環境影響評価に必要な技術の向上を図るため、当該技術の研究及び開発の推進並びにその成果の普及に努めるものとする。</p> <p>(適用除外) 第五十二条 この法律の規定は、放射性物質による大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）及び土壌汚染については、適用しない。 削除（平成26年6月4日） 2 第二章から前章までの規定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第八十七条の規定による災害復旧の事業又は同法第八十八条第2項に規定する事業、建築基準法（昭和25年法律第201号）第八十四条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第五条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第三号に規定する事業については、適用しない。</p> <p>(命令の制定とその経過措置) 第五十三条 第二条第2項又は第3項の規定に基づく政令であつてその制定又は改廃により新たに対象事業となる事業（新たに第二種事業となる事業のうち第四条第3項第一号（第三十九条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の措置がとられたものを含む。以下「新規対象事業等」という。）があるもの（以下この条及び次条第1項において「対象事業等政令」という。）の施行の際、当該新規対象事業等について、条例又は行政手続法（平成5年法律第88号）第三十六条に規定する行政指導（地方公共団体が同条の規定の例により行うものを含む。）その他の措置（以下「行政指導等」という。）の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類（対象事業等政令の施行に際し次項の規定により指定されたものに限る。）があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。 一 第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項の決定に当たって、一又は二以上の事業実施想定区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行った結果を記載したものであると認められる書類 第三条の三第1項の</p>	<p>(都市計画に定められる対象事業) 省略 第二十二条―第二十四条</p> <p>(対象港湾計画に定められる対象事業) 省略 第二十六条</p> <div data-bbox="1032 1480 1893 1858" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>←電気事業法施行令 (環境影響評価法の適用に当たつての技術的読替え) 第六条 法第四十六条の二十二の規定による特定事業者に対する環境影響評価法（平成9年法律第81号）の規定の適用に当たつての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1053 1648 1875 1852"> <thead> <tr> <th>読み替える環境影響評価法の規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第五十三条第1項第八号及び附則第二条第1項第八号</td> <td>第二十六条第2項の</td> <td>電気事業法第四十六条の十七第2項の規定による通知に係る</td> </tr> <tr> <td>第五十四条第1項及び第3項</td> <td>第七章まで</td> <td>第七章まで及び電気事業法第三章第二節第二款の二</td> </tr> </tbody> </table> </div>	読み替える環境影響評価法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第五十三条第1項第八号及び附則第二条第1項第八号	第二十六条第2項の	電気事業法第四十六条の十七第2項の規定による通知に係る	第五十四条第1項及び第3項	第七章まで	第七章まで及び電気事業法第三章第二節第二款の二	<p>(都市計画決定権者が手続を行う場合の読替え) 省略 第二十条―第二十一条</p>
読み替える環境影響評価法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句									
第五十三条第1項第八号及び附則第二条第1項第八号	第二十六条第2項の	電気事業法第四十六条の十七第2項の規定による通知に係る									
第五十四条第1項及び第3項	第七章まで	第七章まで及び電気事業法第三章第二節第二款の二									

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：□□□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：□□□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：□□□□□□枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：□□□□□□枠内</p>
<p>配慮書</p> <p>二 主務大臣が前号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第三条の六の書面</p> <p>三 環境影響評価の項目を記載した書類であって環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する地方公共団体の長（以下この項において「関係地方公共団体の長」という。）に対する送付、縦覧その他の第三者の意見を聴くための手続及び第七条の二第1項の規定による周知のための措置に相当する手続を経たものであると認められるもの 第七条及び第七条の二の手続を経た方法書</p> <p>四 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要を記載した書類であって関係地方公共団体の長に対する送付の手続を経たものであると認められるもの 第九条の手続を経た同条の書類</p> <p>五 関係地方公共団体の長が第三号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第十条第1項又は第4項の書面</p> <p>六 環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの一般の意見を聴くための準備として作成された書類であって第十六条の公告及び縦覧並びに第十七条第1項の規定による周知のための措置に相当する手続を経たものであると認められるもの 第十六条及び第十七条の手続を経た準備書</p> <p>七 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要を記載した書類であって関係地方公共団体の長に対する送付の手続を経たものであると認められるもの 第十九条の手続を経た同条の書類</p> <p>八 関係地方公共団体の長が第六号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第二十条第1項又は第4項の書面</p> <p>九 前号の意見が述べられた後に第六号に掲げる書類の記載事項の検討を行った結果を記載したものであると認められる書類 第二十一条第2項の評価書</p> <p>十 関係する行政機関の意見が述べられる機会が設けられており、かつ、その意見を勘案して第六号又は前号に掲げる書類の記載事項の検討を行った結果を記載したものであると認められる書類 第二十六条第2項の評価書</p> <p>十一 第二十七条の公告に相当する公開の手続を経たものであると認められる書類 同条の手続を経た評価書</p> <p>2 前項各号に掲げる書類は、当該書類の作成の根拠が条例又は行政指導等（地方公共団体に係るものに限る。）であるときは環境大臣が当該地方公共団体の意見を聴いて、行政指導等（国の行政機関に係るものに限る。）であるときは主務大臣が環境大臣（第一種事業若しくは第二種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業若しくは第二種事業又は第一種事業若しくは第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業若しくは第二種事業について当該都市計画を定める都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行うものとする旨を定める行政指導等にあつては、国土交通大臣が主務大臣及び環境大臣）に協議して、それぞれ指定するものとする。</p> <p>3 前項の規定による指定の結果は、公表するものとする。</p> <p>4 前三項（第1項第一号から第三号まで及び第八号を除く。）の規定は、第四十八条第1項の規定に基づく政令の制定又は改廃により新たに同項の対象港湾計画となった港湾計画について準用する。この場合において、第1項中「第二条第2項又は第3項の規定に基づく政令であつてその制定又は改廃により新たに対象事業となる事業（新たに第二種事業となる事業のうち第四条第3項第一号（第三十九条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の措置がとられたものを含む。以下「新規対象事業等」という。）があるもの（以下この条及び次条第1項において「対象事業等政令」という。）」とあるのは「第四十八条第1項の政令（以下この条において「対象港湾計画政令」という。）」と、「当該新規対象事業等」とあるのは「第4項に規定する港湾計画」と、「対象事業等政令の施行」とあるのは「対象港湾計画政令の施行」と、同項第六号中「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影</p>		

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：□□□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：□□□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：□□□□□□枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：□□□□□□枠内</p>
<p>響評価」と、「第十六条の公告」とあるのは「第四十八条第2項において準用する第十六条の公告」と、「第十七条第1項」とあるのは「第四十八条第2項において準用する第十七条第1項」と、「第十六条及び第十七条の経た準備書」とあるのは「第四十八条第2項において準用する第十六条及び第十七条の経た第四十八条第2項において準用する第十四条の港湾環境影響評価準備書」と、同項第七号中「第十九条」とあるのは「第四十八条第2項において準用する第十九条」と、同項第八号中「第二十条第1項」とあるのは「第四十八条第2項において準用する第二十条第1項」と、同項第九号中「第二十一条第2項の評価書」とあるのは「第四十八条第2項において準用する第二十一条第2項の港湾環境影響評価書」と、同項第十号中「第二十七条」とあるのは「第四十八条第2項において準用する第二十七条」と、「評価書」とあるのは「港湾環境影響評価書」と、第2項中「環境大臣（第一種事業若しくは第二種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業若しくは第二種事業又は第一種事業若しくは第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業若しくは第二種事業について当該都市計画を定める都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行うものとする旨を定める行政指導等にあつては、国土交通大臣が主務大臣及び環境大臣）」とあるのは「環境大臣」と読み替えるものとする。</p> <p>第五十四条 新規対象事業等であつて次に掲げるもの（第一号から第四号までに掲げるものにあつては、対象事業等政令の施行の日（以下この条において「政令施行日」という。）以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは政令で定める軽微な変更その他の政令で定める変更のみをして実施されるものに限る。）については、第二章から前章までの規定は、適用しない。</p> <p>一 第二条第2項第二号イに該当する事業であつて、政令施行日前に免許等が与えられ、又は特定届出がなされたもの</p> <p>二 第二条第2項第二号ロに該当する事業であつて、政令施行日前に同号ロに規定する国の補助金等の交付の決定がなされたもの</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、法律の規定により定められる国の計画で政令で定めるものに基づいて実施される事業であつて、政令施行日前に当該国の計画が定められたもの</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、政令施行日前に都市計画法第十七条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業（当該都市計画に定められた都市施設に係る事業を含む。以下同じ。）</p> <p>五 前二号に掲げるもののほか、第二条第2項第二号ハからホまでに該当する新規対象事業等であつて、政令施行日から起算して6月を経過する日までに実施されるもの</p> <p>2 前項の場合において、当該新規対象事業等について政令施行日前に条例の定めるところに従って前条第1項各号に掲げる書類のいずれかが作成されているときは、第六十条の規定にかかわらず、当該条例の定めるところに従って引き続き当該事業に係る環境影響評価その他の手続を行うことができる。</p> <p>3 第1項各号に掲げる事業に該当する事業であつて、政令施行日以後の内容の変更（環境影響の程度を低減するものとして政令で定める条件に該当するものに限る。）により新規対象事業等として実施されるものについては、第二章から前章までの規定は、適用しない。</p> <p>第五十五条 前条第1項各号に掲げる事業に該当する新規対象事業等を実施しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該新規対象事業等について、第三条の二から第三条の九まで及び第五条から第二十七条まで、第五条から第二十七条まで又は第十一条から第二十七条までの規定の例による計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行うことができる。</p> <p>2 第二十八条から第三十一条まで及び第三十二条第2項の規定は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行う対象事業について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは、「第五十五条第1項に規定する新規対</p>		

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：□□□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：□□□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：□□□□□□枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：□□□□□□枠内</p>
<p>象事業等を実施しようとする者」と読み替えるものとする。</p> <p>第五十六条 前三条に定めるもののほか、この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。</p> <p>（政令への委任）</p> <p>第五十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>電気事業法 （環境影響評価法の適用に当たつての技術的読替え等）</p> <p>第四十六条の二十二 この節に定めるもののほか、特定事業者に対する環境影響評価法の規定の適用に当たつての技術的読替えその他特定事業者に対する同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p> </div> <p>（主務大臣等）</p> <p>第五十八条 この法律において主務大臣は、次の各号に掲げる事業及び港湾計画の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 第二条第2項第二号イに該当する事業 免許等又は特定届出に係る事務を所掌する主任の大臣 二 第二条第2項第二号ロに該当する事業 交付決定権者の行う決定に係る事務を所掌する主任の大臣 三 第二条第2項第二号ハに該当する事業 法人監督者が行う監督に係る事務を所掌する主任の大臣 四 第二条第2項第二号ニに該当する事業 当該事業の実施に関する事務を所掌する主任の大臣 五 第二条第2項第二号ホに該当する事業 当該事業の実施に関する事務を所掌する主任の大臣及び当該事業に係る同号ホの免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意又は届出に係る事務を所掌する主任の大臣 六 港湾計画 国土交通大臣 <p>2 この法律において、主務省令とは主務大臣の発する命令（主務大臣が内閣府の外局の長であるときは、内閣府令）とし、主務省令・国土交通省令とは主務大臣（主務大臣が内閣府の外局の長であるときは、内閣総理大臣）及び国土交通大臣の発する命令（主務大臣が国土交通大臣であるときは、国土交通大臣の発する命令）とする。</p>		<p>発電所アセス省令 （フレキシブルディスク【以下「FDという。」】による手続）</p> <p>第三十七条 第十五条の届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を様式第二により記録したFD及び様式第三のFD提出票を提出することにより行うことができる。</p> <p>（フレキシブルディスクの構造）</p> <p>第三十八条 前条のFDは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格【以下「JIS」という。】X 6221に適合する90mmFDカートリッジ 二 JIS X 6223 に適合する90mmFDカートリッジ （フレキシブルディスクの記録方式） <p>第三十九条 第三十七条の規定によるFDへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 トラックフォーマットについては、前条第一号のFDに記録する場合にあってはJIS X 6222 に、同条第二号のFDに記録する場合にあってはJIS X 6225 に規定する方式 二 ボリューム及びファイル構成については、JIS X 0605 に規定する方式 三 文字の符号化表現については、JIS X 0208 附属書1に規定する方式 <p>2 第三十七条の規定によるFDへの記録は、JIS X 0201 及び X 0208 に規定する図形文字並びにJIS X 0211 に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。</p> <p>（フレキシブルディスクにはり付ける書面）</p> <p>第四十条 第三十七条のFDには、JIS X 6221 又は X 6223 に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 提出者の氏名又は名称 二 提出年月日

<p>環境影響評価法（最終改正：平成26年6月4日） 電気事業法（最終改正：平成30年6月8日）：□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行令（最終改正：平成28年9月30日） 電気事業法施行令（最終改正：平成29年11月10日）：□□□□枠内</p>	<p>環境影響評価法施行規則（最終改正：平成24年10月24日） 電気事業法施行規則（最終改正：平成30年12月27日）：□□□□枠内 発電所アセス省令（最終改正：平成28年3月23日）：□□□□枠内</p>
<p>（事務の区分）</p> <p>第五十九条 第四条第1項第一号若しくは第五号又は第二十二條第1項第一号、第二号若しくは第六号に定める者（地方公共団体の機関に限る。以下「第四条第1項第一号等に定める者」という。）が、この法律の規定により行うこととされている事務は、当該第四条第1項第一号等に定める者が行う免許等若しくは第二条第2項第2号ホに規定する免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意又は特定届出若しくは同号ホに規定する届出に係る事務が地方自治法（昭和22年法律第67号）第二条第9項第一号に規定する第一号法定受託事務（以下単に「第一号法定受託事務」という。）である場合は第一号法定受託事務と、同項第二号に規定する第二号法定受託事務（以下単に「第二号法定受託事務」という。）である場合は第二号法定受託事務とする。</p> <p>2 第四条第1項第二号又は第二十二條第1項第三号に定める者（都道府県の機関に限る。）が、この法律の規定により行うこととされている事務は、第一号法定受託事務とする。</p> <p>（他の法律との関係）</p> <p>第六十条 第二条第2項第一号ホに掲げる事業の種類に該当する第一種事業又は第二種事業に係る環境影響評価その他の手続については、この法律及び電気事業法の定めるところによる。</p> <p>（条例との関係）</p> <p>第六十一条 この法律の規定は、地方公共団体が次に掲げる事項に関し条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。</p> <p>一 第二種事業及び対象事業以外の事業に係る環境影響評価その他の手続に関する事項</p> <p>二 第二種事業又は対象事業に係る環境影響評価についての当該地方公共団体における手続に関する事項（この法律の規定に反しないものに限る。）</p> <p>（地方公共団体の施策におけるこの法律の趣旨の尊重）</p> <p>第六十二条 地方公共団体は、当該地域の環境に影響を及ぼす事業について環境影響評価に関し必要な施策を講ずる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。</p> <p>附 則 省略</p>	<p>附 則 省略</p>	<p>附 則 省略</p>